

# 西部ブロック ごみ処理広域化計画

(素案)

令和7年2月

岡山県西部衛生施設組合





# ～ 目 次 ～

## 第1章 計画の基本的事項

①	計画策定の背景と目的	1-1
②	本計画の位置づけ	1-3
③	計画期間	1-5

## 第2章 西部ブロックの現状（特徴）

①	西部ブロックの位置	2-1
②	自然環境の把握	2-2
③	社会的状況	2-5

## 第3章 ごみ処理の現状と課題

①	ごみ処理主体と処理施設	3-1
②	ごみ分別区分	3-4
③	ごみ収集運搬体制	3-5
④	ごみの排出状況	3-7
⑤	ごみの資源化状況	3-10
⑥	ごみの最終処分状況	3-11
⑦	ごみ処理体制（ごみ処理の流れ）	3-12
⑧	ごみ処理コスト	3-14
⑨	ごみ処理の課題	3-15

## 第4章 広域化の基本方針と目標

①	計画の基本方針	4- 1
②	計画の数値目標	4- 3
③	数値目標の評価	4-12

## 第5章 構成市町が取り組む施策

①	発生・排出削減・資源化に関する施策	5- 1
②	適正処理に関する施策	5- 2

## 第6章 広域化計画

①	ごみ処理計画	6- 1
①-1	ごみ処理方法及び処理主体	6- 1
①-2	共同処理における分別の統一について	6- 3
①-3	収集・運搬計画	6- 5
①-4	中間処理計画	6- 6
①-5	最終処分計画	6-15
①-6	その他の計画	6-19

## 第7章 施策推進体制

①	施策推進体制	7- 1
---	--------	------



## 第1章

# 計画の基本的事項



## 1 計画策定の背景と目的

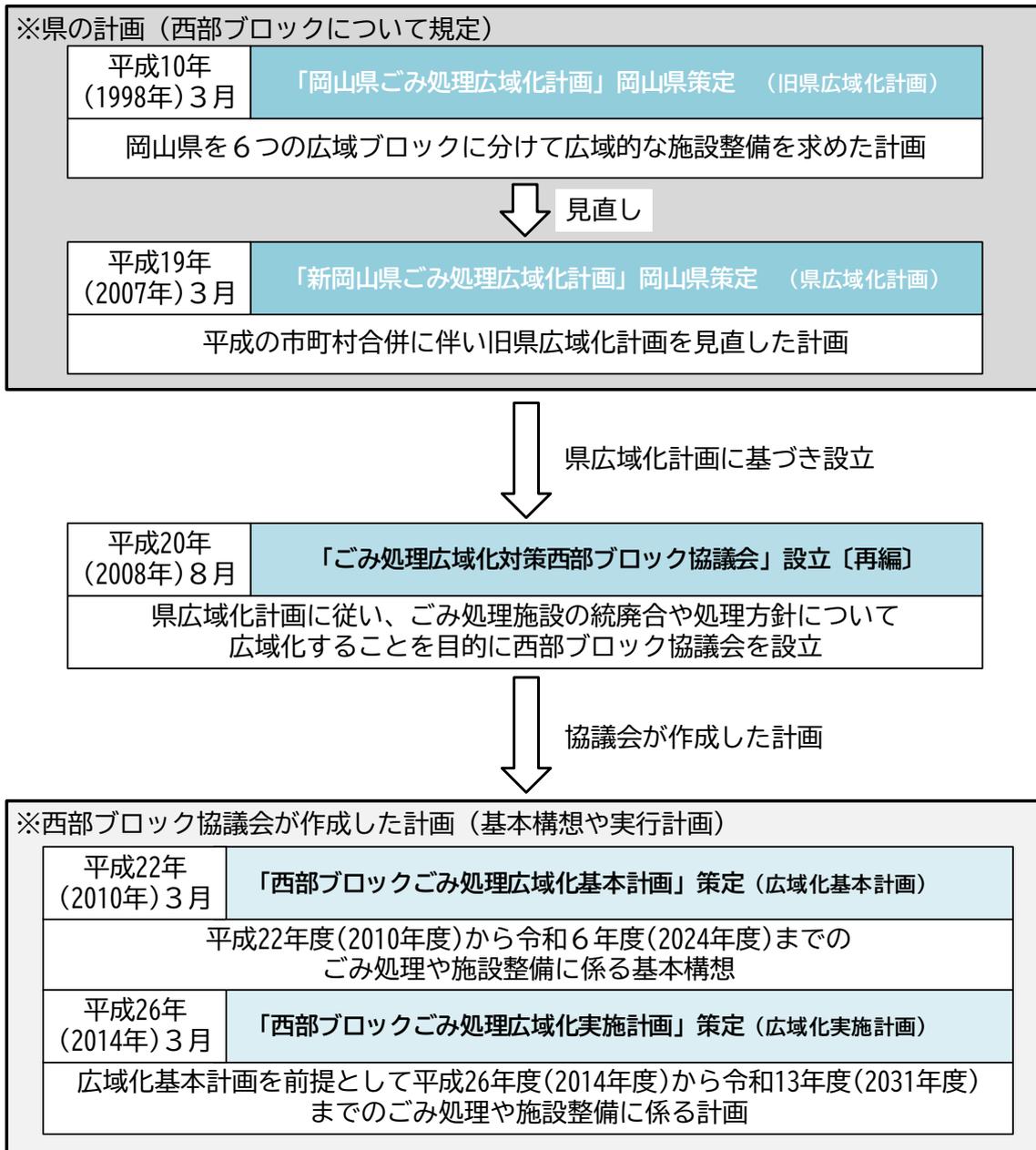
笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町（以下、この3市2町を「構成市町」という。）は、平成20年（2008年）8月に「ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会」（以下「西部ブロック協議会」という。）を設立し、岡山県が策定した「新岡山県ごみ処理広域化計画（H19.3）」（以下「県広域化計画」という。）に基づき、「西部ブロックごみ処理広域化基本計画」（以下「広域化基本計画」という。）を、広域化基本計画に示す施設整備の方向性をより具体化した「西部ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）を策定し、ごみ処理の効率化等を推進しています。

なお、西部ブロック協議会は、岡山県西部衛生施設組合（以下「本組合」という。）と同一の構成市町であり、広域関連のごみ処理は、本組合の事務として位置づけられていることから、今後の計画策定等は本組合が行うこととします。

本組合では、西部ブロック協議会による広域化実施計画に基づき、ごみ処理の集約化・広域化を図るため、井笠広域一般廃棄物埋立処分場を令和4年（2022年）4月に供用開始し、井笠広域里庄清掃工場を令和8年（2026年）4月の供用開始を目指し整備を行っています。これらの整備により広域化基本計画、広域化実施計画の主目的は達成することになります。

「第2期西部ブロックごみ処理広域化計画」（以下「本計画」という。）は、構成市町のごみ処理を長期安定して行うため、広域化基本計画の第2期、さらに、広域化実施計画の後期計画を併せもったものとしします。

◆図表 1-1-1 西部ブロック協議会におけるこれまでの経緯



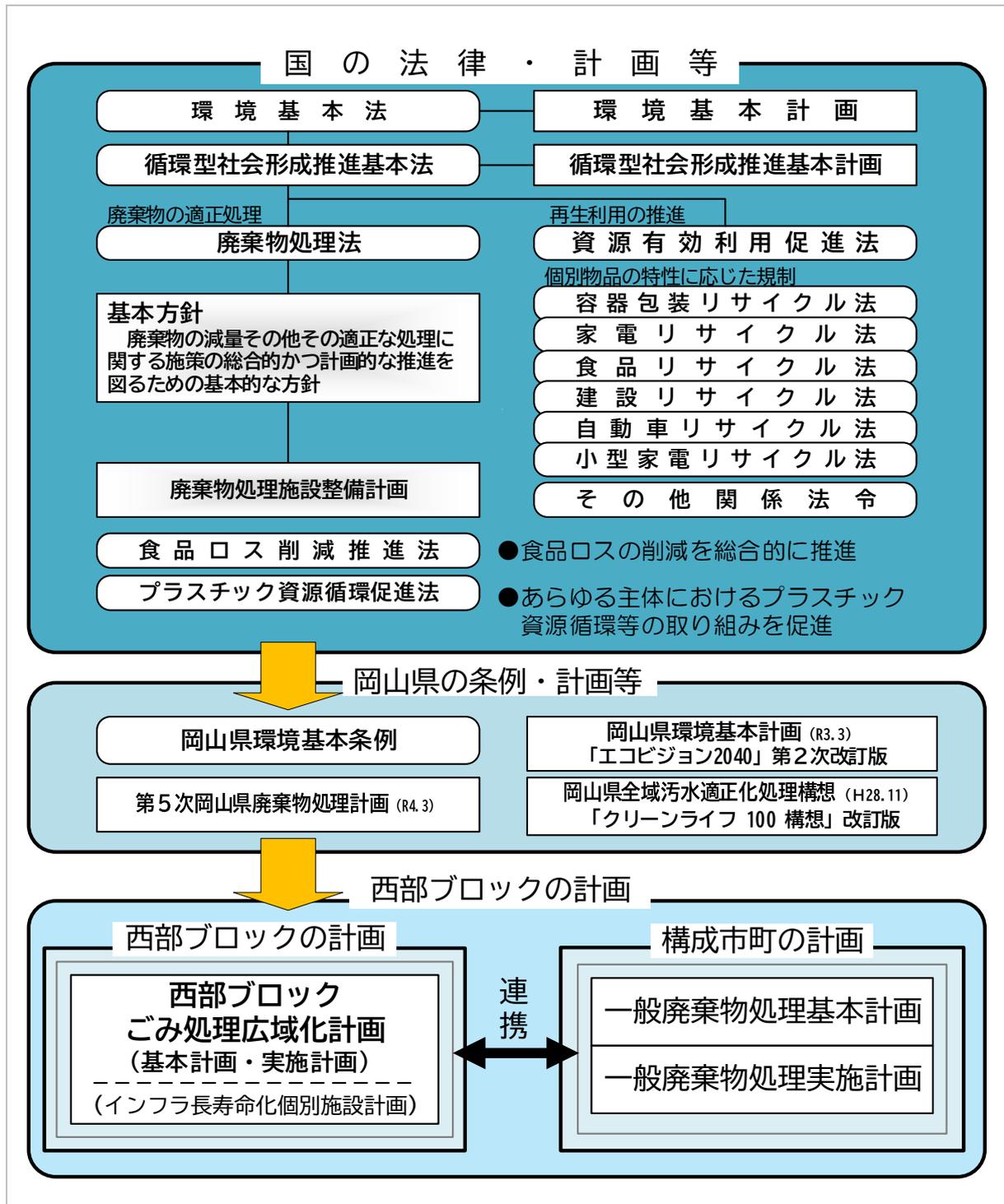
※広域化実施計画に基づくごみ処理の集約化・広域化等

整備施設等	期 間	概 要
井笠広域 一般廃棄物埋立処分場	令和4年(2022年)4月 供用開始	構成市町において独自での処理以外の最終処分を安定的に行う施設の整備・運営
井笠広域 里庄清掃工場	令和8年(2026年)4月 供用開始予定	3施設での処理を1施設に集約化し、可燃ごみ処理の効率化と発電施設整備による二酸化炭素排出削減に寄与できる施設の整備・運営

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、国や岡山県の法律・条例・計画等に則して定めるもので、安定かつ適正なごみの広域処理を継続して行うため、構成市町が策定している「一般廃棄物処理基本計画」及び「一般廃棄物処理実施計画」との整合を保ちつつ策定することとします。本計画の位置づけは、次のとおりです。

◆図表 1-2-1 本計画の位置づけ



※第5次岡山県廃棄物処理計画に示されたごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化計画の基本方針

**(1) 排出抑制を基本とした広域化・集約化の推進**

広域化・集約化を進めていく場合にあっても、徹底したごみの排出抑制を行い、焼却処理・埋立処分するごみを可能な限り削減することを基本とします。

**(2) 持続可能な適正処理の確保**

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されていることから、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要があります。

このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業を目指します。

**(3) 気候変動対策の推進**

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化や、発電効率・熱利用率の向上に努めることで、温室効果ガスの削減に配慮し、地球温暖化対策に資するごみ処理施設の整備を推進します。

**(4) 総合的なリサイクルの推進**

広域処理施設の導入に当たっては、資源ごみの回収を行うリサイクルセンターや、発電や熱回収等のエネルギー回収機能を備えた焼却施設、地域特性によっては廃棄物系バイオマスの利活用を図る処理施設など、リサイクルに関する総合的な観点を備えた施設整備を推進します。

**(5) 最終処分場の確保**

リサイクルや焼却灰等の溶融・焼成、セメント原料化等により、埋立対象物の減量化を図るとともに、必要な最終処分場の整備を進め、残余容量の確保に努めます。

**(6) 災害対策の強化**

地震や水害等の災害時に、施設が稼働不能とならないよう、広域処理施設の整備に当たっては、耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性の確保に努めるほか、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も想定します。

**(7) 公共事業費の縮減**

交付金制度の下、ブロックごとに効率的な広域的施設整備を進め、全体的な事業費の縮減に努めます。

(資料：「第5次岡山県廃棄物処理計画」岡山県)

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）を初年度とし、計画目標年度を令和21年度（2039年度）とします。

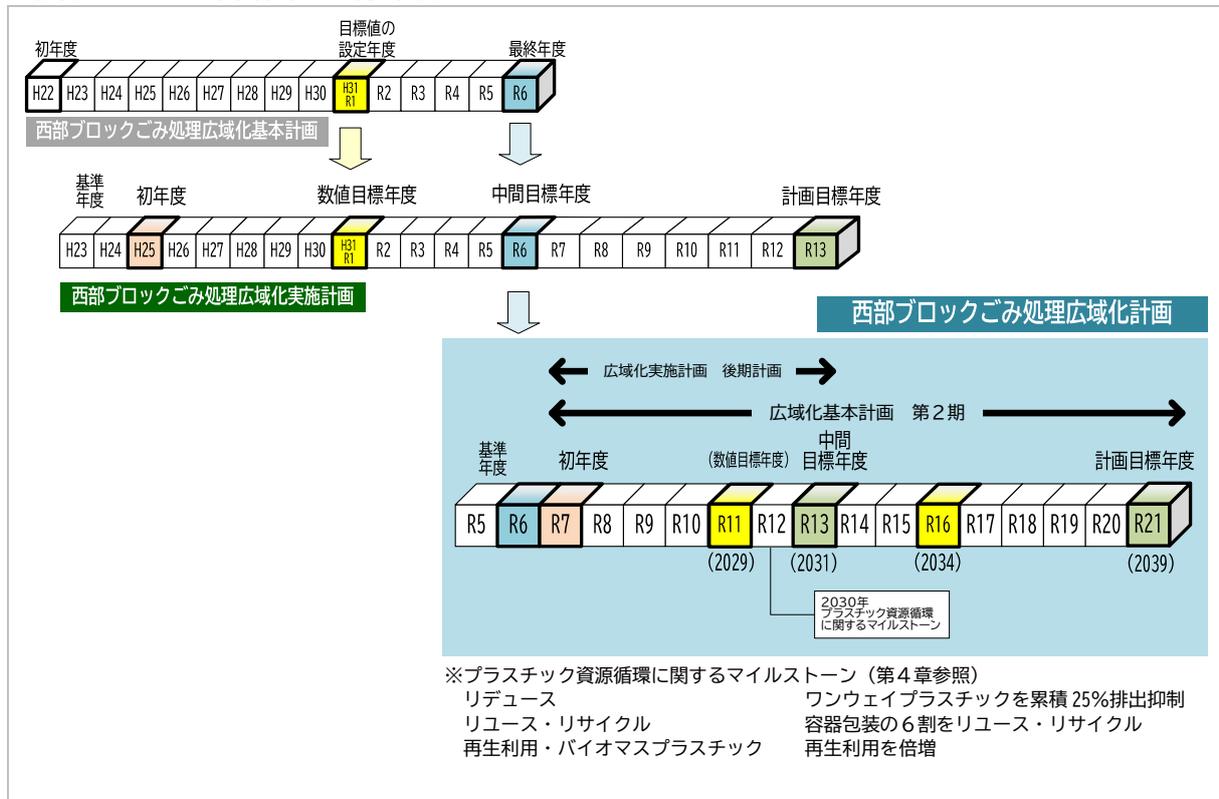
本計画は、令和6年度（2024年度）末に終了する広域化基本計画の第2期、さらに、広域化実施計画の後期計画を併せもったものとしてします。

以上を踏まえ、本計画の初年度を令和7年度（2025年度）とし、計画期間を15年間として最終目標年度を令和21年度（2039年度）とします。

数値目標年度は、5年毎に進捗管理するものとし、前期の令和11年度（2029年度）とします。また、中間目標年度は、広域化実施計画の後期計画最終年の令和13年度（2031年度）とします。

計画の見直しは、国が示すプラスチック資源循環に関するマイルストーンの達成状況等を踏まえたうえで行うものとし、中間目標年度とする令和13年度（2031年度）を基本とします。なお、環境関連法令の改正等への対応等、必要な場合はその都度、見直しを行うものとします。

◆図表 1-3-1 本計画の目標年度など





## 第2章

# 西部ブロックの 現状(特徴)

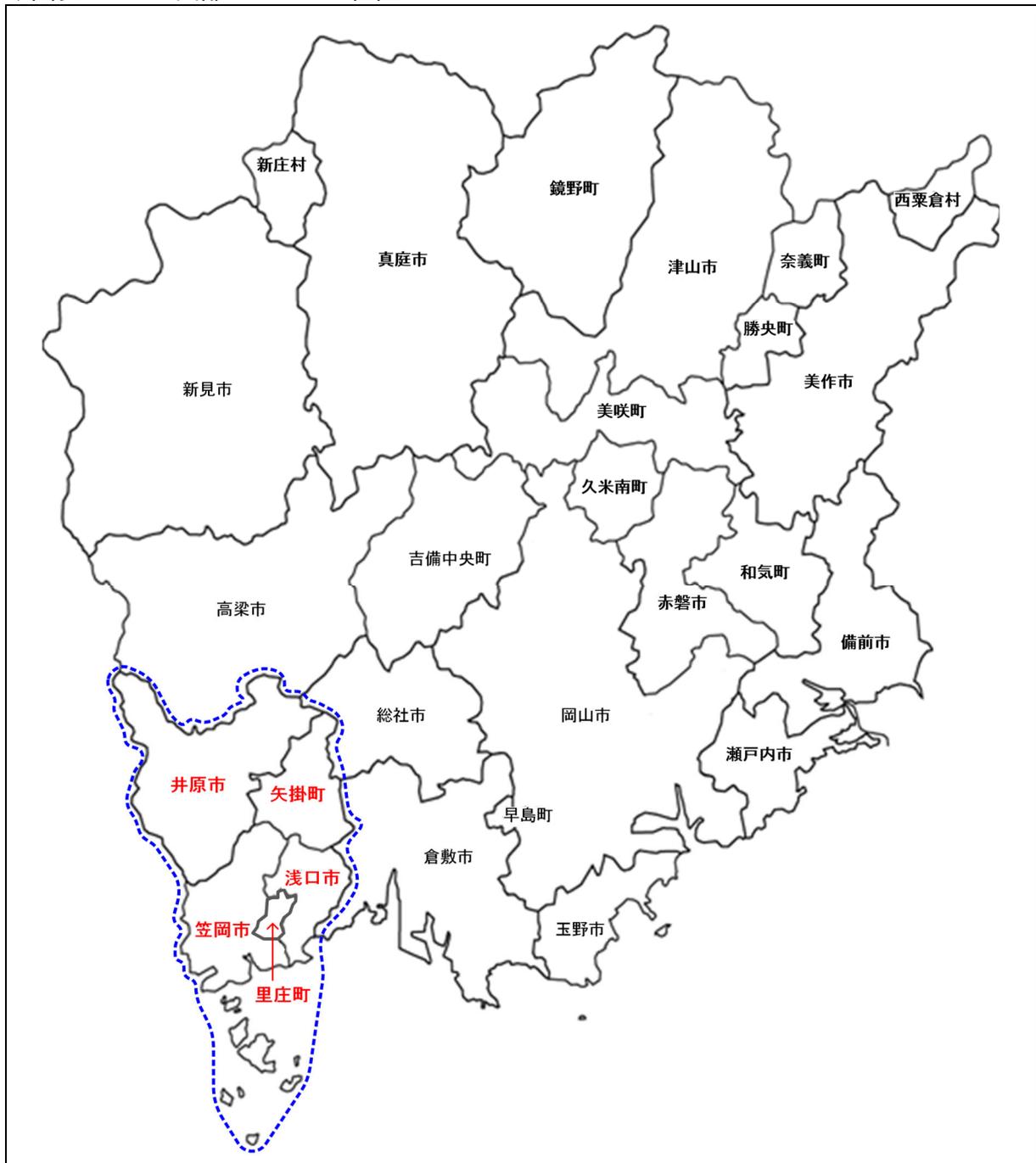


## 1 西部ブロックの位置

西部ブロックは岡山県の南西部に位置し、広島県福山市及び神石高原町と隣接しています。地形は、北部の丘陵・台地、中部の小田川に沿った平地、南部の沿岸地帯から構成されています。また、笠岡湾奥には大規模な干拓地が広がり、北部には小田川、美山川、南部には里見川、西部には高屋川などが流れています。

西部ブロックの国勢調査による人口は 141,608 人（令和2年（2020年）10月1日現在）で、岡山県全体（1,888,432人）の7.5%を占めています。西部ブロックは、東西に約25km、南北に約50km（島嶼部を含む）で面積は549.09km<sup>2</sup>（令和2年（2020年）10月1日現在）であり、岡山県全体（7,114.33km<sup>2</sup>）の7.7%を占めています。

◆図表 2-1-1 西部ブロックの位置



## 2 自然環境の把握

### (1) 地形

西部ブロックの地形は、南部に位置する笠岡市、浅口市、里庄町は丘陵地が多く、少ない平坦地と江戸時代から営々と続けられた数箇所の埋立地や干拓地に主要な市街地が形成されており、海上部には島々が飛び石状に点在しています。また、北部に位置する井原市、矢掛町の地形は、北側の山地・丘陵地と南側の小田川に沿った平地や低地に大別されます。

### (2) 河川

主要な河川は、図表 2-2-1 に示すように、北部において広島県神石高原町に源を発する一級河川の小田川（高梁川水系）が鳴川、雄神川、美山川、稲木川等の支川からの流入を受けながら約 40 km東流し、倉敷市内で高梁川に合流しています。また、広島県福山市神辺町に源を発する一級河川高屋川（芦田川水系）が高草川等の支川からの流入を受けながら広島県福山市内で芦田川に合流しています。

一方で、南部の河川は小河川が多く、笠岡市に吉田川等が、浅口市に里見川等が、里庄町に新庄川等が流れています。これらの河川は水量が少ないため、ため池が多いのが特徴です。

#### ① 河川流量

主要河川の河川流量を図表 2-2-2 に示します。西部ブロックを流れる河川の流量は、河川水質を評価する場合に用いられる低水流量時において、小田川では  $3\text{m}^3/\text{s}$  程度、高屋川では  $1\text{m}^3/\text{s}$  未満と、高梁川、芦田川各本川の  $1/10$  程度と小さい値です。また、平均流量を比流量（流域面積  $\text{km}^2$  当たりの流量）でみた場合、降水量が年間  $1,200\text{mm}/\text{年}$ 程度と少ない地域であることを反映して、小田川（本川も含む）、高屋川とも  $0.02\sim 0.03\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$ であり、降水量が  $1,600\sim 1,800\text{mm}/\text{年}$ 程度と多い広島県西部の  $0.05\text{m}^3/\text{s}/\text{km}^2$ の  $1/2$  程度です。

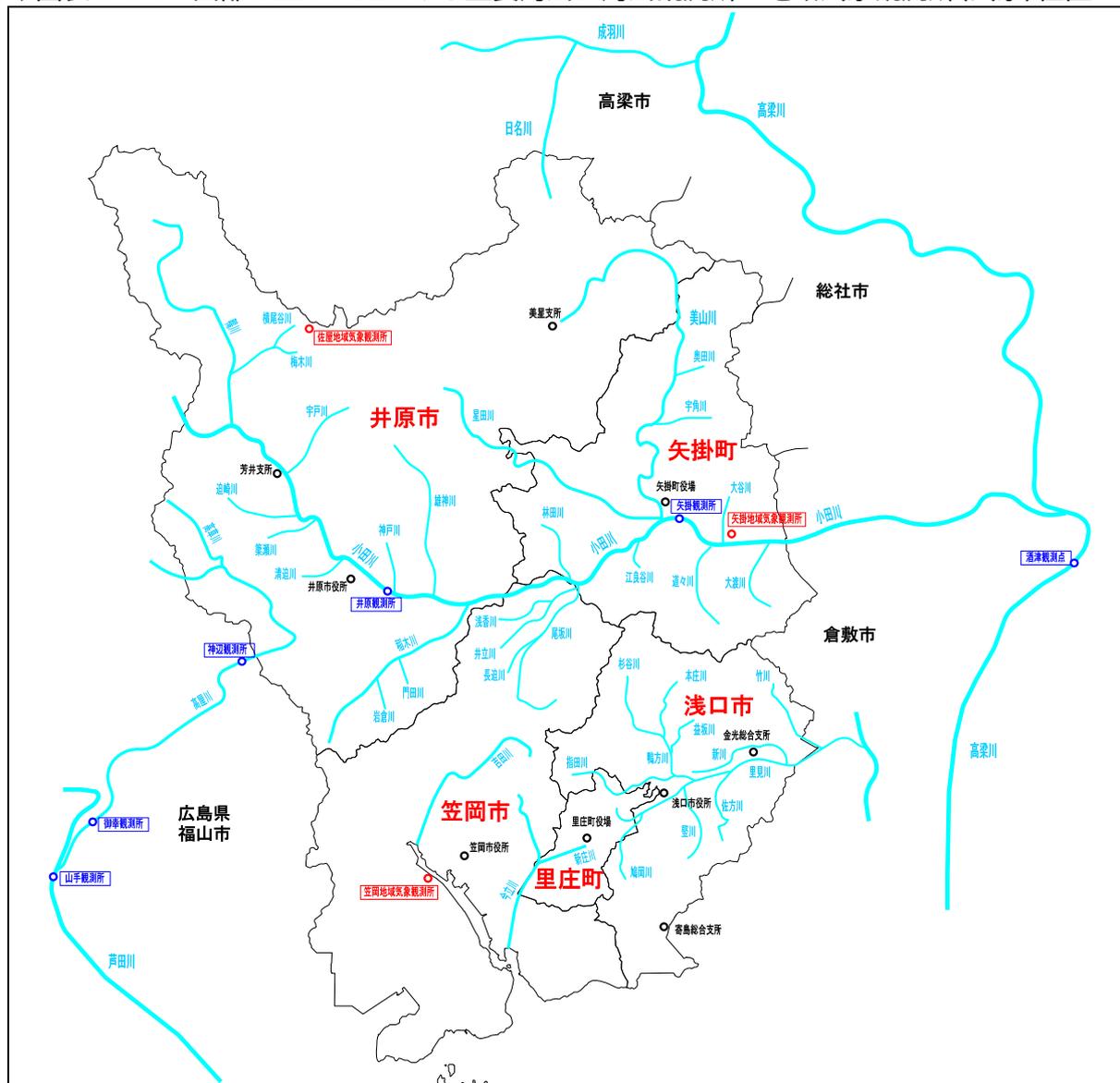
#### ② 水利用

西部ブロックを流れる河川における水利用は、河川管理者の許可を得て行っているもの（許可水利権）や明治時代以前から認められていた水利権（慣行水利権）によるものがあり、農業用水の利用が主です。また、水道水源としての利用は、河川水を直接取水するものではなく、浅井戸等により伏流水を取水しています。

農業用の取水は、JA晴れの国岡山の水稲栽培暦によると、6月の田植えから10月の収穫までの間、灌漑されており、概ね西部ブロック全域において行われています。

なお、矢掛町においては、「矢掛町水道水源保護条例」を制定し、条例に基づき水道水源保護地域を指定しています。

◆図表 2-2-1 西部ブロックにおける主要河川と河川観測所・地域気象観測所(気象)位置



◆図表 2-2-2 主要河川の河川流量

水系	河川	観測所	流域面積 km <sup>2</sup>	区分	単位	最大流量	豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	最小流量	平均流量	統計年
高梁川	小田川	井原 (いばら)	219.0	流量	m <sup>3</sup> /s	244.15	6.98	4.02	2.53	1.10	0.78	6.30	平均値 2011~2022
				比流量	m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup>	1.115	0.032	0.018	0.012	0.005	0.004	0.029	
	小田川	矢掛 (やかげ)	407.0	流量	m <sup>3</sup> /s	518.69	6.61	3.82	2.62	1.56	1.00	8.71	平均値 2011~2022
				比流量	m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup>	1.274	0.016	0.009	0.006	0.004	0.002	0.021	
	高梁川	酒津 (さかつ)	2,644.0	流量	m <sup>3</sup> /s	2,387.58	53.53	34.34	23.06	11.01	5.96	57.47	平均値 2011~2021
				比流量	m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup>	0.903	0.020	0.013	0.009	0.004	0.002	0.022	
芦田川	高屋川	神辺 (かんなべ)	30.1	流量	m <sup>3</sup> /s	26.15	0.10	0.06	0.04	0.02	0.00	0.17	平均値 2002~2009
				比流量	m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup>	0.869	0.003	0.002	0.001	0.001	0.000	0.006	
	高屋川	御幸 (みゆき)	146.0	流量	m <sup>3</sup> /s	145.61	1.84	0.93	0.57	0.31	0.08	2.54	平均値 2011~2022
				比流量	m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup>	0.997	0.013	0.006	0.004	0.002	0.001	0.017	
	芦田川	山手 (やまて)	798.8	流量	m <sup>3</sup> /s	764.18	9.57	5.27	3.79	2.13	1.09	14.84	平均値 2011~2022
				比流量	m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup>	0.957	0.012	0.007	0.005	0.003	0.001	0.019	
平均値(上記すべて)		平均値		比流量	m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup>	1.019	0.016	0.009	0.006	0.003	0.002	0.019	
		最大値		比流量	m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup>	1.274	0.032	0.018	0.012	0.005	0.004	0.029	
(参考) 広島県大田川(矢口第一)				比流量	m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup>	1.639	0.053	0.032	0.020	0.012	0.008	0.049	1993~2022

(資料: 「水文水質データベース」国土交通省)

注) 高梁川、芦田川の観測所位置は、図表 2-2-1 参照

### (3) 気象

西部ブロックの気候は、温暖で降水量が少ない瀬戸内海気候に属します。ここでは、中国地方において特徴的である降水量について以下に示します。

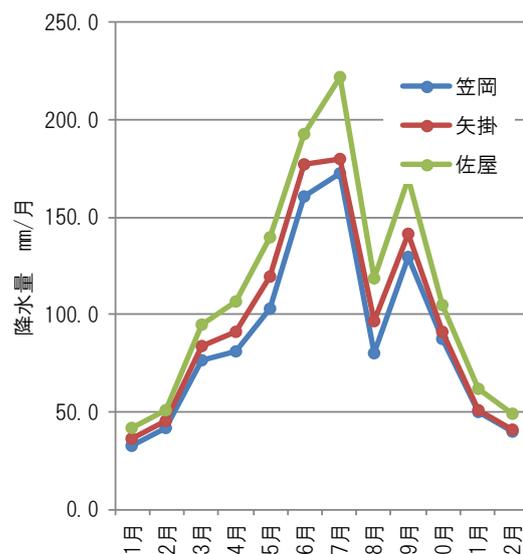
西部ブロックにおける年間降水量（平年値）は、北部の佐屋地域気象観測所が1,367.7mm/年、中部の矢掛地域気象観測所、南部の笠岡地域気象観測所では少なく、1,155.2mm/年、1,155.1mm/年です。なお、中国地方において比較的降水量の多い広島県西部の降水量は1,600～1,800mm/年程度であり、西部ブロックの降水量はその7割程度に留まります。

◆図表 2-2-3 西部ブロックの降水量（平年値）比較

	笠岡	矢掛	佐屋
1月	33.0	36.7	41.5
2月	41.6	45.5	50.5
3月	76.6	83.8	94.6
4月	81.2	91.6	106.8
5月	102.7	119.4	139.8
6月	160.7	177.6	192.5
7月	172.9	179.6	222.0
8月	80.0	96.5	118.4
9月	129.2	141.7	170.3
10月	87.5	91.0	104.8
11月	50.2	50.7	62.0
12月	39.6	41.3	49.1
年	1,155.1	1,155.2	1,367.7

（統計期間：1991(平成3年)～2020(令和2年)）

注) 上記表は平均値を示したもので、各月の合計と年の値は一致していません。

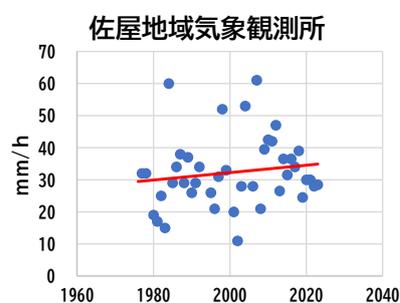
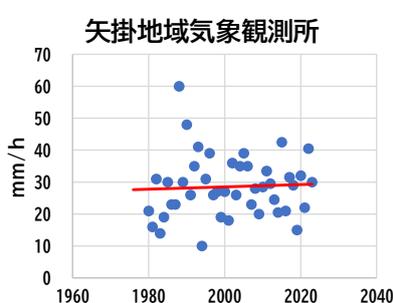
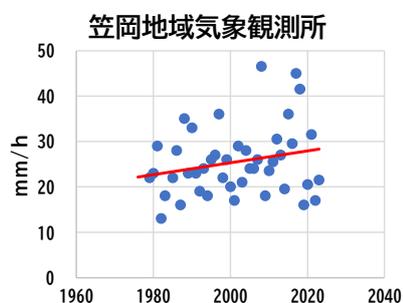


（資料：気象庁HP）

西部ブロックは降水量が少ない地域であるものの、平成30年(2018年)7月豪雨により、尾坂川の決壊、小田川の越水及び土砂災害等が発生し、甚大な災害となりました。

図表 2-2-4 に示すように近年では、1時間降水量の最大値は、西部ブロック気象観測所のいずれも増加傾向にあり、降雨災害への警戒が必要です。

◆図表 2-2-4 1時間降水量の最大値（昭和51年（1976年）～令和5年（2023年））



（資料：気象庁HP）

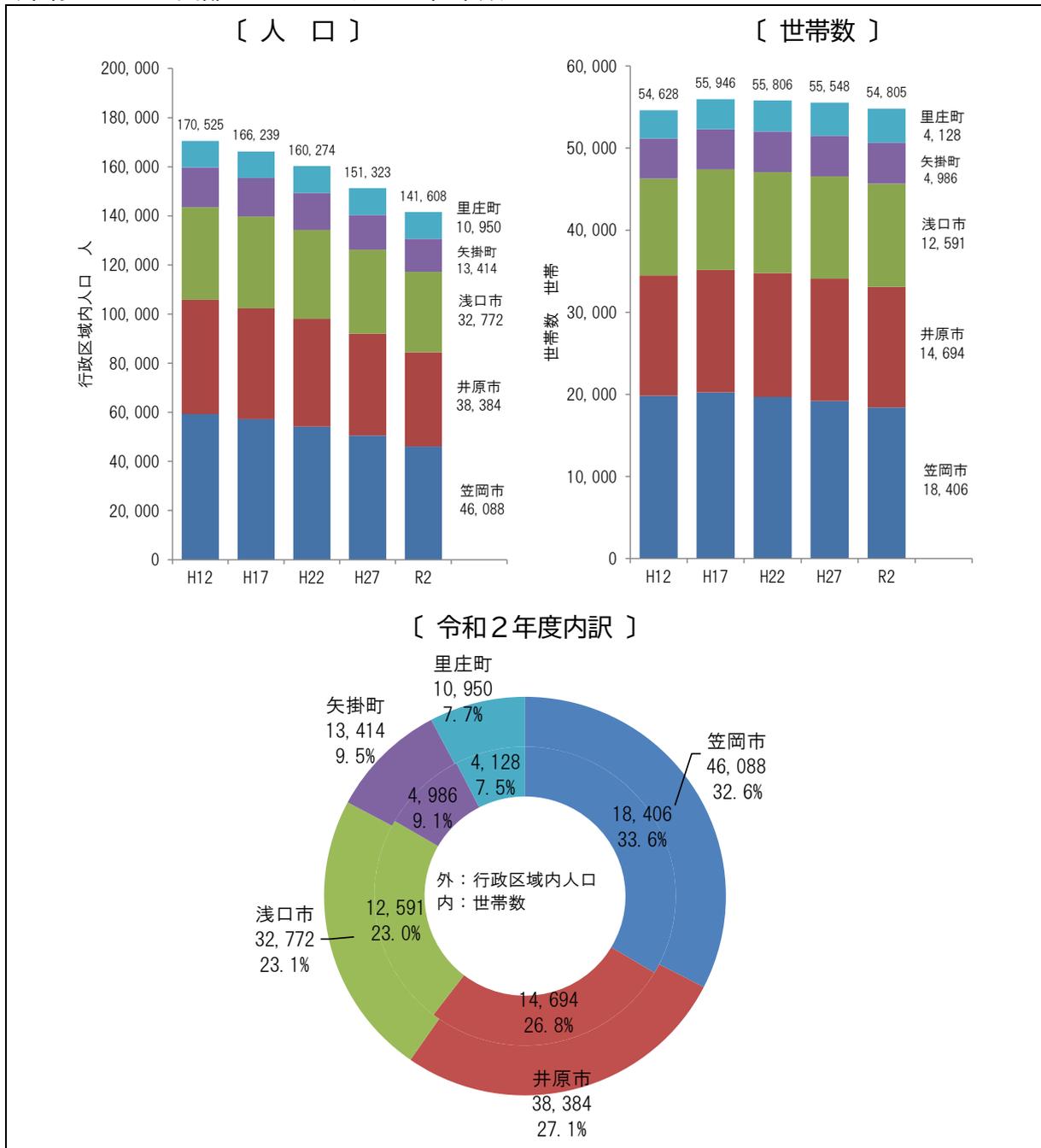
### 3 社会的状況

#### (1) 人口と世帯数

西部ブロックの人口は減少傾向にあり、令和2年（2020年）10月1日現在の人口は合計141,608人で、平成12年（2000年）からの年平均減少率は0.8%です。世帯数は、平成12年（2000年）より増加しているものの近年は減少傾向にあり、令和2年（2020年）において54,805世帯です。平成17年（2005年）からの平均減少率は0.1%です。

人口割合は、笠岡市32.6%、井原市27.1%、浅口市23.1%、矢掛町9.5%、里庄町7.7%であり、西部ブロック全体でみると、南部（笠岡市、浅口市、里庄町）において63.4%となっています。

◆図表2-3-1 西部ブロックの人口と世帯数



(資料：国勢調査)

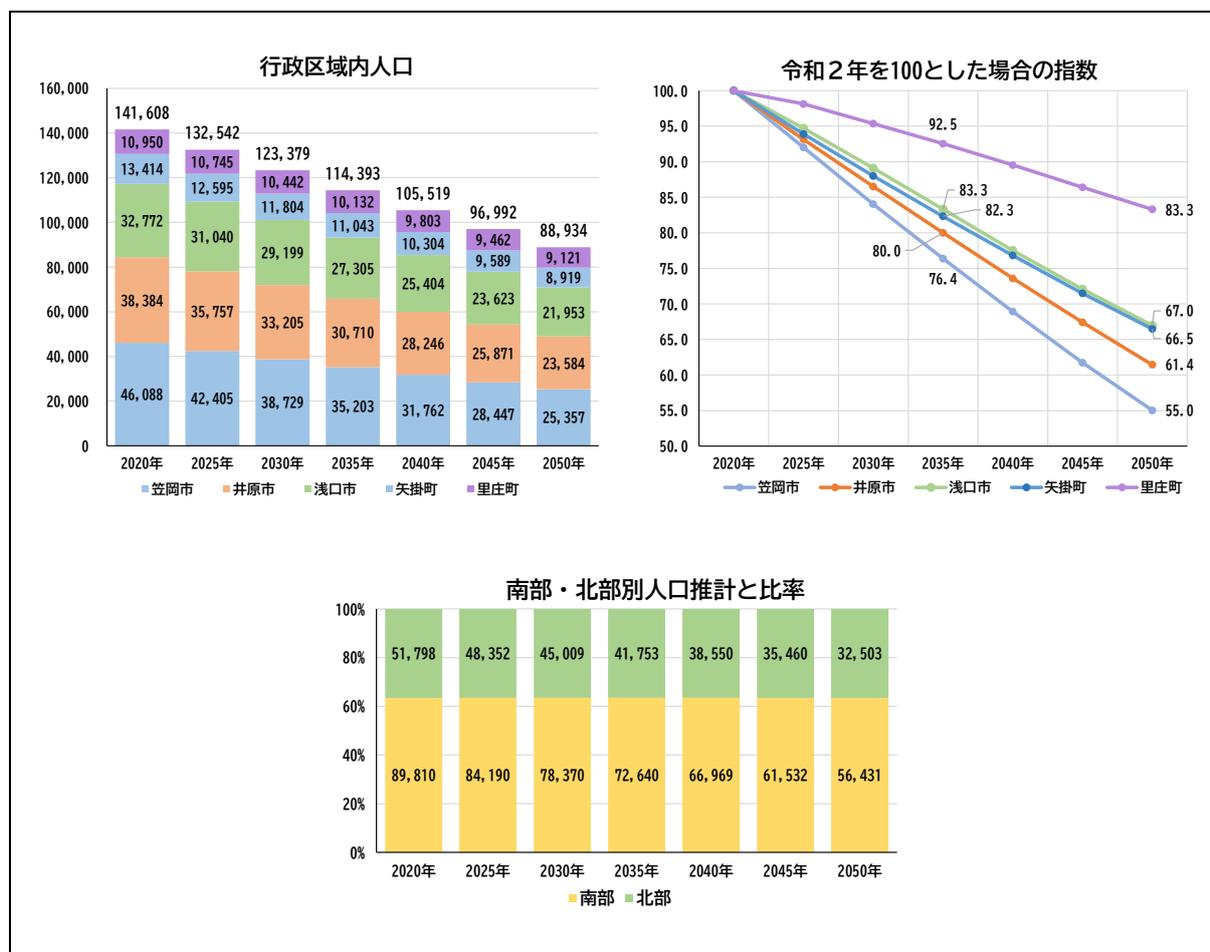
## (2) 長期的将来人口

西部ブロックの長期的将来人口として、国立社会保障・人口問題研究所は、国勢調査人口を基にした推計を行っています。推計手法は、基本的にコーホート要因法が用いられており、生存率、移動率等を指標としています。この将来人口は、各構成市町の人口ビジョンにおいて参考値とされています。

西部ブロックの推計結果をみると、概ね10年後となる令和17年（2035年）の人口は、合計で114,393人とされ、基準となる令和2年（2020年）の80%程度に減少するとされています。令和2年（2020年）人口を100とした場合の指数は、笠岡市が最も小さく76.4、井原市、浅口市、矢掛町は80.0～83.3、最も大きい値は里庄町の92.5です。

なお、概ね25年後である令和32年（2050年）では合計89,000人程度と60%程度に減少するとされています。なお、西部ブロックの南部（笠岡市、浅口市、里庄町）と北部（井原市、矢掛町）の割合は、大きく変化しないと読み取れます。

◆図表2-3-2 西部ブロックの長期的将来人口（令和5年(2023年)推計）



(資料：国立社会保障・人口問題研究所 HP)

### (3) 産業

経済センサス活動調査（令和3年（2021年））による西部ブロックの事業所数は合計で5,556所であり、産業大分類別にみると、卸売業・小売業の1,338所（24.1%）が最も多く、次いで、製造業、医療・福祉、建設業、生活関連サービス業・娯楽業の順となっています。構成市町別には、井原市、矢掛町において製造業が他市町に比べ数ポイント高い割合であるほかは、概ね同様な割合にあります。

◆図表 2-3-3 西部ブロックの産業大分類別事業所数（令和3年（2021年））

	笠岡市		井原市		浅口市		矢掛町		里庄町		合計	
	(所)	割合	(所)	割合	(所)	割合	(所)	割合	(所)	割合	(所)	割合
農林漁業	27	1.4%	15	0.9%	3	0.3%	11	1.9%	-	-	56	1.0%
鉱業・採石業・砂利採集業	5	0.3%	-	-	-	-	1	0.2%	-	-	6	0.1%
建設業	169	8.5%	161	9.7%	88	9.0%	59	10.0%	30	8.5%	507	9.1%
製造業	205	10.4%	255	15.3%	110	11.3%	91	15.4%	46	13.1%	707	12.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	0.3%	4	0.2%	6	0.6%	1	0.2%	3	0.9%	21	0.4%
情報通信業	9	0.4%	6	0.4%	5	0.5%	3	0.5%	-	-	23	0.4%
運輸業・郵便業	73	3.7%	37	2.2%	37	3.8%	14	2.4%	10	2.8%	171	3.1%
卸売業・小売業	432	21.8%	391	23.5%	263	27.0%	164	27.8%	88	25.1%	1,338	24.1%
金融業・保険業	30	1.5%	21	1.3%	12	1.2%	5	0.8%	2	0.6%	70	1.3%
不動産業・物品賃貸業	65	3.3%	75	4.5%	25	2.6%	9	1.5%	20	5.7%	194	3.5%
学術研究・専門技術サービス業	65	3.3%	31	1.9%	29	3.0%	7	1.2%	10	2.8%	142	2.5%
宿泊業・飲食サービス業	182	9.2%	106	6.4%	62	6.4%	34	5.8%	29	8.3%	413	7.4%
生活関連サービス業・娯楽業	168	8.5%	148	8.9%	91	9.3%	53	9.0%	34	9.7%	494	8.9%
教育・学習支援業	102	5.2%	75	4.5%	58	6.0%	23	3.9%	12	3.4%	270	4.8%
医療・福祉	204	10.3%	153	9.2%	89	9.1%	54	9.1%	38	10.8%	538	9.7%
複合サービス事業	28	1.4%	24	1.5%	8	0.8%	7	1.2%	3	0.9%	70	1.3%
サービス業(他に分類されないもの)	174	8.8%	141	8.5%	74	7.6%	44	7.4%	21	6.0%	454	8.2%
公務(他に分類されないもの)	33	1.7%	19	1.1%	15	1.5%	10	1.7%	5	1.4%	82	1.5%
合計	1,978	100.0%	1,662	100.0%	975	100.0%	590	100.0%	351	100.0%	5,556	100.0%

(資料：「令和3年経済センサス活動調査」総務省統計局)

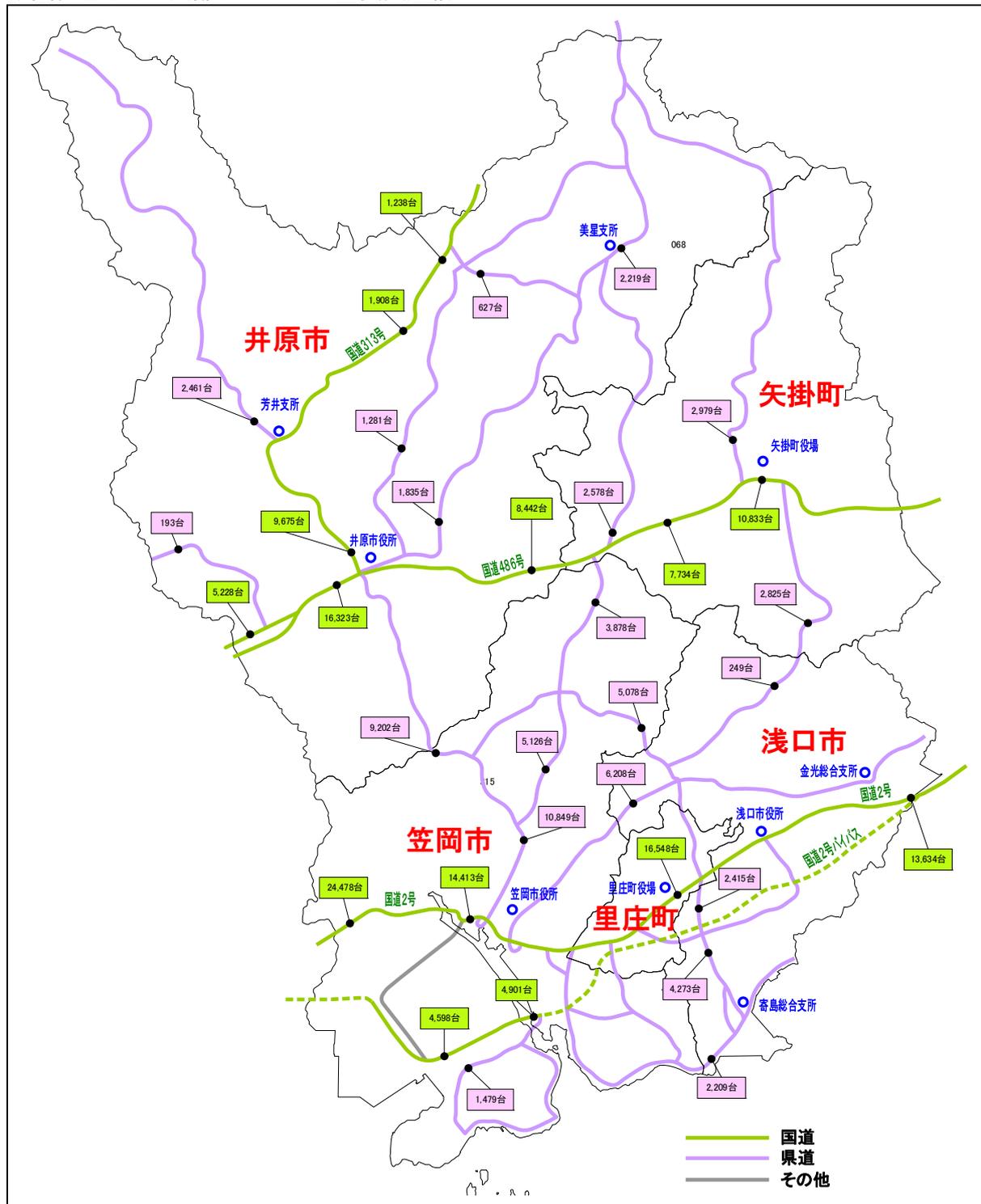
#### (4) 道路交通網

西部ブロックの道路交通網は、圏域の南を東西に通る国道2号と圏域の中央を東西に通る国道486号に、これらをつなぐように県道が網の目のように連絡しています。

主要道路の交通量（昼間12時間）は、国道2号が2万台程度、国道486号が1万台程度であり、県道は数千台です。

国道2号については、現道と並行するバイパスが令和8年（2026年）開通予定で進められています。

◆図表2-3-4 西部ブロックの主要交通網



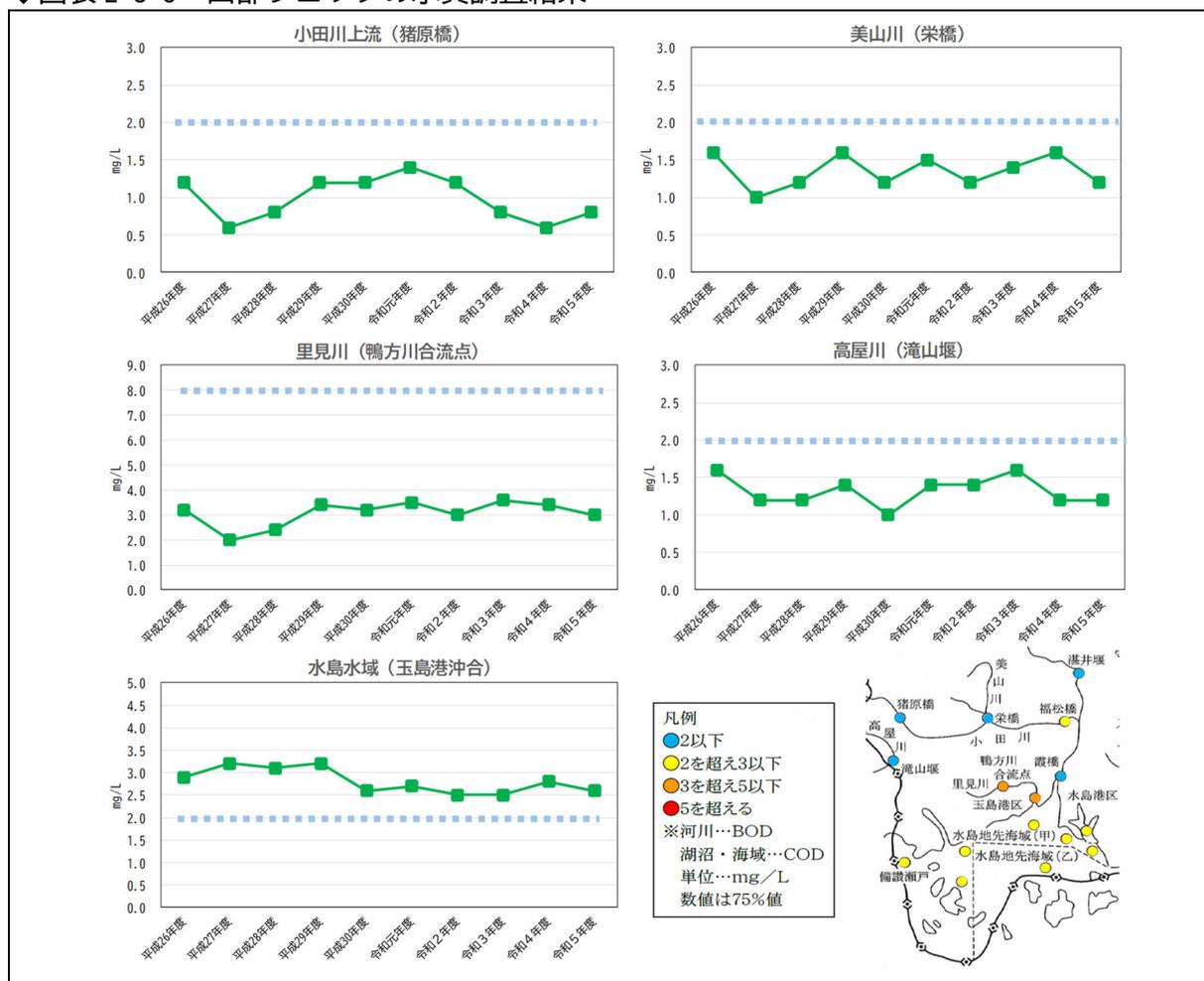
(資料：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」国土交通省)

## (5) 環境の現況

### ① 水質

西部ブロックの公共用水域の水質は、有機物汚濁の指標とされる生物化学的酸素要求量(BOD)〔海域の場合は化学的酸素要求量(COD)〕をみると、いずれの地点も概ね横ばい傾向にあります。また、数値は水質汚濁に係る環境基準値を概ね下回っていますが、水島水域（玉島港沖合）においては平成26年度（2014年度）以降上回りつづけています。

◆図表 2-3-5 西部ブロックの水質調査結果



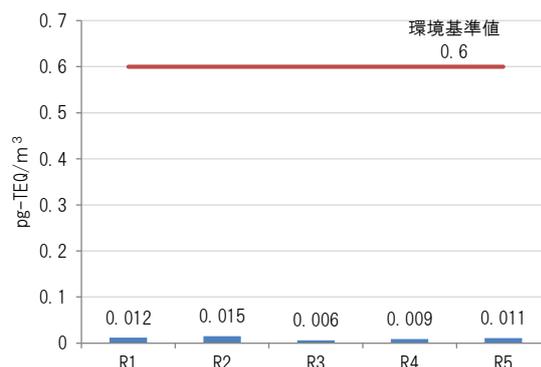
(資料：「平成26～令和5年度公共用水域の水質測定結果」岡山県)

### ② 大気汚染

西部ブロックでは笠岡市茂平においてダイオキシン類の測定が行われています。

測定結果をみると、大気中のダイオキシン類は  $0.006 \sim 0.015 \text{ pg-TEQ/m}^3$  の範囲にあり、環境基準値 ( $0.6 \text{ pg-TEQ/m}^3$ ) を下回っています。

◆図表 2-3-6 西部ブロックの大気質 (ダイオキシン類) 測定結果



(資料：「令和元～5年度ダイオキシン類調査結果について」岡山県)



## 第3章

# ごみ処理の現状と課題



# 1 ごみ処理主体と処理施設

## (1) ごみ処理主体

西部ブロックのごみ処理のうち、収集運搬は各構成市町が主体となり行っています。中間処理及び最終処分は、基本的に4つの事務組合が主体となり共同処理体制としています。ただし、中間処理の一部については各構成市町で独自に行っているものもあります。

◆図表 3-1-1 西部ブロックにおけるごみ処理主体（令和6年度（2024年度））

排出者	ごみ区分	収集・運搬	中間処理	最終処分	
住民	可燃ごみ	住民 各構成市町 (直営・委託)	岡山県西部環境整備施設組合 岡山県井原地区清掃施設組合 倉敷西部清掃施設組合	岡山県西部衛生施設組合	
	可燃性粗大ごみ				
	不燃ごみ				
	不燃性粗大ごみ		岡山県西部衛生施設組合 井原市・浅口市		
	水銀使用廃製品			民間事業者へ委託処理	
	資源ごみ	古紙類	住民 各構成市町 (直営・委託)	各構成市町（民間事業者）	-
		缶類			
		金属類			
		ペットボトル			
		びん類（生きビン）			
		使用済小型家電			
		びん類（生きビン以外）			
		容器包装プラスチック（その他）			
布類	岡山県西部衛生施設組合 井原市（民間事業者）				
白色トレイ (笠岡市のみ)		笠岡市（民間事業者）			
事業者	可燃ごみ	事業者 許可業者	岡山県西部環境整備施設組合 岡山県井原地区清掃施設組合 <sup>注)</sup> 倉敷西部清掃施設組合	岡山県西部衛生施設組合 <sup>注)</sup> ※倉敷西部清掃組合分除く	
	不燃ごみ				
	粗大ごみ		民間事業者		
	資源ごみ				

注) 原則、事業者責任で自ら処理を行う必要があり、書類などの一部を岡山県西部環境整備施設組合及び岡山県井原地区清掃施設組合（令和8年度（2026年度）以降は岡山県西部衛生施設組合）にて処理・処分を行っています。

### ※ごみ分別の名称

各構成市町では住民に周知するごみ分別について、燃えるごみ、燃やすごみ、燃えないごみ、燃やさないごみ等、異なった名称としています。

本計画では統一した名称として、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみとします。なお、別々の表に示す場合は、各々の名称を用いるものとします。

## (2) 処理施設

西部ブロックのごみ処理は、焼却施設3施設（倉敷西部清掃施設組合1施設を含む）、粗大ごみ処理施設1施設、再生利用施設3施設（民間1施設を含む）で行っています。現時点で西部ブロックの可燃ごみを3施設で処理していますが、令和8年（2026年）4月からは、新ごみ焼却施設（井笠広域里庄清掃工場）1施設に集約されます。

また、供用している最終処分場は3施設あります。このうち、井原市野々迫埋立処分場は残余容量がなく、埋め立てを終了する予定です。なお、3施設以外に廃止していない施設として、平成25年（2013年）3月に満杯となり埋立終了した見崎山埋立処分地があります。

◆図表 3-1-2 ごみ処理施設の概要  
（中間処理施設）

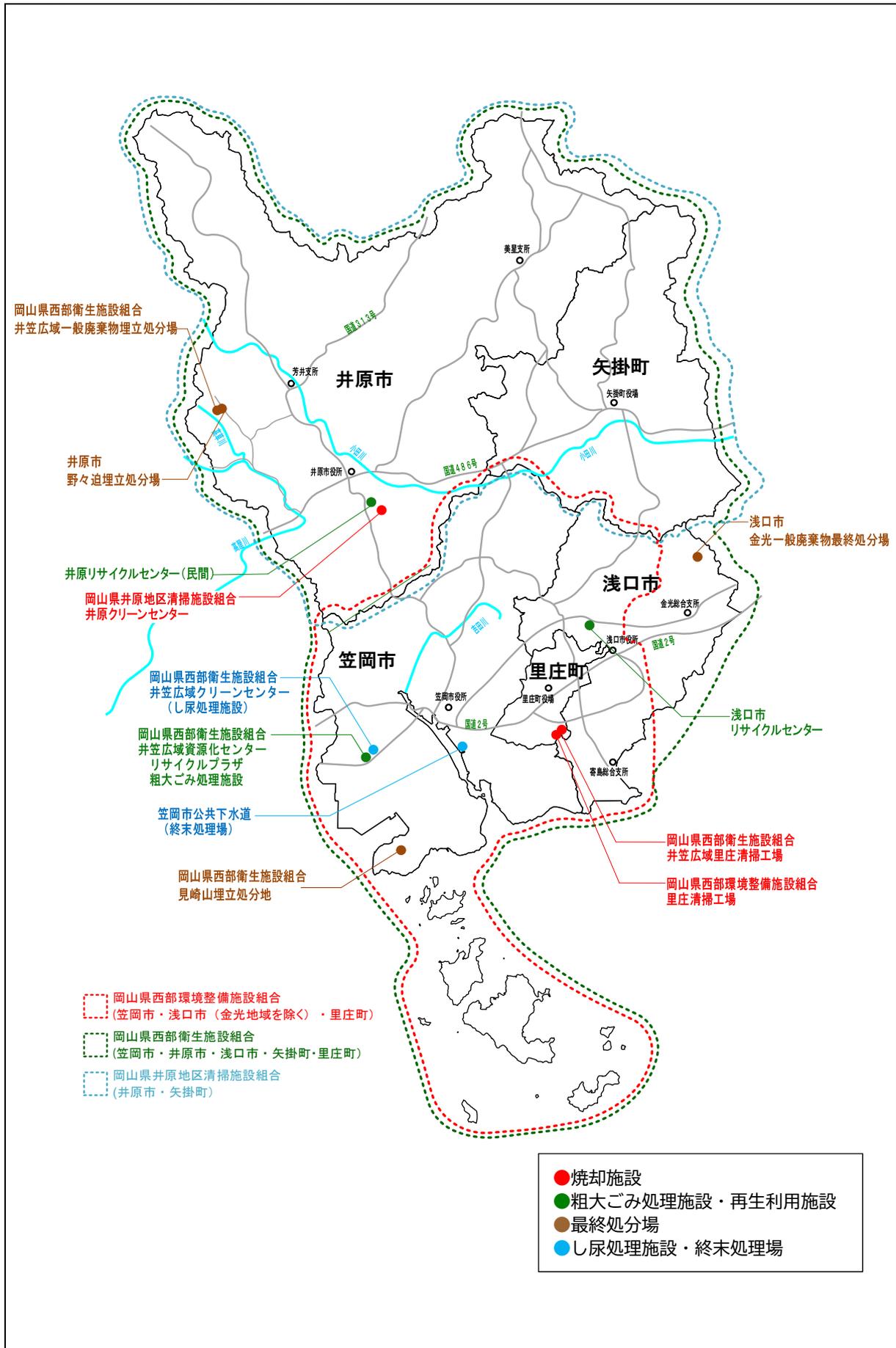
区分	施設名及び施設規模	所在地	使用開始年	構成市町等
焼却施設	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター(90t/日) ※令和7年度(2025年度)まで供用	井原市	H6 (1994)	井原市、矢掛町
	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場(100t/日) ※令和7年度(2025年度)まで供用	里庄町	H11 (1999)	笠岡市、 浅口市（金光地域を除く）、 里庄町
	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場(180t/日) ※令和6年(2024年度)11月末まで供用	倉敷市	H10 (1998)	倉敷市、浅口市（金光地域） <sup>注</sup>
	井笠広域里庄清掃工場(130t/日) ※新設中	里庄町	R8 (2026)	笠岡市、井原市、 浅口市、矢掛町、里庄町
粗大ごみ 処理施設	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター (40t/日)	笠岡市	H7 (1995)	笠岡市、井原市、 浅口市 矢掛町、里庄町
再生利用 施設	浅口市リサイクルセンター (3t/日)	浅口市	H9 (1997)	浅口市
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ(27t/日)	笠岡市	H12 (2000)	笠岡市、井原市、浅口市、 矢掛町、里庄町
	井原リサイクルセンター (8t/日)	井原市	H4 (1992)	民間業者の施設

注) 浅口市金光地域について、令和6年（2024年）12月から井笠広域里庄清掃工場供用開始までの間は倉敷市へ委託処理。

### （最終処分場）

施設名	所在地	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	全体容量 (m <sup>3</sup> )	埋立物	使用開始年
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域一般廃棄物埋立処分場	井原市	12,800	104,600	焼却残渣、不燃物残渣	R4 (2022)
井原市 野々迫埋立処分場 ※埋立終了予定	井原市	7,095	30,000	不燃ごみ（直接埋立）、 焼却残渣(固化飛灰・不燃物)	H2 (1990)
浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市	8,400	39,700	不燃ごみ（金光地域）	H12 (2000)
岡山県西部衛生施設組合 見崎山埋立処分地 ※平成25年（2013年）3月埋立終了	笠岡市	25,000	210,000	不燃ごみ、中間処理残渣、 焼却残渣(固化飛灰・不燃物)	S53 (1978)

◆図表 3-1-3 ごみ処理施設の位置



## 2 ごみ分別区分

西部ブロックのごみ分別区分は、大きく「可燃ごみ」、「資源ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」の4種類で、資源ごみや不燃ごみを細分化しています。各構成市町の相違点を挙げると、笠岡市と浅口市は化粧品びんを「資源ごみ」として収集していますが、井原市、矢掛町および里庄町では、「不燃ごみ」として収集しています。

◆図表 3-2-1 ごみ分別区分

分別区分	具体例	笠岡市	井原市		浅口市	矢掛町	里庄町	
			井原地域 芳井地域	美星地域				
可燃ごみ	生ごみ類、草・木・葉類、皮・ゴム製品類、おむつ	燃えるごみ (製品プラ含む)	燃やすごみ		もえるごみ (製品プラ含む)	もえるごみ	燃えるごみ (製品プラ含む)	
資源ごみ	古紙・古着類	雑誌、本、雑がみ その他の包装紙	古紙類 新聞、紙パック、ダンボール、雑誌別	古紙・古着類 新聞(チラシ)、雑誌・古本、紙パック、ダンボール、その他の紙、古着別	雑誌・本・雑がみ	古紙 牛乳パック等、ダンボール、新聞・チラシ、雑誌・その他別	紙類 新聞、段ボール、雑誌・その他紙、紙パック別	
		新聞紙、折込広告			新聞紙・折込広告			
		ダンボール			ダンボール			
		紙パック			紙パック			
		布類	布類		布類			古布
	缶	飲料缶、缶詰缶、のり缶、菓子缶	缶類		缶	缶類	空き缶	缶類
	びん	飲料瓶、ビールびん、酒びん、化粧品びん	びん類 無色、茶色、緑色、その他(その他色、化粧品びん、リターナブルびん)別	缶・びん ※化粧品びんは燃やさないごみ	びん類 無色、茶色、緑色、その他(その他色、化粧品びん、リターナブルびん)別 ※化粧品びんは燃やさないごみ	びん 無色、茶色、緑色、その他(その他色、リターナブルびん)別 ※化粧品びんは不燃ゴミ	びん 無色、茶色、緑色、その他(その他色、リターナブルびん)別 ※化粧品びんは燃やさないごみ	
	ペットボトル	飲料用、酒用、調味料用	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル
	プラスチック製容器包装類	プラスチック容器類、ポリ袋、カップ類、色つきトレイ、ラップ類、発泡スチロール類、ボトル類	プラスチック類	その他のプラスチック製の容器や包装類		プラスチック製容器包装	その他プラスチック	その他プラスチック
	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ					
金属類	くぎ、ビス、やかん、食器類、針金ハンガー	金属類	(燃やさないごみへ)		(もえないごみへ)	(もえないごみへ)	(燃やさないごみへ)	
ガスボンベ缶・スプレー缶	カートリッジガスボンベスプレー缶	ガス缶・スプレー缶	(缶・びんへ)		(もえないごみへ)	(もえないごみへ)	(燃やさないごみへ)	
乾電池、体温計	乾電池、水銀体温計	(燃やさないごみへ)	(燃やさないごみへ) ※水銀使用廃製品は拠点回収		乾電池	水銀使用廃製品	(燃やさないごみへ) ※水銀体温計は不可	
不燃ごみ	燃やさないごみ	ガラス、陶器類、小型家電類、複合素材製品類	燃やさないごみ (製品プラ含む)		もえないごみ 蛍光灯、刃物、ガラス等は安全に工夫	もえないごみ (製品プラ含む)	燃やさないごみ (製品プラ含む)	
		蛍光管			水銀使用廃製品			
		乾電池						
ガレキ類	瓦、灰、ブロック、土砂		埋立ごみ (直接持込)		ガレキ類 (直接持込)	不燃性粗大ごみ		
粗大ごみ	木製タンス、家具類、じゅうたん、たたみ、ふとん	燃えるごみ系粗大ごみ (有料戸別収集)	可燃性粗大ごみ (直接持込または申込による戸別収集)		可燃性粗大ごみ (直接持込)	可燃性粗大ごみ (直接持込)	燃えるごみ系粗大ごみ (直接持込)	
	小型家電類、自転車、ストーブ、扇風機、ペビーカー	燃やさないごみ系粗大ごみ (有料戸別収集)	不燃性粗大ごみ (直接持込または申込による戸別収集)		不燃性粗大ごみ (直接持込)	不燃性粗大ごみ (直接持込)	燃やさないごみ系粗大ごみ (直接持込)	

注) ・ごみ分別区分の名称は、各構成市町の分別パンフレット等によります。

・本表は基本的事項を示しており、ごみ種類により排出方法が異なる場合があります。

プラスチックについて現在の分別状況を図表 3-2-2 に示します。

なお、プラスチック使用製品廃棄物のうちペットボトルを除いた容器包装を「容器プラ」、容器包装以外のものを「製品プラ」と表現します。

可燃ごみ処理を行う一部事務組合別に分別区分が異なります。笠岡市、浅口市、里庄町を構成自治体とする岡山県西部環境整備施設組合では、製品プラを「可燃ごみ」としています。一方、井原市、矢掛町を構成自治体とする岡山県井原地区清掃施設組合では「不燃ごみ」としています。

◆図表 3-2-2 プラスチックの分別状況

	笠岡市	井原市	浅口市	矢掛町	里庄町
製品プラ	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃ごみ
容器プラ	資源ごみ 容器プラ				
ペットボトル	資源ごみ 容器プラ				
白色トレイ	資源ごみ 白色トレイ	資源ごみ 容器プラ			

### 3 ごみ収集運搬体制

#### (1) 収集頻度

西部ブロックのごみ収集頻度は、ごみ種類別に違いがあります。

不燃ごみについては、里庄町において週 1 回と他の構成市町に比べ収集回数が多く設定されています。資源ごみは月 1～4 回程度で品目、地域によってばらつきがあります。

◆図表 3-3-1 ごみ収集頻度

		笠岡市	井原市	浅口市	矢掛町	里庄町
可燃ごみ		週 2 回	週 1～2 回	週 2 回	週 2 回	週 2 回
不燃ごみ		月 2 回 島しょ部は月 1 回 又は奇数月に 1 回	月 1 回	月 2 回	月 2 回	週 1 回
資源ごみ	紙類	月 2 回 島しょ部は月 1 回	拠点回収 月 1 回	月 2 回	月 2 回	月 1 回
	缶類	月 2 回 島しょ部は月 1 回	月 1～4 回	月 2 回	月 1 回	月 2 回
	ペットボトル	月 2 回 島しょ部は月 1 回	月 1～4 回	月 2 回	週 1 回	月 2 回
	プラスチック (その他)	月 2 回、月 4 回	月 1～4 回	月 2 回	週 1 回 (プラスチックボトル)	月 2 回
	白色トレイ	月 2 回 島しょ部は月 1 回				
	びん	月 2 回 島しょ部は月 1 回	月 1～4 回	月 2 回	月 2 回	月 1 回
	布類	月 2 回 島しょ部は月 1 回	拠点回収 月 1 回	月 2 回	月 2 回	月 1 回
	乾電池			月 2 回		
粗大ごみ	可燃性	有料戸別収集 申込時(指定日)	個人で搬入できない場合：市が有料回収			
	不燃性	有料戸別収集 申込時(指定日)	年 1 回 (地区環境衛生協議会の協力により回収) 個人で搬入できない場合：市が有料回収	月 2 回	年 1 回 地区環境衛生協議会の協力により回収	有料戸別収集 申込時(指定日)

## (2) 排出容器

可燃ごみと不燃ごみについて、いずれの構成市町でも指定袋を導入しており、排出量単純比例型を採用しています。なお、笠岡市は一定量までの無料配布を行っています。

資源ごみについては、いずれの構成市町も無料であり、回収ボックス等を活用しステーション回収を行なっています。

◆図表 3-3-2 ごみ排出容器と料金

		笠岡市	井原市	浅口市	矢掛町	里庄町
可燃ごみ		指定袋30 L 無料配布量超過時 20 L (1枚50円) 30 L (1枚70円) 45 L (1枚100円)	指定袋 (可燃・不燃兼用) 10 L (1枚10円) 15 L (1枚15円) 30 L (1枚30円) 45 L (1枚45円)	指定袋 20 L (1枚 8円) 30 L (1枚10円) 45 L (1枚12円)	指定袋 10 L (1枚10円) 15 L (1枚15円) 30 L (1枚30円) 45 L (1枚45円)	指定袋 20 L (1枚10円) 30 L (1枚15円) 45 L (1枚22.5円)
	不燃ごみ	指定袋30 L 無料配布量超過時 30 L (1枚70円)	指定袋 (可燃・不燃兼用) 10 L (1枚10円) 15 L (1枚15円) 30 L (1枚30円) 45 L (1枚45円)	指定袋 20 L (1枚 8円) 30 L (1枚10円)	指定袋 15 L (1枚15円) 30 L (1枚30円)	指定袋 20 L (1枚10円) 30 L (1枚15円)
資源ごみ	紙類	ひもでしぼるか、 雑紙は紙袋に入れる	ひもで十文字にし ぼる	ひもで十文字にし ぼる	ひもで十文字にし ぼる	ひもでしぼるか、雑 紙は紙袋に入れる
	缶類	コンテナ	井原：透明な袋 芳井：透明な袋 美星：コンテナ	回収ボックス	コンテナ	コンテナ
	ペットボトル	回収ネット	井原：透明な袋 芳井：透明な袋 美星：回収用ネット	回収ボックス、 回収ネット	回収ネット	回収ネット
	プラスチック (その他)	回収ネット	透明な袋	回収ボックス	透明・半透明の袋	回収ネット
	白色トレイ	回収ネット			透明・半透明の袋	
	びん	コンテナ (色別)	井原：透明な袋 芳井：透明な袋 美星：コンテナ	コンテナ	コンテナ	コンテナ
	布類	ひもでしぼるか、 ビニール袋に入れる	ひもで十文字にし ぼる	ひもで十文字にし ぼる	ひもで十文字にし ぼる	ひもでしぼるか、 ビニール袋に入れる
	乾電池			コンテナ	拠点回収 (コンテナ)	
粗大ごみ	可燃性	収集券を貼付し、 自宅敷地に出す				
	不燃性	収集券を貼付し、 自宅敷地に出す				

## 4 ごみの排出状況

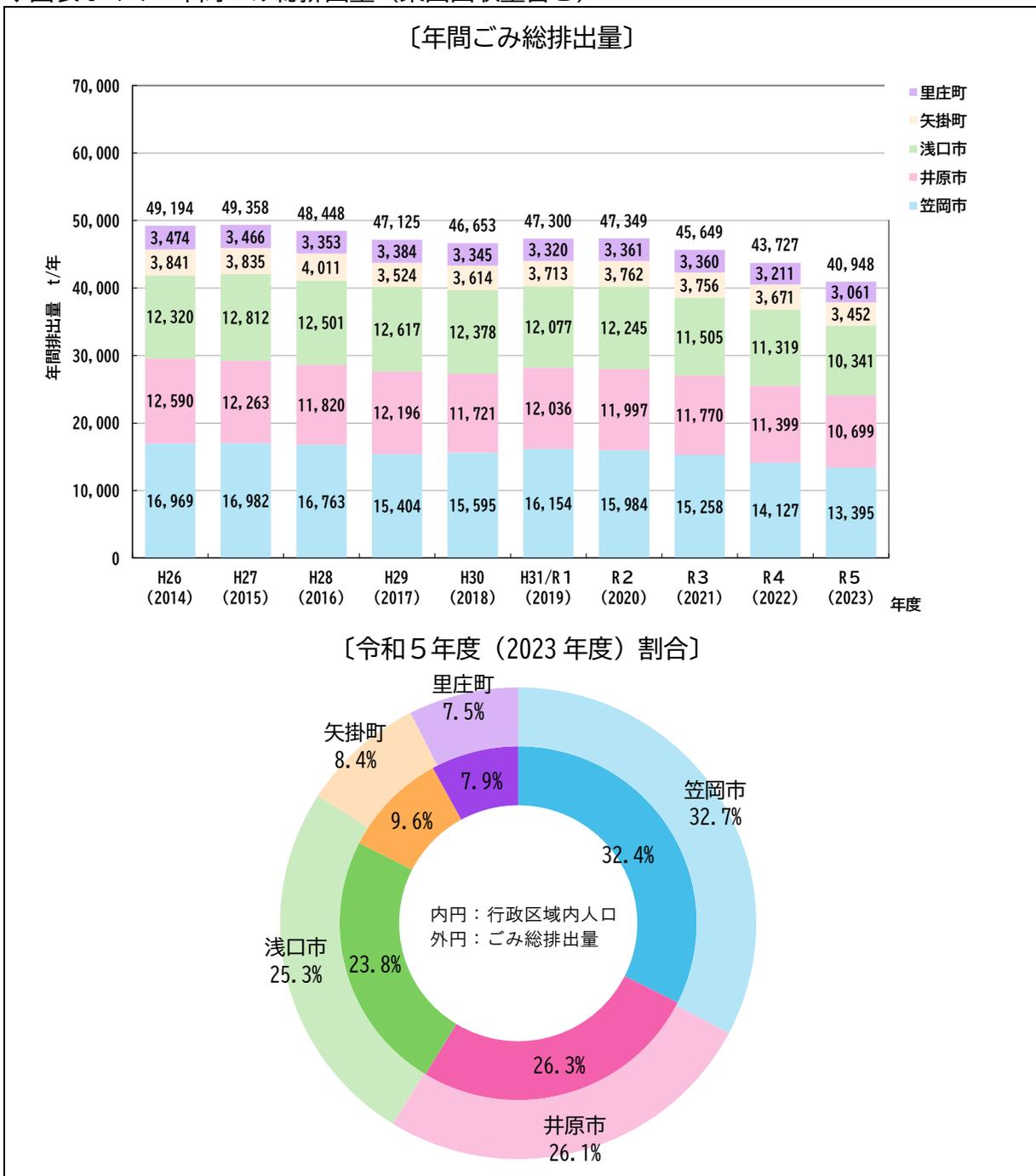
### (1) 年間ごみ総排出量

西部ブロック全体の年間ごみ総排出量は、図表 3-4-1 に示すとおりです。

推移をみると、平成 27 年度(2015 年度)の 49,358 トンをピークに減少傾向にあり、令和 5 年度は 40,948 トンとなっています。平成 26 年度(2014 年度)からの減少率は年平均 2.0% です。

各構成市町の排出量割合をみると、行政区域内人口の割合に対し、年間ごみ総排出量の割合が大きいのは笠岡市、浅口市であり、小さいのは井原市、矢掛町、里庄町です。

◆図表 3-4-1 年間ごみ総排出量 (集団回収量含む)



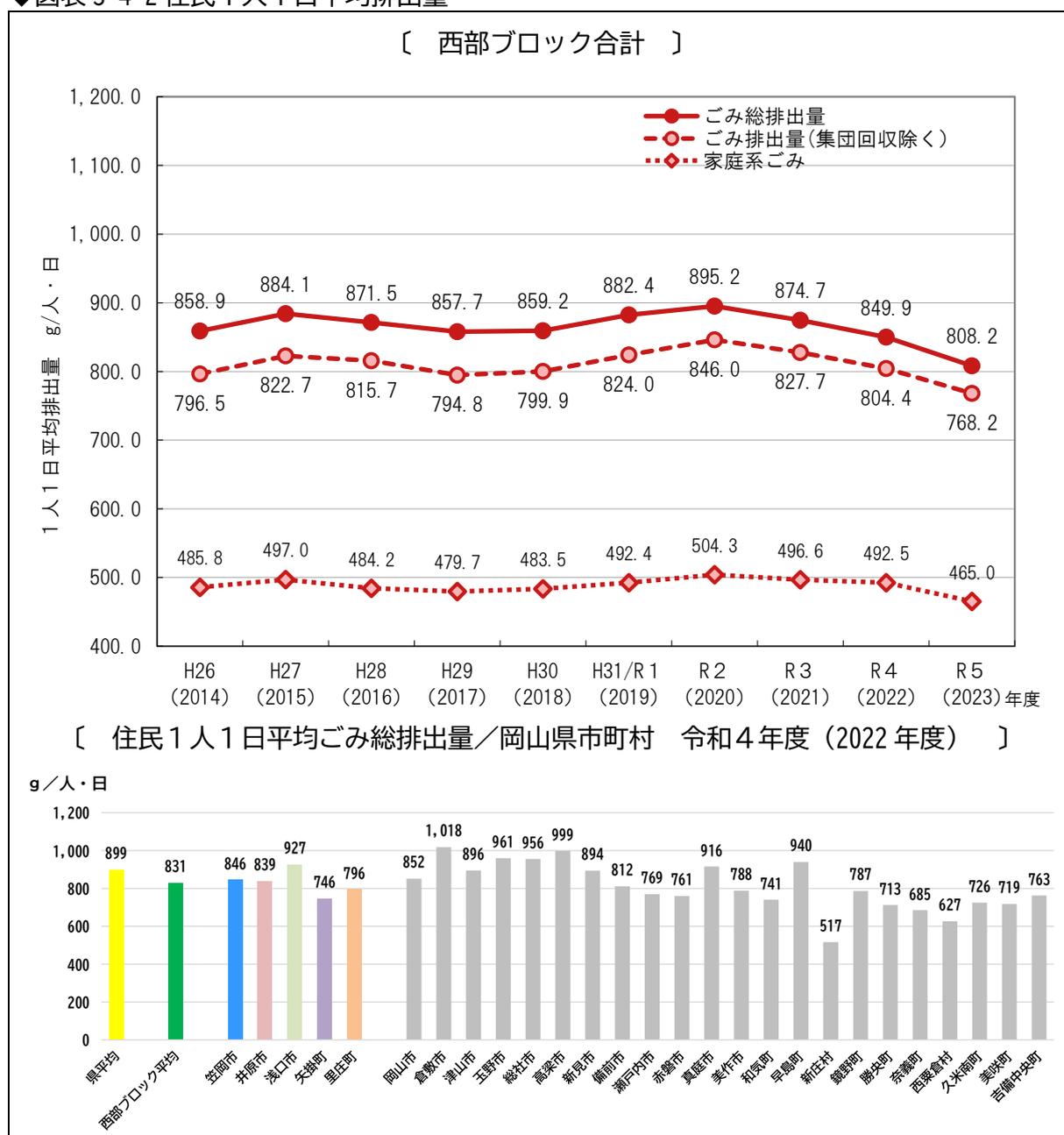
## (2)住民1人1日平均ごみ総排出量\*

住民1人1日平均排出量は、図表3-4-2に示すとおりです。

西部ブロックにおける住民1人1日平均ごみ総排出量は、810～900（g/人・日）で増減を繰り返しています。令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）にかけては減少傾向にあり、808.2（g/人・日）まで減少しています。構成市町と岡山県内の市町村の値と比較すると、浅口市が平均を上回っており、他は平均と同程度となっています。

西部ブロックの家庭系ごみについては、令和5年度（2023年度）で465.0（g/人・日）となっており、国の目標値（440g/人・日）より15（g/人・日）多いものの、県の目標値（477g/人・日）より12（g/人・日）少なくなっています。

◆図表3-4-2 住民1人1日平均排出量



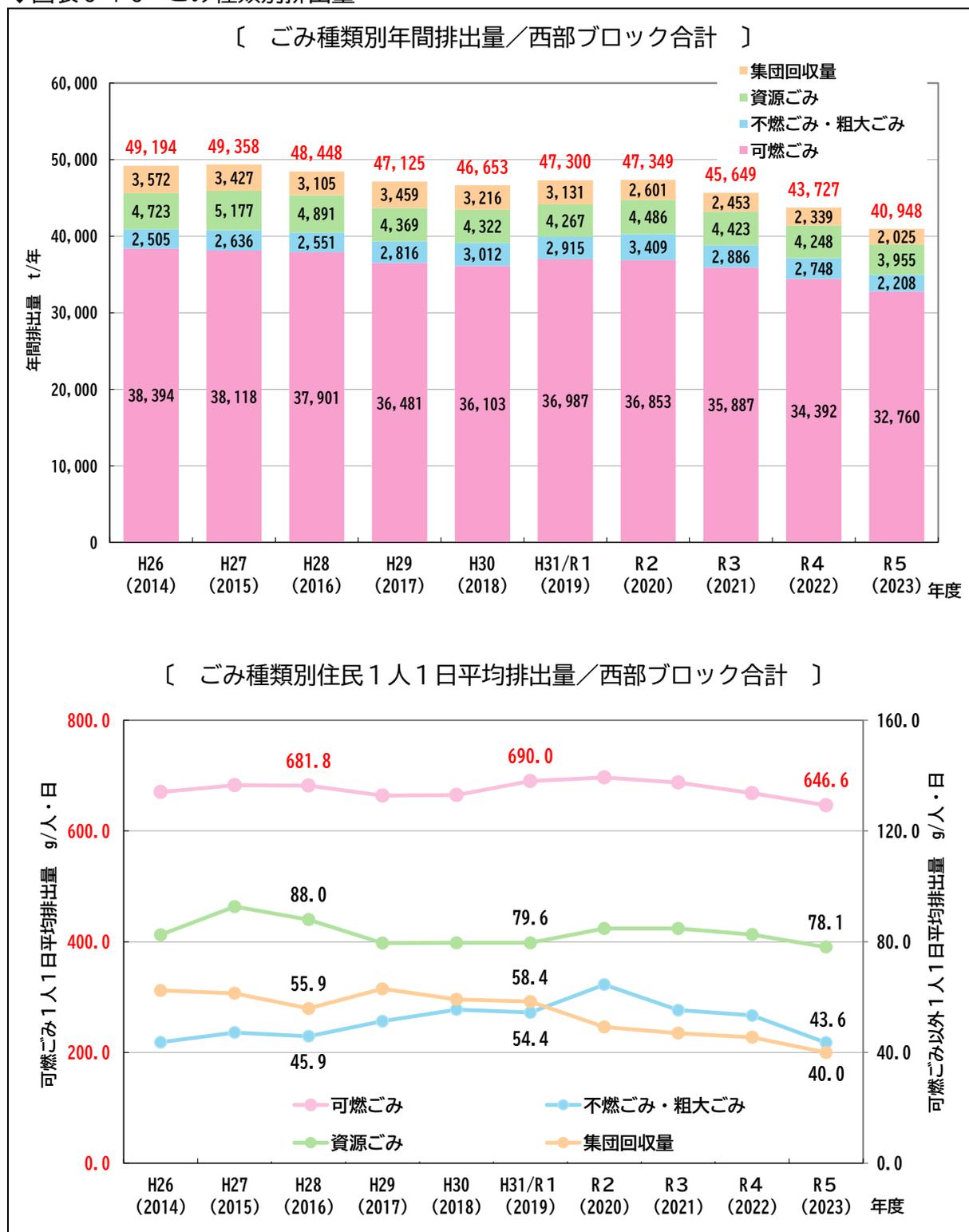
(資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省HP)

### (3) ごみ種類別排出量

西部ブロック全体のごみ種類別排出量は、図表 3-4-3 に示すとおりです。

ごみ種類別に推移をみると、いずれのごみ種類も減少しています。減少率の大きいごみ種類は、不燃ごみ・粗大ごみと集団回収量で、コロナ禍に伴う、家財の整理や集団回収の中止が影響しているものと考えます。

◆図表 3-4-3 ごみ種類別排出量



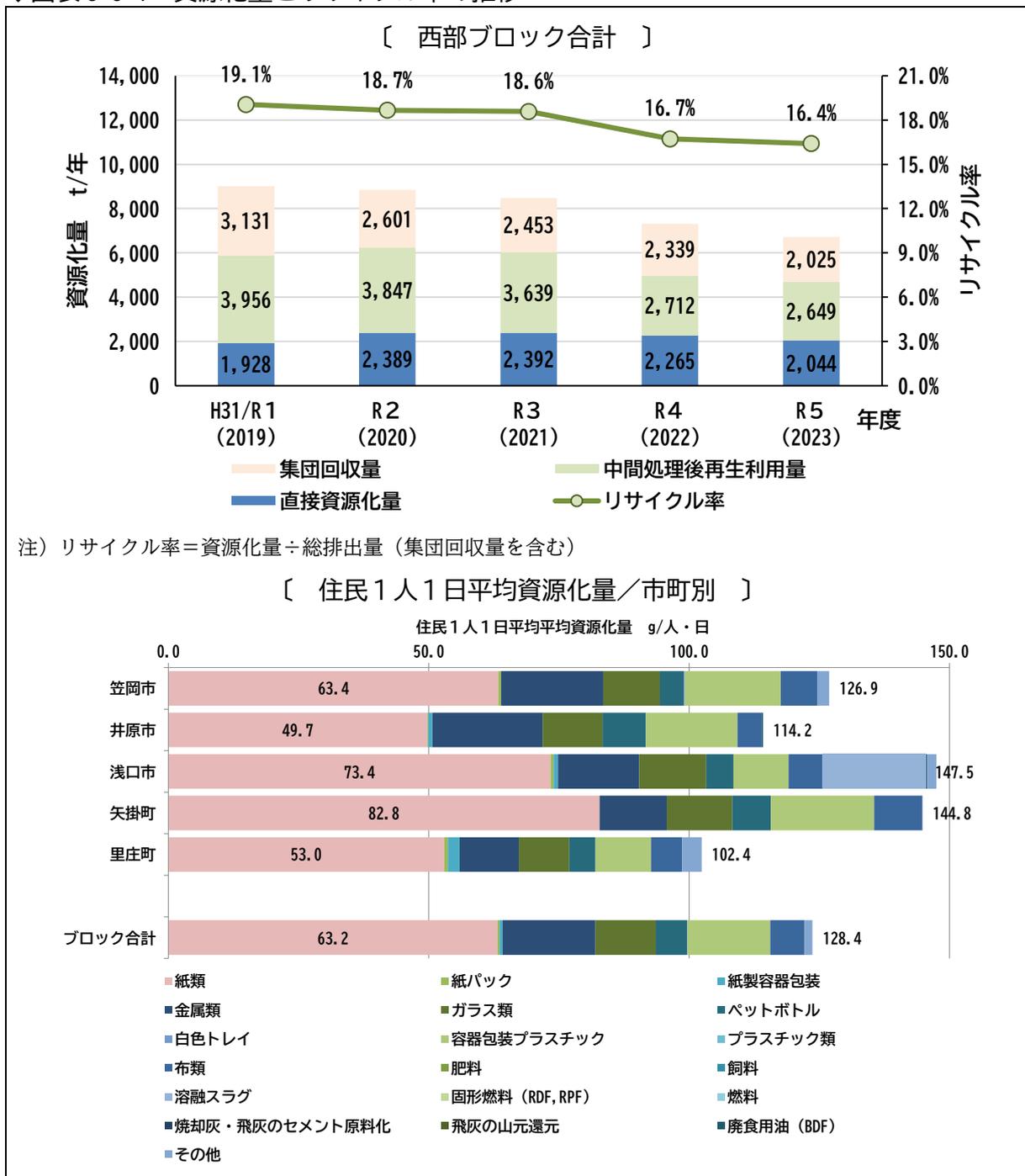
## 5 ごみの資源化状況

西部ブロックにおけるごみの資源化は、各構成市町がそれぞれ独自に取り組む集団回収や資源ごみの直接資源化、本組合の中間処理による資源化であり、さらに、岡山県西部環境整備施設組合や岡山県井原地区清掃施設組合がダンボール等、一部を資源化しています。

令和4年度（2022年度）より井笠広域一般廃棄物埋立処分場が供用開始となり、焼却灰の再資源化を取りやめ、埋立処分に変更したことや、コロナ禍による集団回収の中止等の影響によりリサイクル率は2ポイント程度減少しています。

西部ブロックの資源化量とリサイクル率の推移を図表3-5-1に示します。

◆図表3-5-1 資源化量とリサイクル率の推移



## 6 ごみの最終処分状況

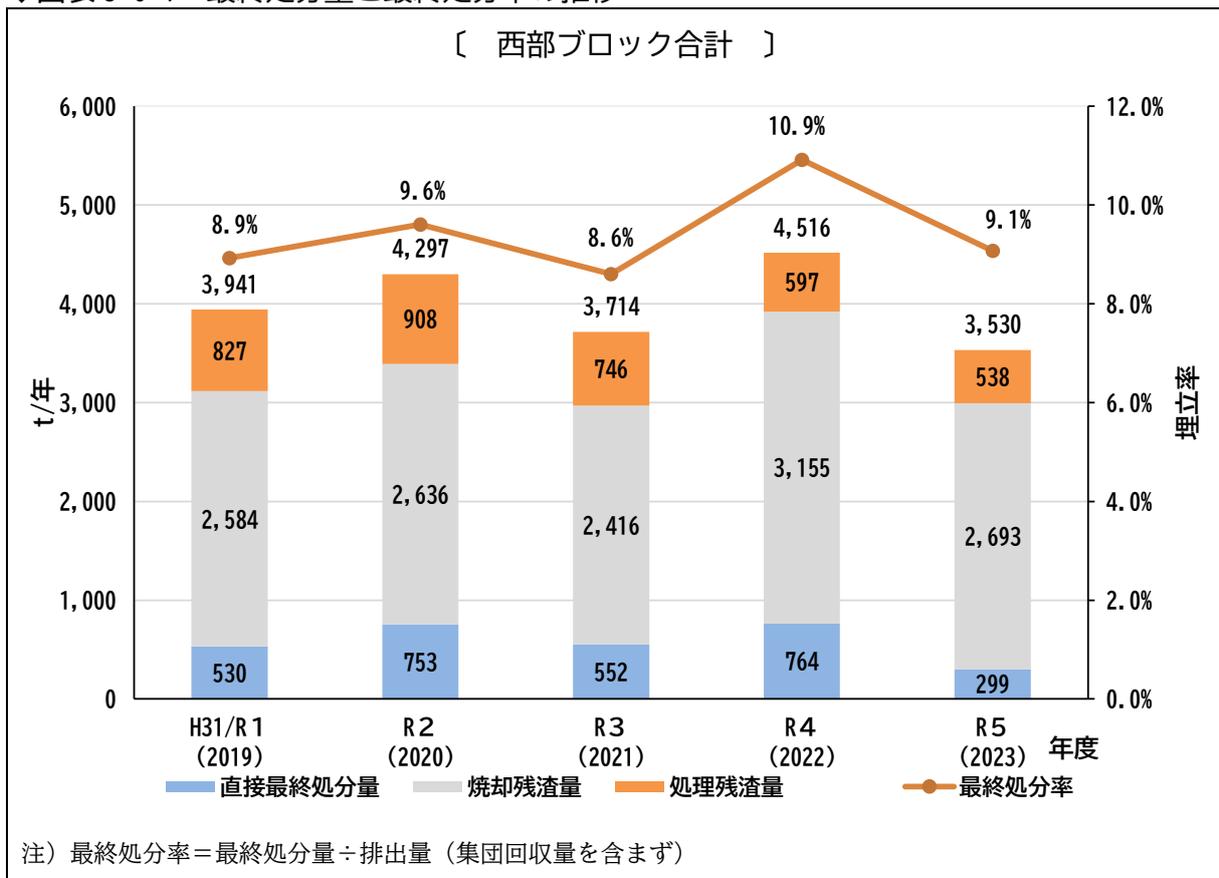
西部ブロックにおけるごみの最終処分は、本組合、井原市、浅口市において行っています。

このうち、本組合の井笠広域一般廃棄物埋立処分場は、令和4年度（2022年度）に供用開始し、構成市町の焼却残渣、不燃物残渣について埋立処分しています。

西部ブロックの最終処分量と最終処分率の推移を図表3-6-1に示します。

令和5年度（2023年度）の最終処分量は3,530t/年であり、最終処分率は9.1%です。

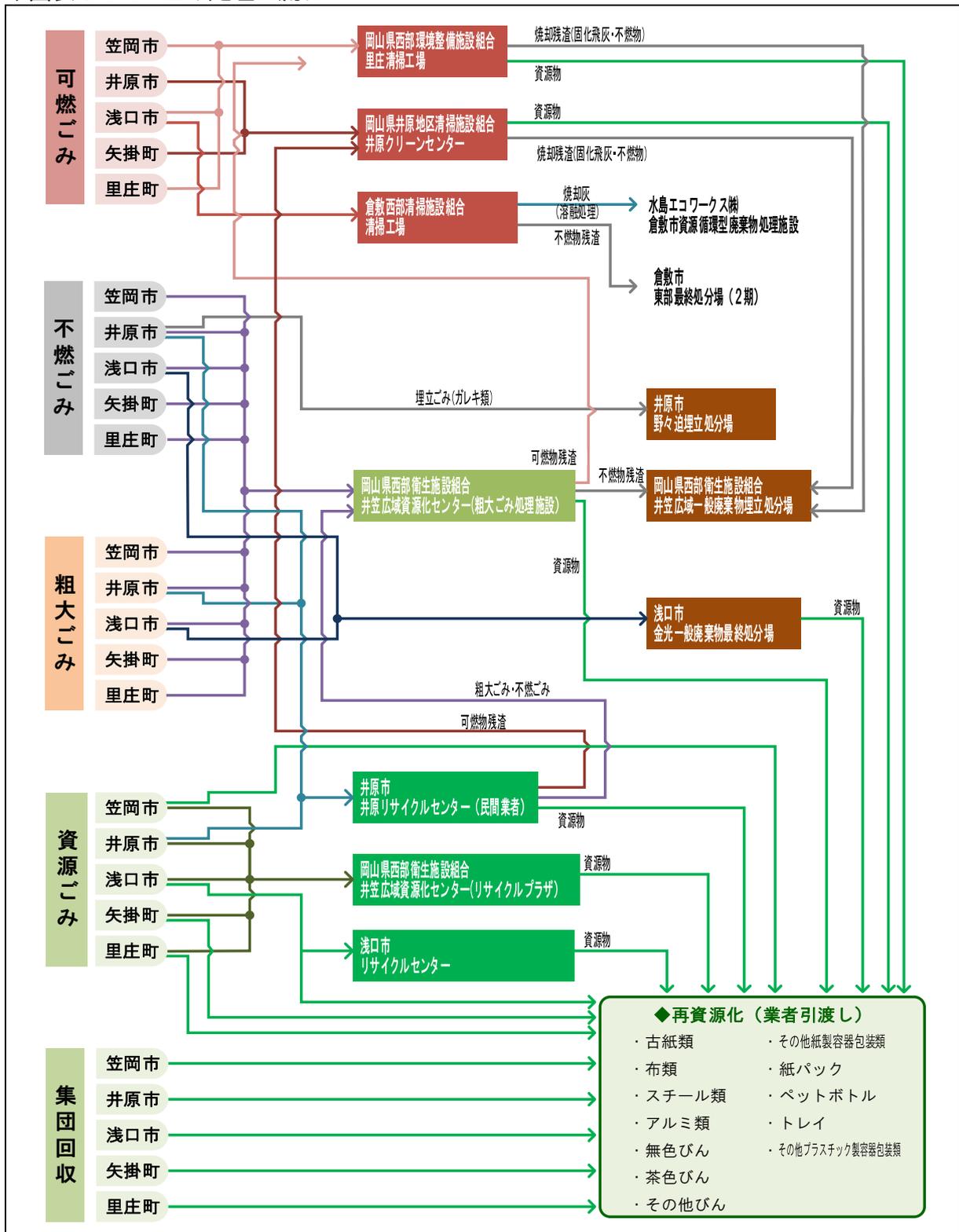
◆図表3-6-1 最終処分量と最終処分率の推移



## 7 ごみ処理体制（ごみ処理の流れ）

西部ブロックのごみ処理の流れは、図表 3-7-1 に示すとおりです。中間処理は、大きく焼却処理、再資源化（破碎選別）処理であり、最終処分は中間処理後の残渣を対象としています。

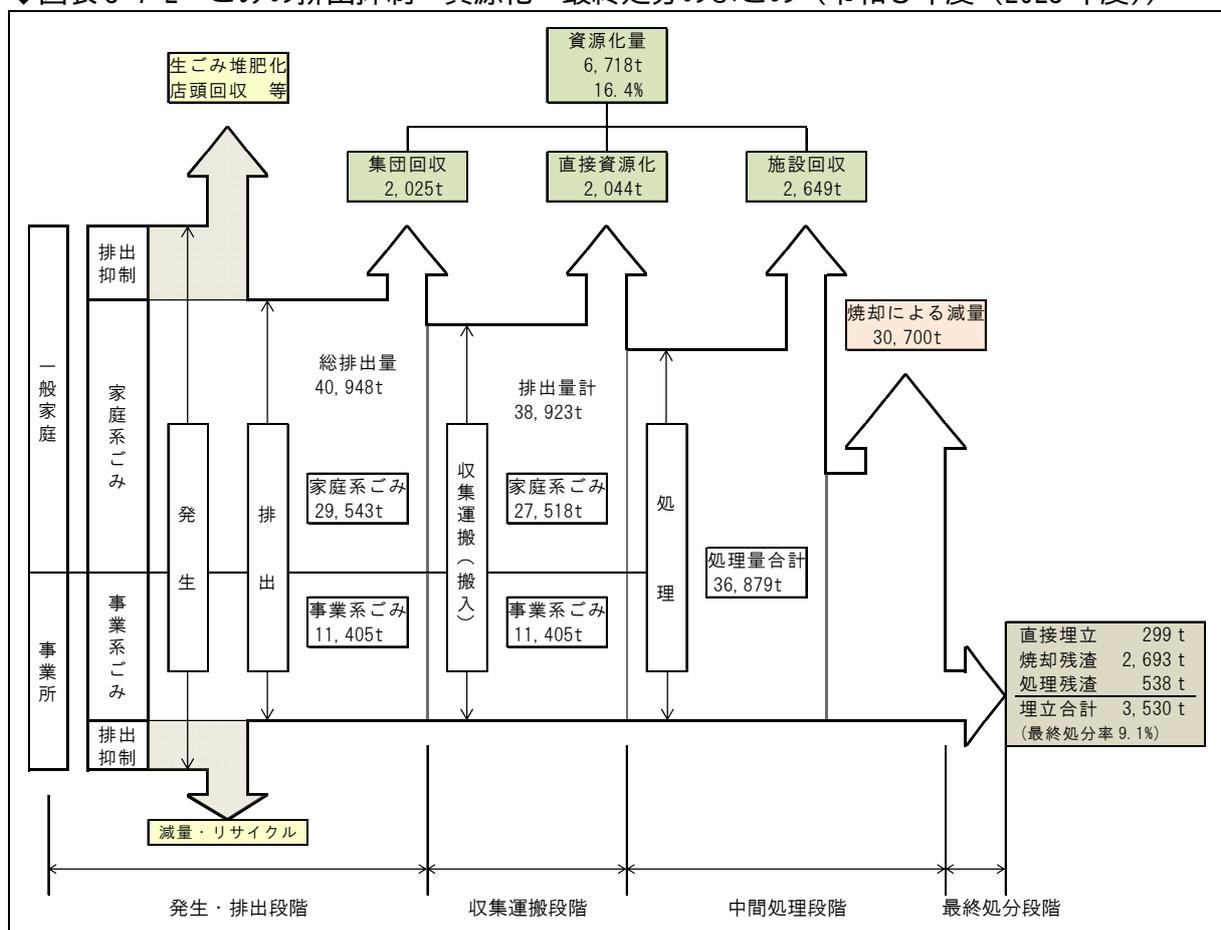
◆図表 3-7-1 ごみ処理の流れ



西部ブロックのごみ排出から資源化、最終処分の年間量を図表 3-7-2 に示します。なお、発生したごみのうち、生ごみの堆肥化や資源物の店頭回収によるごみ排出抑制の実数は不明でありここでは数値化していません。

令和5年度（2023 年度）の総排出量は、家庭系、事業系を合わせ 40,948t/年であり、そのうち 2,025t/年が集団回収で資源化されています。収集あるいは直接搬入される量は 38,923t/年であり、そのうち 2,044t/年が直接資源化され、残りの 36,879t/年を中間処理しています。中間処理は、焼却による減量、選別回収による資源化等であり、焼却や資源化できない残りの 538t を、焼却残渣と併せて 3,530t/年を埋立処分しています。このうち、299t/年は井原市と浅口市において直接埋立が行われています。

◆図表 3-7-2 ごみの排出抑制・資源化・最終処分のまとめ（令和5年度（2023 年度））

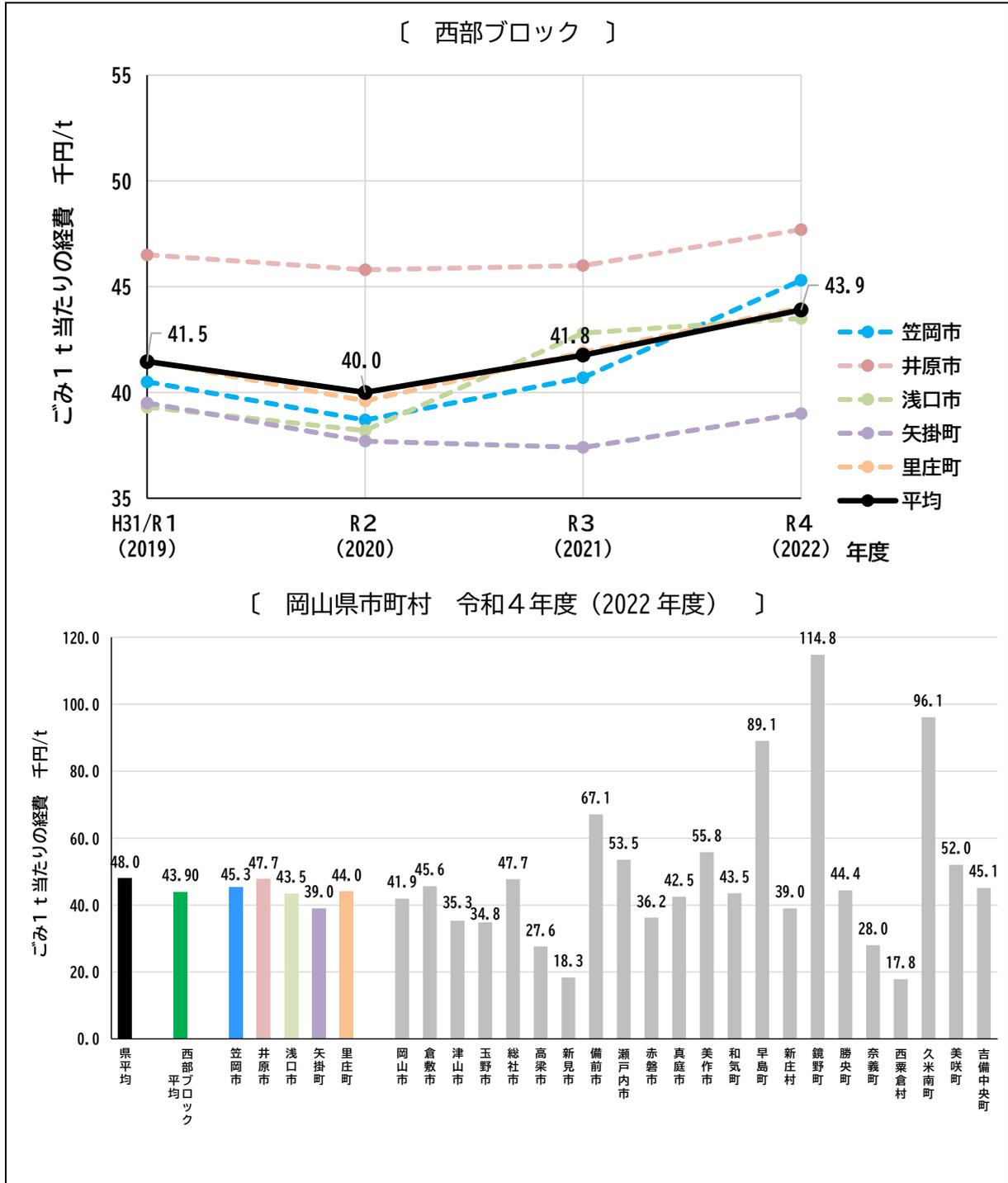


## 8 ごみ処理コスト

各構成市町の令和4年度（2022年度）のごみ処理経費（処理及び維持管理費）を各ごみ排出量で除して求めた、ごみ1トン当たりの経費を算定し、図表3-8-1に示します。

西部ブロック平均値は、概ね4.0～4.4万円/tで増加傾向にあります。構成市町別には3.9～4.8万円の範囲にあり、岡山県市町村の令和4年度（2022年度）の県平均値と同程度です。

◆図表3-8-1 処理及び維持管理費（ごみ1トン当たり）



（資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省HP）

## 9 ごみ処理の課題

### (1) ごみ排出段階

ごみ排出段階の課題は、分別徹底や排出抑制の推進が挙げられます。

家庭系ごみ排出量に対する1人1日平均排出量は、令和5年度(2023年度)の西部ブロック平均が465.0g/人・日であり、国(440g/人・日)の目標値を上回っており、さらなる取り組みが求められます。

また、排出ごみの性状は、食品ロスや資源ごみの混入がみられるため、取り組みを継続し、より排出段階での排出抑制や分別徹底に取り組んでいく必要があります。加えてごみの分別に関しては、プラスチック使用製品廃棄物を対象とした分別を開始します。

### (2) ごみ収集運搬段階

排出されたごみの収集運搬は、各構成市町が行っています。

令和8年度(2026年度)から、可燃ごみの中間処理が井笠広域里庄清掃工場に集約化されることにより、井原市、矢掛町では、運搬距離が長くなることが想定されます。このことから、ごみステーションにおけるごみの滞留時間増加が懸念されます。施設稼働後に状況を把握し、場合によっては中継施設の設置等の検討を行う必要があります。

また、プラスチック使用製品廃棄物の分別開始による収集運搬体制の整備も必要となります。

### (3) ごみ処理・処分段階

西部ブロックでは、広域化・集約化を推進するため、構成市町で共同処理を行うごみ焼却施設と埋立処分場を整備してきたところです。今後さらなる対応として、プラスチック使用製品廃棄物の共同再資源化を進める予定です。

また、井笠広域一般廃棄物埋立処分場については、供用を開始して3年が経過しており、施設整備には長期間を要することから、次期最終処分場の整備方針等の検討について早期に着手することが重要です。



## 第4章

# 広域化の 基本方針と目標



## 1 計画の基本方針

本組合では、ごみの排出抑制、資源化、適正処理について、以下の基本方針に基づき、ごみ処理の広域化を進めていくものとします。

### 基本方針 1

構成市町においては、住民や事業者など、ごみの排出者が取り組む4R（ごみになるものを買わない：リフューズ、発生抑制：リデュース、再利用：リユース、再生利用：リサイクル）について、計画策定や施策を実施し、排出抑制等の効果が出ています。

しかし、排出されるごみの性状において、特に、可燃ごみには分別徹底されていない資源ごみ等の排出がみられ、生ごみについて食品ロスの排出が顕著となっています。また、国が進めるプラスチック資源循環への対応も求められています。

そこで、構成市町の排出者における適正なごみ排出を促すための対象物を食品ロスの削減、プラスチック資源の分別とし、本組合と構成市町が協働して進めていくものとします。

### 基本方針 2

構成市町及び本組合では、井笠広域一般廃棄物埋立処分場を令和4年度（2022年度）から供用開始し、西部ブロック内の焼却残渣と不燃ごみ処理施設の処理残渣の埋立処分を行っており、ごみ処理の広域化を推進しています。

なお、本組合の処分場は、15年間の埋立容量を確保したものであることから、令和18年度（2036年度）頃には次期最終処分場の竣工を迎えられるよう、必要となる計画策定、施設整備等を行っていきます。

### 基本方針 3

構成市町及び本組合では、可燃ごみ処理施設について、処理コスト、環境負荷量の削減を図ることができる発電設備を有した井笠広域里庄清掃工場を令和8年（2026年）4月の供用開始を目途に整備しています。この施設が供用開始すると、構成市町の可燃ごみ処理を1か所に集約することができます。

また、その他、不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみ等の処理施設は、供用期間の長期化による老朽化等がみられ、補修対応により適正処理を維持しています。こうした施設についても施設の長寿命化や最適なごみ処理システムの導入等について検討していくものとします。

## ※ プラスチック資源循環に係る基本情報

国は、プラスチックの地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応を実効的に進めることが必要となっていることを背景に、令和元年（2019年）5月にプラスチック資源循環戦略（図表4-1-1）を策定しました。

このプラスチック資源循環戦略には、3R+Renewable（資源循環促進）の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンが、目指すべき方向性として掲げられています。

そのうち、使用済プラスチックに関するマイルストーンとして、「2035年までに100%リユース・リサイクル等により、有効利用」が掲げられています。

令和4年（2022年）4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進法に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づいて分別収集・再商品化を進めてきたペットボトルや容器プラに加え、製品プラを効率的に再商品化するための方法が制度化されました。

◆図表4-1-1 プラスチック資源循環戦略(概要)

Plastics Smart		プラスチック資源循環戦略（概要）	
背景		令和元年5月31日	
<p>◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題</p> <p>◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題</p>			
重点戦略	基本原則：「3R+Renewable」	【マイルストーン】	
リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料義務化等の「価値づけ」)</li> <li>石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進</li> </ul>	<p>&lt;リデュース&gt;</p> <p>① <b>2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制</b></p>	
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル</li> <li>漁具等の陸域回収徹底</li> <li>連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化</li> <li>アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築</li> <li>イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム</li> </ul>	<p>&lt;リユース・リサイクル&gt;</p> <p>② <b>2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに</b></p> <p>③ <b>2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル</b></p> <p>④ <b>2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用</b></p>	
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）</li> <li>需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）</li> <li>循環利用のための化学物質含有情報の取扱い</li> <li>可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用</li> <li>バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入</li> </ul>	<p>&lt;再生利用・バイオマスプラスチック&gt;</p> <p>⑤ <b>2030年までに再生利用を倍増</b></p> <p>⑥ <b>2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入</b></p>	
海洋プラスチック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理</li> <li>マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等)</li> <li>海岸漂着物等の回収処理</li> <li>代替イノベーションの推進</li> <li>海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)</li> </ul>		
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）</li> <li>地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）</li> </ul>		
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）</li> <li>資源循環関連産業の振興</li> <li>技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）</li> <li>調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）</li> <li>情報基盤（ESG投資、エシカル消費）</li> <li>連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）</li> <li>海外展開基盤</li> </ul>		
<p>◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出⇒持続可能な発展に貢献</p> <p>◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進</p>			

（資料：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律普及啓発ページ」環境省）

## 2 計画の数値目標

### (1) 数値目標の対象品目

ごみ処理の広域化には、ごみの排出・分別について共通のシステムとすることが有効です。また、排出量についても、観光ごみ等の独自性のあるもの以外は、処理負担の公平性等から同レベルであることが求められます。

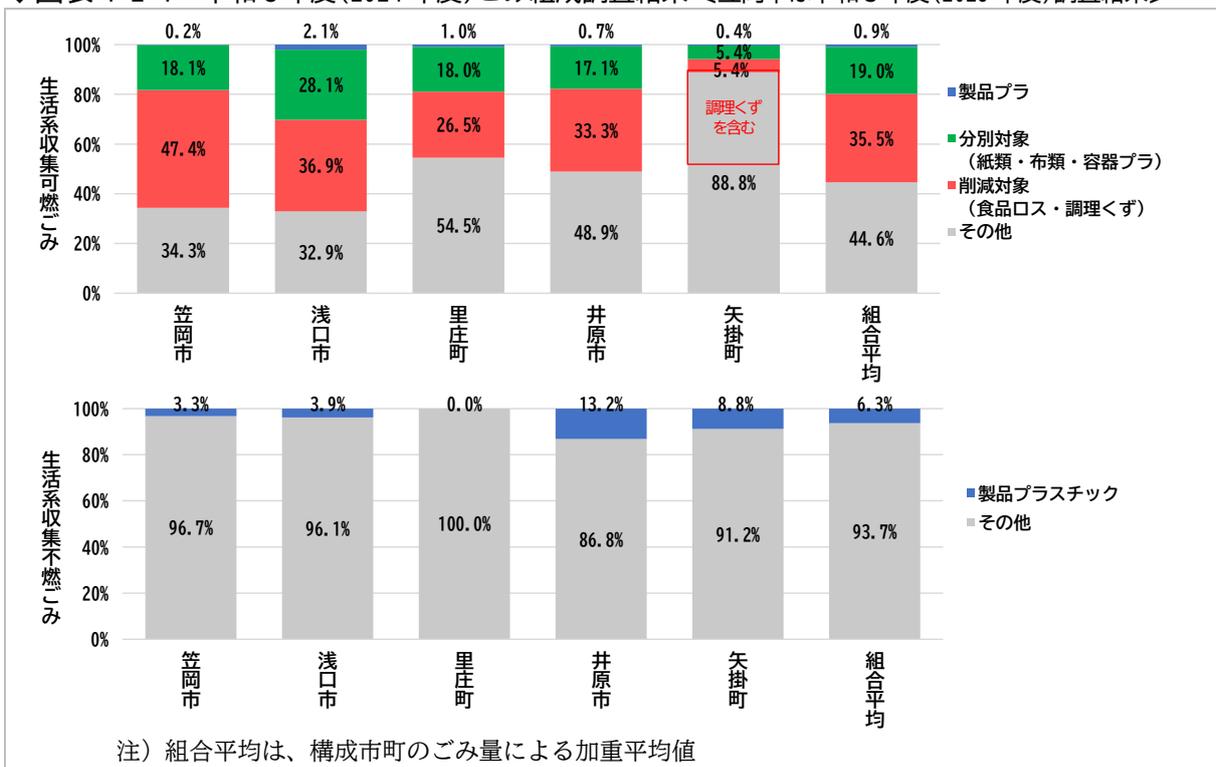
ごみ処理の広域化を推進するための目安として、発生・排出削減目標値、分別徹底目標値を示すものとします。対象とする主な品目は、ごみ発生・排出削減目標値において食品ロス等の厨芥類、分別徹底目標値において分別不徹底となっている資源ごみや新たに分別対象とする製品プラとします。なお、発生・排出削減、分別徹底の割合は、各市町共通とします。

### (2) 対象品目の排出状況

対象品目である食品ロスと調理くずの合計■、分別不徹底の資源ごみ（紙類、布類、容器プラ）の合計■、さらに、新たに分別対象とする製品プラ■の排出状況は、構成市町において実施された可燃ごみ組成調査結果によると図表4-2-1に示すとおりです。

これに示すように、生活系可燃ごみに排出されている食品ロスと調理くずの合計■は26.5～47.4%（組合平均35.5%）、分別不徹底の資源ごみ（紙類、布類、容器プラ）の合計■は17.1～28.1%（組合平均19.0%）です。製品プラ■は、生活系収集可燃ごみに0.2～2.1%（組合平均0.9%）、生活系収集不燃ごみに0.0%～13.2%（組合平均6.3%）排出されています。

◆図表4-2-1 令和6年度(2024年度)ごみ組成調査結果〔笠岡市は令和5年度(2023年度)調査結果〕



### (3) 広域化基本計画の目標設定

国の基本方針や県の計画では、一般廃棄物の目標値が掲げられています。

西部ブロックにおいても、これらの目標値を勘案しつつ、地域の実情に応じた目標について広域化を推進するための目安として設定し、各市町の取り組みを推進していくことが重要です。

目標は、「ごみの発生・排出削減」による可燃ごみ及び不燃ごみの削減と、「分別徹底」による資源化の推進とし、目安となる目標値を設定します。なお、事業系ごみに関しても生活系ごみと同様に目標値を設定しました。

#### 1) 発生・排出削減

ごみの発生・排出削減は、下記に記載のとおり、貴重な資源を無駄にしないように努めることで達成できます。対象とした食品ロス、調理くずは、以下の取り組みにより発生・排出削減できます。

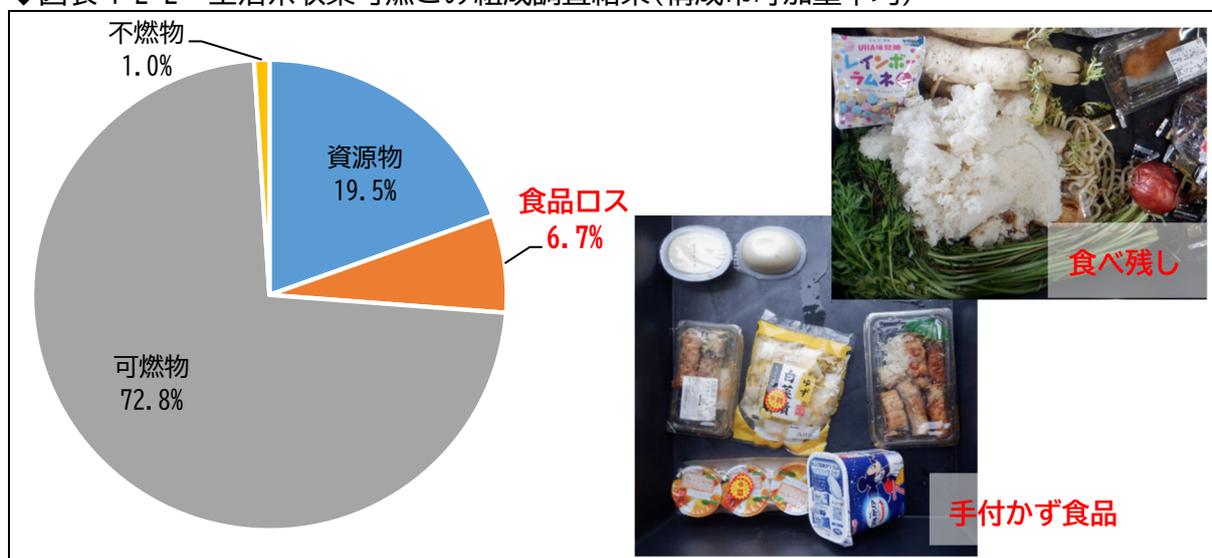
食品ロス	調理くず
食品ロスの削減には、食材・食品を無駄に <b>買いすぎない</b> 、食事は <b>作りすぎない</b> 、 <b>食べ残さない</b> ことを心がけることが重要。	<b>食材を無駄にしない</b> よう使い切る工夫、エコクッキングを心がけ、どうしても発生したものは、ごみ出し前の水切りや堆肥化を行い有効利用することで削減することが可能。

#### 〔食品ロスの発生・排出削減目標〕

前出の図表 4-2-1 で示した可燃ごみ組成調査結果に基づき、食品ロスの割合を整理しました。

整理した結果は図表 4-2-2 に示すとおりです。食品ロスの割合は、生活系収集可燃ごみのうち 6.7%を占めています。

◆図表 4-2-2 生活系収集可燃ごみ組成調査結果(構成市町加重平均)



西部ブロックの生活系収集可燃ごみ排出量は近年減少傾向にあり、構成市町の施策にも食品ロス削減が示されています。そのため、施策の効果による減少は、今後も継続すると推測されます。

食品ロスの発生・排出削減目標値は、数値目標年度の令和 11 年度（2029 年度）において、生活系収集可燃ごみに含まれる食品ロス 6.7%のうち、**2% (7.8 グラム)**を削減するものとなりました。

### 〔調理くずの発生・排出削減目標〕

調理くずの発生・排出削減目標値は、調理くずの水切りによる排出削減を前提に、数値目標年度の令和 11 年度（2029 年度）において、生活系収集可燃ごみに含まれる調理くず 28.8%のうち、**3% (11.7 グラム)**を削減するものとなりました。

## 2) 分別徹底

令和 4 年度（2022 年度）に施行されたプラスチック資源循環促進法において、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化に努めることとされています。プラスチック資源循環促進法に対応すべく、製品プラのうち、再商品化が可能な基準適合品（以下「基準適合品」という。）を、目標の対象品目として設定します。

加えて、可燃ごみや不燃ごみに誤って排出されている資源物（紙類、布類、容器プラ）は、資源ごみとして適正に分別排出するか、あるいは町内会、PTA等の集団資源回収へ持ち込むことで、資源化の促進だけでなく、ごみの減量も期待できることから、目標の対象品目として設定します。

製品プラのうち基準適合品	紙類・布類・容器プラ
<p><b>基準適合品</b>は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まな板など手で折れない硬質のものを除く</li> <li>・ 塗料、土などで汚れていないもの</li> <li>・ 繊維、合成ゴム、金属等が含まれず、プラスチックのみでできたもの</li> <li>・ 厚さ3mm未満</li> <li>・ 一片の長さ30cm未満</li> </ul>	<p><b>資源ごみとして分別</b>するか、地域の集団資源回収を利用する、あるいは量販店等の拠点回収に出すことで再資源化できます。</p> <p>可燃ごみには資源化が可能な紙類が多く含まれていますが、新聞、チラシ、紙パック、ダンボールなどの分別のわかりやすいものは少ないです。よって、分別方法がわかりにくい<b>ぎつ紙</b>の認知度向上が必要です。</p>

### 〔基準適合品の分別徹底目標〕

新たに分別を開始する製品プラは、現在の分別区分が異なるため、可燃ごみとして排出している笠岡市、浅口市、里庄町、不燃ごみとして排出している井原市、矢掛町のそれぞれで基準適合品の潜在量を算出し、将来の排出見込み量を設定しました。

具体的には、令和 5 年度（2023 年度）の可燃ごみ、不燃ごみ排出量に、ごみ組成調査で得られた組成割合を乗じて基準適合品の潜在量を算出しました。排出者によって分別への理解度や協力度が異なるため、先進自治体事例や公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の再資源化実績等から、排出見込み量を潜在量の 60%と設定しました。

◆図表 4-2-3 ごみ組成から得られた製品プラ潜在量と排出見込み量

		人口	可燃ごみに含まれる製品プラスチック潜在量	基準適合品	可燃ごみ中の基準適合品の割合	不燃ごみに含まれる製品プラスチック潜在量	基準適合品	不燃ごみ中の基準適合品の割合
里庄清掃工場	笠岡市	44,965	0.6%	27.7%	0.17%	3.8%	86.2%	3.28%
	浅口市	33,019	3.6%	58.2%	2.10%	4.5%	86.3%	3.88%
	里庄町	11,008	3.7%	25.7%	0.95%	1.7%	0.0%	0.00%
	加重平均	88,992	2.1%	38.8%	0.81%	3.8%	75.6%	2.87%
井原クリーンセンター	井原市	36,523	1.1%	65.5%	0.72%	25.5%	51.9%	13.23%
	矢掛町	13,296	1.1%	33.3%	0.36%	27.7%	31.8%	8.81%
	加重平均	49,819	1.1%	56.9%	0.63%	26.1%	46.5%	12.14%

令和5年度(2023年度)生活系ごみ排出量(収集)

単位:t

	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合計
笠岡市	6,259	335	1,430	29	8,053
井原市	4,712	269	837	114	5,932
浅口市	5,549	249	882	54	6,734
矢掛町	1,478	120	436	37	2,071
里庄町	1,721	83	348	3	2,155

可燃ごみ中のプラスチック潜在量(基準適合品)

不燃ごみ中のプラスチック潜在量(基準適合品)

	年間量	原単位	年間量	原単位	合計原単位
笠岡市	50.70	3.1	9.61	0.6	3.7
井原市	29.69	2.2	32.66	2.4	4.6
浅口市	44.95	3.7	7.15	0.6	4.3
矢掛町	9.31	1.9	14.57	3.0	4.9
里庄町	13.94	3.5	2.38	0.6	4.1

※算出例 笠岡市 6,259 t × 0.81% (加重平均値) = 50.698 = 50.70 t

可燃ごみからの排出見込み量(基準適合品)

不燃ごみからの排出見込み量(基準適合品)

	年間量	原単位	年間量	原単位	合計原単位
笠岡市	30.42	1.9	5.77	0.4	2.3
井原市	17.81	1.3	19.59	1.5	2.8
浅口市	26.97	2.2	4.29	0.4	2.6
矢掛町	5.59	1.2	8.74	1.8	3.0
里庄町	8.36	2.1	1.43	0.4	2.5

※算出例 笠岡市 50.70 t × 60% (設定値) = 30.42 t

### 〔紙類・布類・容器プラの分別徹底目標〕

分別の不徹底により生活系収集可燃ごみに含まれる紙類、布類、容器プラは、数値目標年度とした令和11年度(2029年度)において、生活系収集可燃ごみに含まれる19.0%のうち、紙類**3% (11.7グラム)**、布類**1% (3.9グラム)**、容器プラ**1% (3.9グラム)**を分別徹底により資源ごみとして排出するものとなりました。

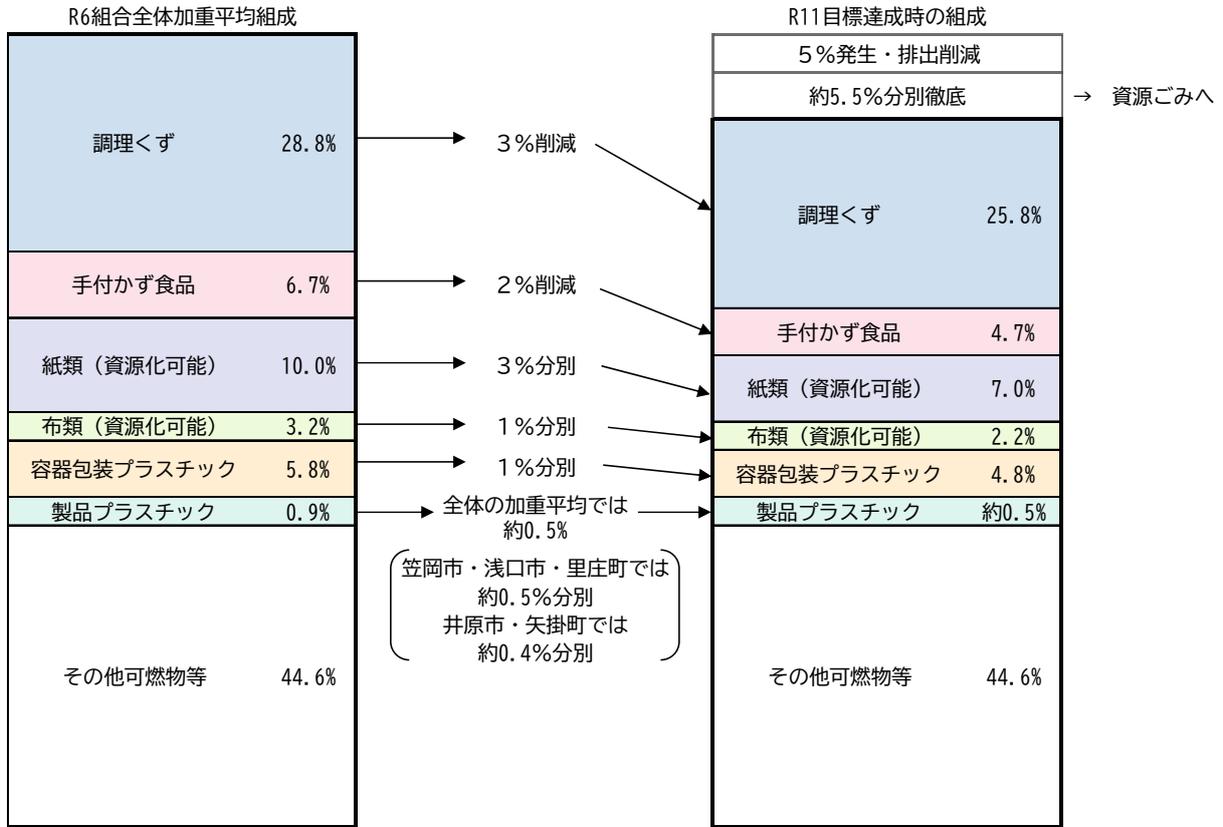
### 〔まとめ〕

発生・排出削減と分別徹底によるイメージは、図表4-2-4に示すとおりです。

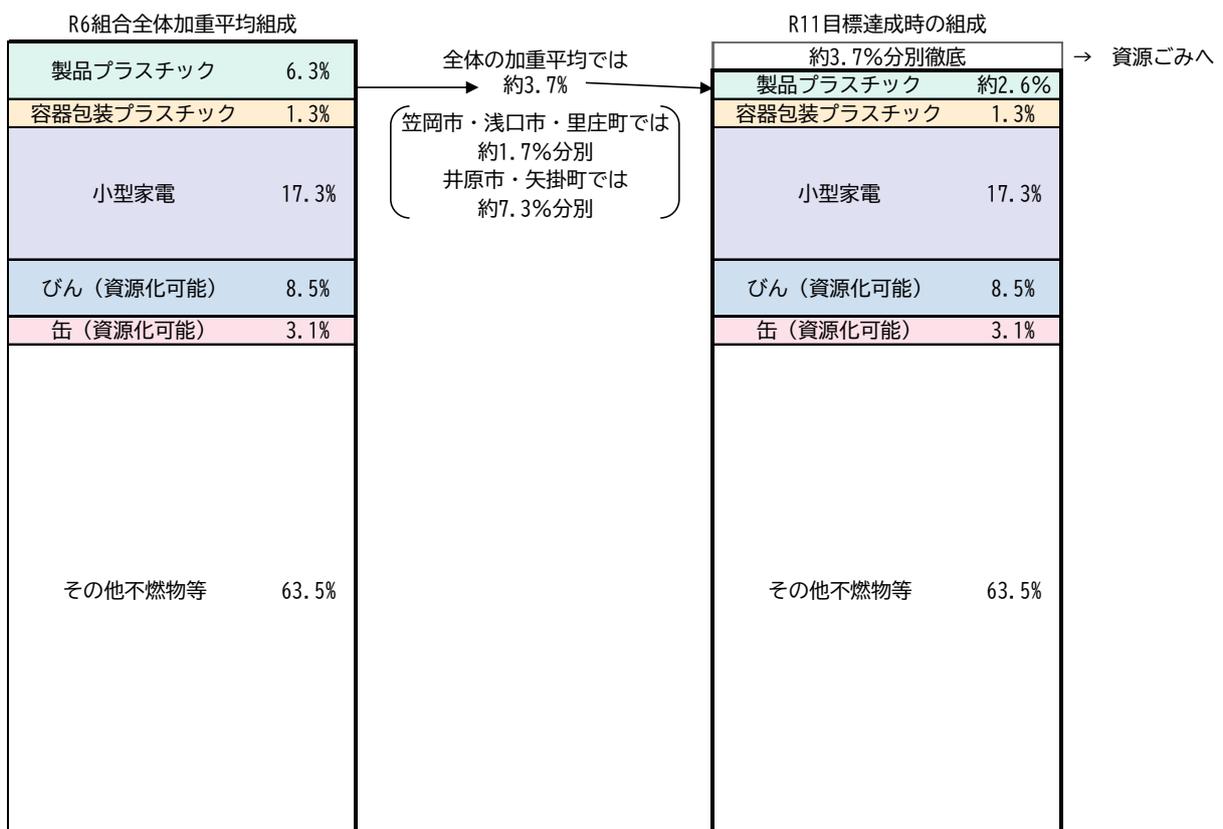
生活系収集可燃ごみは、5%の発生・排出削減と約5.5%の分別徹底、生活系収集不燃ごみは、約3.7%の分別徹底により可燃ごみと不燃ごみの削減、資源ごみの増加を目指します。

◆図表 4-2-4 発生・排出削減及び分別徹底量イメージ図

【生活系収集可燃ごみ】



【生活系収集不燃ごみ】



#### (4) 発生・排出削減目標値

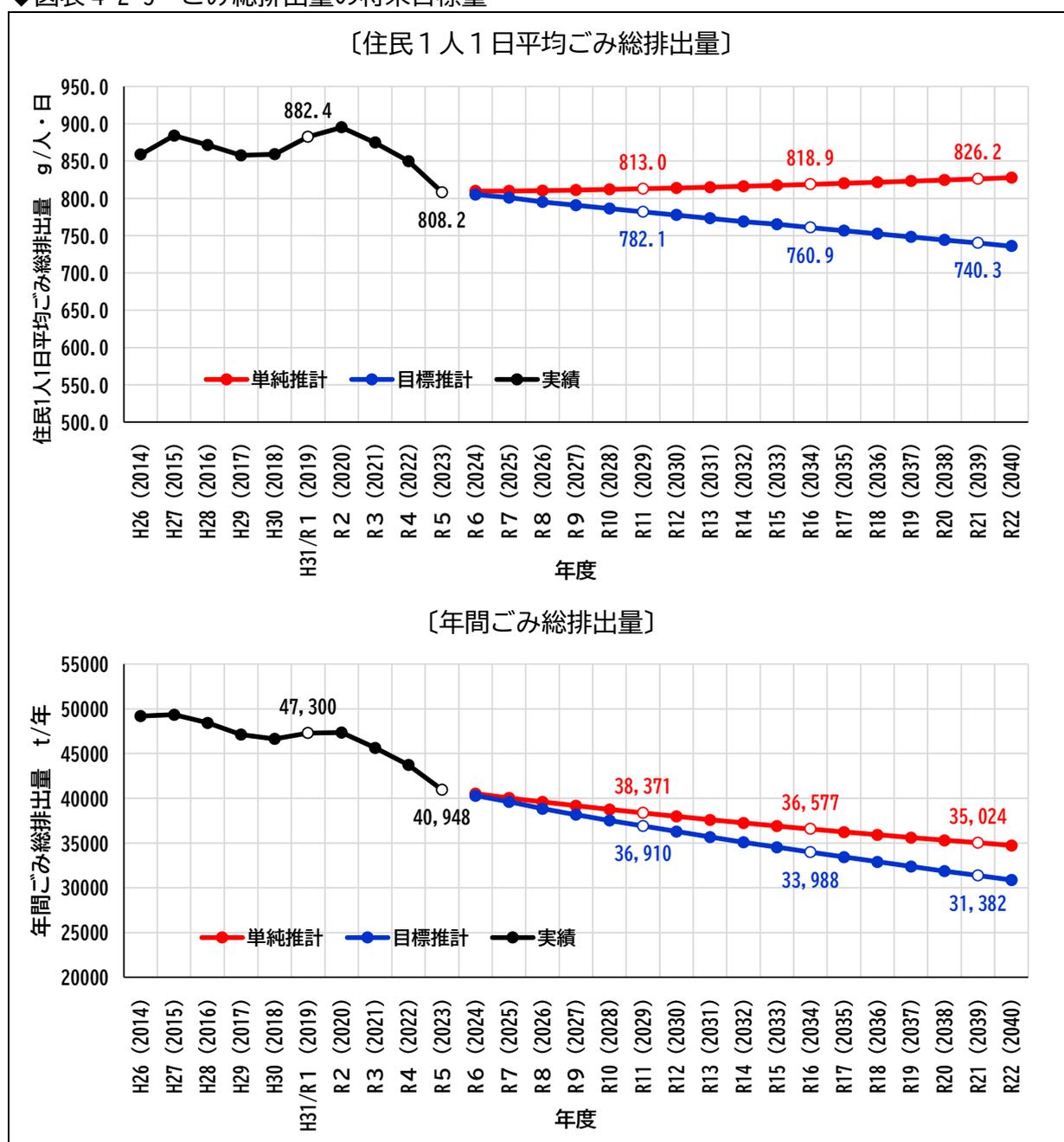
##### ① ごみ総排出量の目標量

西部ブロック全体の住民1人1日平均ごみ総排出量は、近年減少傾向にあるものの、平成26年度（2014年度）以降では、概ね横ばいで推移しています。

単純推計によると、今後は人口減少に比べて事業系ごみの減少が鈍化あるいは横ばいとなるため、住民1人1日平均ごみ総排出量は微増傾向と見込まれます。

目標としては、先述した食品ロスの削減、調理くずの水切りや堆肥化等の目標を達成することにより、数値目標年度（令和11年度（2029年度））における住民1人1日平均ごみ総排出量を782.2g/人・日とすることを目指します。

◆図表 4-2-5 ごみ総排出量の将来目標量



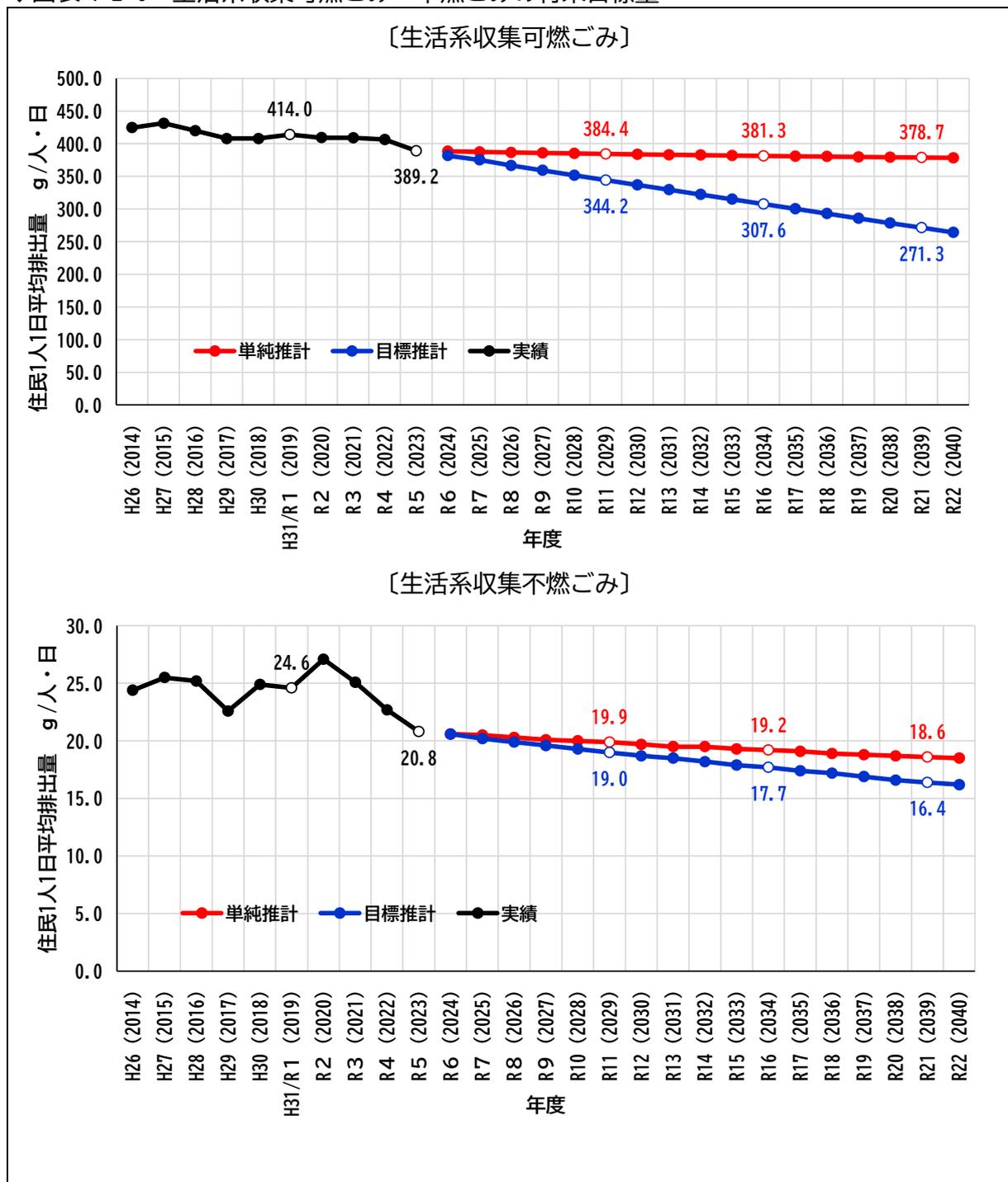
## ② 生活系ごみ排出量の目標量

生活系収集可燃ごみ及び不燃ごみは減少傾向にあり、啓発等の施策の成果が現れているものと考えられます。

今後も、ごみの発生・排出削減、資源物の分別を徹底していき、数値目標年度（令和 11 年度（2029 年度））における住民 1 人 1 日平均排出量を、生活系収集可燃ごみは 344.2 g/人・日、生活系収集不燃ごみは 19.0 g/人・日とすることを目指します。

また、令和 7 年 12 月からは基準適合品の分別回収を開始する予定であるため、可燃ごみ、不燃ごみの削減が見込まれています。

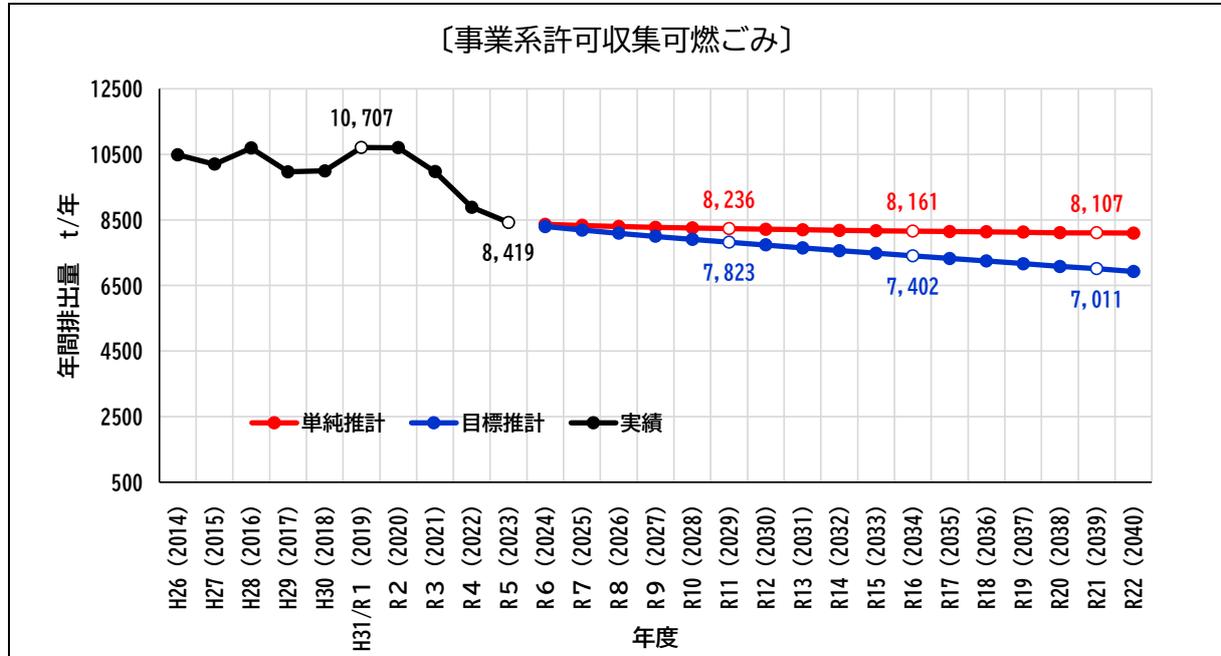
◆図表 4-2-6 生活系収集可燃ごみ・不燃ごみの将来目標量



### ③ 事業系ごみ排出量の目標値

事業系許可収集可燃ごみは、生活系収集可燃ごみと同様に5%の削減を目標とし、令和11年度（2029年度）に7,823t/年（単純推計値から約400トンの削減）とすることを目指します。

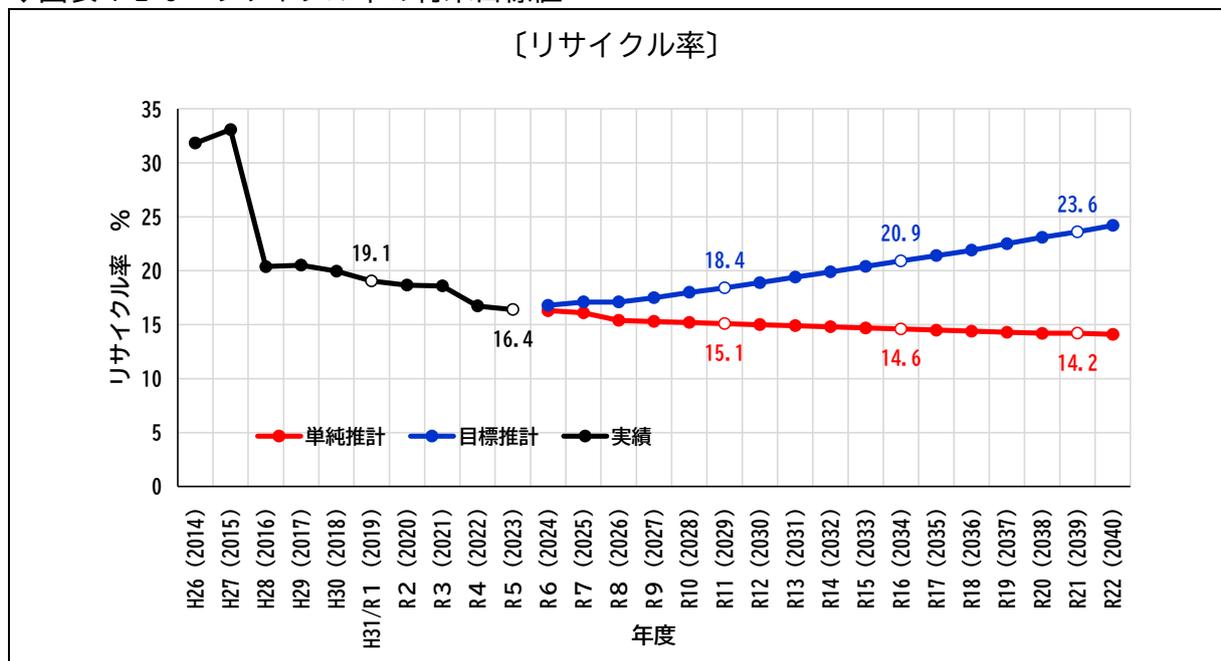
◆図表 4-2-7 事業系許可収集可燃ごみの将来目標量



### ④ 資源化に関するリサイクル率の目標

リサイクル率は、近年減少傾向にあります。紙類、布類、容器プラの分別徹底と基準適合品の再商品化に取り組み、令和11年度（2029年度）に18.4%とすることを目指します。なお、長期的には更なる分別の徹底等により25%程度まで増加させることを目指します。

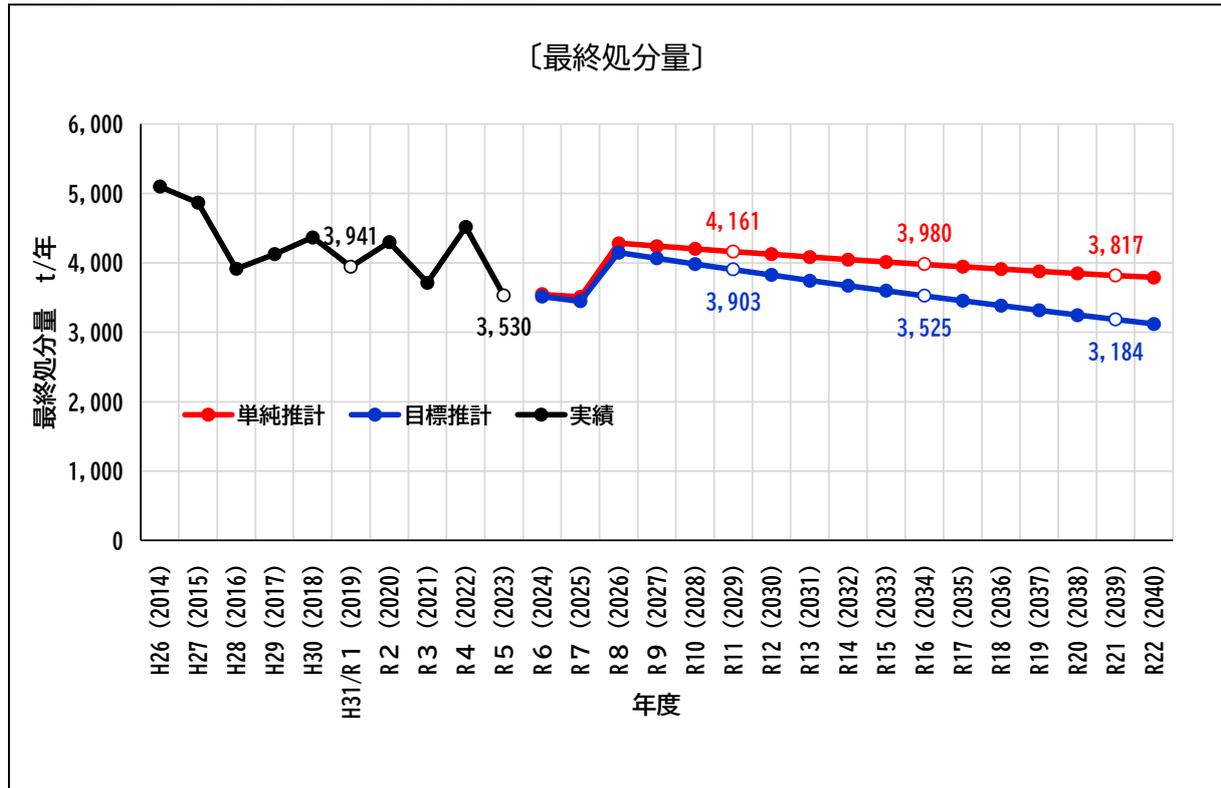
◆図表 4-2-8 リサイクル率の将来目標値



### ⑤ 最終処分量の目標

最終処分量については、これまでの対策を達成していくことに伴い、削減されていきます。井笠広域里庄清掃工場が稼働した後は、処理方式が「流動床式」から「ストーカ式」に変わることによって焼却残渣が水分を含む湿灰となるため、重量の増加を見込んでいます。

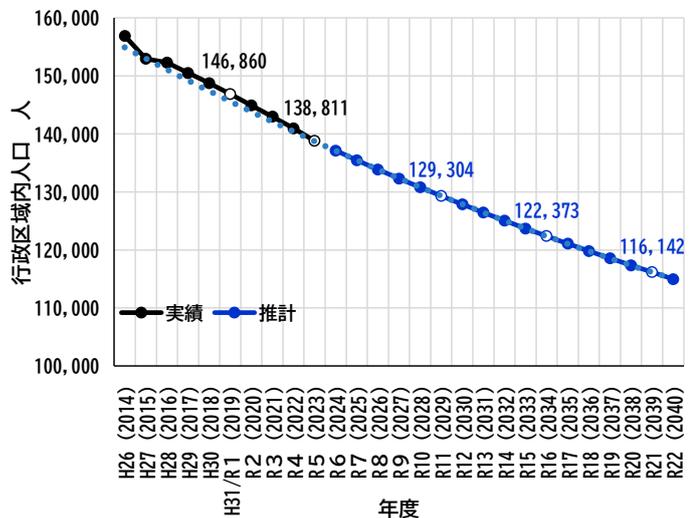
◆図表 4-2-9 最終処分量の将来目標量



### ※行政区域内人口の見込み

▶ 西部ブロック全体の行政区域内人口は、これまでの推移が継続するものとして、実績値を基にトレンド法で推計した結果を採用しています。

▶ 令和5年度（2023年度）は138,811人ですが、年平均1.1%程度の減少率を示し、令和11年度（2029年度）に129,304人、令和16年度（2034年度）に122,373人、令和21年度（2039年度）に116,142人と、令和5年度（2023年度）に比べ約22,700人減と見込んでいます。



### 3 数値目標の評価

#### (1) 国・岡山県の目標値

国及び岡山県の示す一般廃棄物の処理に関する指標は図表 4-3-1 のとおりです。

◆図表 4-3-1 一般廃棄物の処理に関する指標

区分	国	
計画名	「第五次循環型社会形成推進基本計画」 (令和 6 年 (2024 年) 8 月 2 日閣議決定)	「廃棄物処理施設整備計画」 (令和 5 年 (2023 年) 6 月 30 日閣議決定)
数値目標年度	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)
処理量	1 人 1 日平均ごみ焼却量 : 約 580g	—
ごみのリサイクル率 (一般廃棄物の出口側の循環利用率 <sup>※1</sup> )	—	28% <sup>※2</sup>
最終処分量	—	—
区分	国	岡山県
計画名	「廃棄物処理法に基づく基本方針」 (令和 5 年 (2023 年) 6 月 30 日閣議決定)	「第 5 次岡山県廃棄物処理計画」 (令和 4 年 (2022 年) 3 月策定)
数値目標年度	排出量・最終処分量 令和 7 年度 (2025 年度) 出口側の循環利用率 令和 9 年度 (2027 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
排出量	平成 24 年度 (2012 年度) 比 : 約 16% 削減 1 人 1 日平均家庭系ごみ排出量 : 約 440g	1 人 1 日平均ごみ排出量 : 約 935g 1 人 1 日平均家庭系ごみ排出量 : 約 477g
再生利用率	出口側の循環利用率 : 約 28%	23.1% 以上 <sup>※3</sup>
最終処分量 (率)	平成 24 年度 (2012 年度) 比 : 約 31% 削減	64.1 t / 日

※1 一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合

※2 この目標の評価において、民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要である。

※3 ガス化熔融施設が令和 6 年度で事業終了することから、当該施設の寄与分 (9.6% : 直近 5 か年平均) を減じた値である。

#### (2) 設定した目標値を達成した場合の排出量等の比較

本計画における目標値は、岡山県の示す 1 人 1 日平均ごみ総排出量と国の示す最終処分量の目標値に達成が見込まれます。1 人 1 日平均家庭系ごみ排出量は、県の目標値を達成する見込みですが、国の目標に若干及ばず、2 年遅れの令和 9 年度に達成する見込みです。

令和 6 年度 (2024 年度) に新たに追加された 1 人 1 日平均ごみ焼却量は、令和 12 年度 (2030 年度) の達成が困難な状況ですが、プラスチック資源の有効利用等の取り組みを強化し、中間目標年度である令和 16 年度 (2034 年度) には概ね達成する見込みです。

一方、出口側の循環利用率については、焼却灰のセメント原料化等、抜本的なシステムの改善を検討する必要があります。

◆図表 4-3-2 本計画目標値と国・岡山県の指標比較

	国	岡山県	国・県の数値目標年度における本計画推計値		
			R7 (2025)	R9 (2027)	R12 (2030)
1人1日平均ごみ排出量	—	約935g	約801g	—	—
1人1日平均家庭系ごみ排出量	約440g	約477g	約453g	—	—
1人1日平均ごみ焼却量	約580g	—	—	—	約612g
出口側の循環利用率	約28%	23.1%以上	—	17.5%	—
最終処分量(率)	平成24年度(2012年度)比 約31%削減	—	約33%削減	—	—

## 第5章

# 構成市町が取り組む施策



各構成市町の一般廃棄物処理基本計画に示される施策は、図表 5-1-1 に示すとおりです。以下に、その概要を示します。

## 1 発生・排出削減・資源化に関する施策

### ① 住民・事業者の意識向上を目的とした施策

- ・ 広報誌、ウェブサイト、テレビを利用した従来の広報に加え、ごみ分別アプリや YouTube による情報発信、LINE アカウントの活用といった時代や世代に即した広報。
- ・ 施設見学や環境学習出前講座・研修会・イベント等の実施。自然体験活動や環境学習プログラムの実施。
- ・ 学校教育における啓発。出前授業の実施やポスターコンクール等イベントの実施。児童会・生徒会における環境活動やその他校外での環境学習に対する支援。

### ② 住民・事業者との協働に関する施策

- ・ 廃棄物減量推進員や環境衛生委員の委嘱等を行い、各構成市町と住民とが一体となった廃棄物対策の推進。
- ・ 住民参加型イベントの実施。環境フェア等を実施し、環境ボランティアグループへの参加を呼びかけることで、協働による環境保全活動の推進。
- ・ 事業者に対する事業系ごみ減量化に関する啓発。ごみ減量に関する協議会の設置等。
- ・ 食品ロス削減への協働の呼びかけ。

### ③ 4 Rの実践に関する施策

#### A. Refuse (ごみになるものはもらわない)

- ・ マイバッグの推進や簡易包装、詰め替え商品の購入促進。

#### B. Reduce (ごみになるものを減らす)

- ・ 生ごみの水切り徹底。エコクッキングの推進。計画的な食品購入と使い切り推進。
- ・ 生ごみ処理容器の購入補助。

#### C. Reuse (何度でも使う)

- ・ リユースイベント (フリーマーケット等) の実施や広報。
- ・ 不用品活用事例に関する講習会等の実施。

#### D. Recycle (再資源化) + Renewable (資源循環促進)

- ・ 集団回収の推進。町内会や学校、PTA、子供会、老人会といった住民団体が行う資源回収活動に対して支援、推進を行う。
- ・ 拠点回収の推進。各構成市町に回収箇所を設定し、拠点回収を促進する。
- ・ 資源化対象品目の拡大を図り資源化量を増やす。

#### E. その他

- ・ グリーン購入、グリーン調達 の推進。
- ・ 資源ごみストックヤードの整備。
- ・ 岡山県エコ製品認定制度の活用。

## 2 適正処理に関する施策

### ① 収集運搬に関する施策

- ・ごみ収集頻度の見直しや収集運搬体制の維持。
- ・ごみ出し場所の施設整備として、補助金の交付や防護ネットの貸与を行います。また、生活系ごみ収集事業者や町内会等に聞き取りを行い、適正管理を推進します。
- ・資源回収拠点の整備に関する呼びかけ。不動産業者や管理人等に働きかけ連携を強化します。
- ・井笠広域里庄清掃工場稼働後に、焼却施設への直接搬入が困難となる住民向けに生活系ごみを住民が自ら持ち込む中継集積所を設けて利便性を向上します。

### ② 再資源化等に関する施策

- ・缶類、ペットボトル、古紙類、布類については、各構成市町が直接資源化を行っています。





## 第6章

# 広域化計画



## 1 ごみ処理計画

### 1-1 ごみ処理方法及び処理主体

#### (1) 排出段階

排出段階におけるごみ発生・排出削減、再利用、さらに分別徹底については、排出者である住民・事業者が行うものとします。

適正処理の観点からも、ごみ発生・排出削減を推進する必要があるため、排出者への支援等については各構成市町及び本組合が協力して実施します。

#### (2) 収集・運搬

本計画の対象廃棄物のうち、生活系ごみについては、各構成市町が主体となって収集・運搬を行っています。事業系ごみについては、事業者自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。

#### (3) 処理・処分

西部ブロックにおけるごみの中間処理及び最終処分は、現在、4つの事務組合（倉敷西部清掃施設組合を含む）で行っています。

詳細は、図表 6-1-1 のとおりです。本組合では、不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）と資源ごみのうち、びん類（生きビン以外）・容器包装プラスチック（その他）・布類の処理を行っています。その他の直接資源化対象物は各構成市町において処理を行っています。

なお、可燃ごみ（可燃性粗大ごみを含む）については、現在建設中の「井笠広域里庄清掃工場」の供用開始により、令和8年度（2026年度）から本組合で中間処理を行うこととなります。

このことにより、西部ブロックのごみの中間処理及び最終処分は本組合に集約化されることとなります。

◆図表 6-1-1 ごみ処理段階ごとの処理主体（責任者）

〔～令和7年度（2025年度）〕

排出者	ごみ区分	収集・運搬	中間処理	最終処分		
住民	可燃ごみ	住民 各構成市町 (直営・委託)	岡山県西部環境整備施設組合 岡山県井原地区清掃施設組合 倉敷西部清掃施設組合	岡山県西部衛生施設組合		
	可燃性粗大ごみ					
	不燃ごみ		岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合 井原市・浅口市		
	不燃性粗大ごみ					
	水銀使用廃製品		民間事業者へ委託処理			
	資源ごみ		古紙類	住民 各構成市町 (直営・委託)	各構成市町（民間事業者）	-
			缶類			
			金属類			
			ペットボトル			
			びん類（生きビン）			
			使用済小型家電			
			びん類（生きビン以外）			
容器包装プラスチック（その他）						
布類	岡山県西部衛生施設組合 井原市（民間事業者）					
白色トレイ (笠岡市のみ)		笠岡市（民間事業者）				
事業者	可燃ごみ	事業者 許可業者	岡山県西部環境整備施設組合 岡山県井原地区清掃施設組合 <sup>注)</sup> 倉敷西部清掃施設組合	岡山県西部衛生施設組合 <sup>注)</sup> ※倉敷西部清掃組合分除く		
	不燃ごみ					
	粗大ごみ		民間事業者			
	資源ごみ					

〔令和8年度（2026年度）～〕 ※赤字変更箇所

排出者	ごみ区分	収集・運搬	中間処理	最終処分		
住民	可燃ごみ	住民 各構成市町 (直営・委託)	岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合		
	可燃性粗大ごみ					
	不燃ごみ		岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合 井原市・浅口市		
	不燃性粗大ごみ					
	水銀使用廃製品		民間事業者へ委託処理			
	資源ごみ		古紙類	住民 各構成市町 (直営・委託)	各構成市町（民間事業者）	-
			缶類			
			金属類			
			ペットボトル			
			びん類（生きビン）			
			使用済小型家電			
			びん類（生きビン以外）			
容器包装プラスチック（その他）						
プラスチック製品	岡山県西部衛生施設組合 井原市（民間事業者）					
布類		笠岡市（民間事業者）				
白色トレイ (笠岡市のみ)	笠岡市（民間事業者）					
事業者	可燃ごみ	事業者 許可業者	岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合		
	不燃ごみ					
	粗大ごみ		民間事業者			
	資源ごみ					

注) 原則、事業者責任で自ら処理を行う必要があり、書類などの一部を岡山県西部環境整備施設組合及び岡山県井原地区清掃施設組合（令和8年度（2026年度）以降は岡山県西部衛生施設組合）にて処理・処分を行っています。

## 1-2 共同処理における分別の統一について

### (1) 共同処理における分別について

西部ブロックでは、井笠広域里庄清掃工場を整備して令和8年度（2026年度）より可燃ごみを集約処理する計画です。それに伴い、可燃ごみの分別について統一します。

また、本計画では、プラスチック資源循環促進法への対応についても考慮して行うものとなります。

現在、容器プラについてはすべての構成市町で容器包装リサイクル法に基づく分別収集が行われています。しかし、製品プラの分別については、笠岡市、浅口市、里庄町においては可燃ごみ、井原市、矢掛町においては不燃ごみとして位置づけられており、分別に相違がある状況です。そのため、井笠広域里庄清掃工場の供用開始を目途に行う分別区分の統一に合わせて、プラスチック資源循環促進法への対応を考慮した分別の統一を図るものとなります。

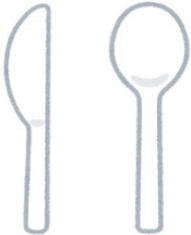
◆図表 6-1-2 製品プラの分別区分

	笠岡市	井原市	浅口市	矢掛町	里庄町
プラスチック製品	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃ごみ

### (2) 製品プラの分別基準

分別収集された製品プラの処理について、井笠広域資源化センターリサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）での処理を想定し、処理困難物として8つの基準を設定しました。プラスチック資源循環促進法への対応の先駆けとして、この8つの基準にあてはまらない製品プラの再資源化を開始します。

◆図表 6-1-3 令和7年（2025年）12月より収集する製品プラの例

 プラ食器	 バケツ (30cm未満)	 プラ製のおもちゃ (金属を含まない)	 CD及びCDケース
---	--	---	--

## ※本組合で設定した処理困難物の基準

① プラスチック製品に金属等が含まれるもの
・ 泡立て器、おたま等の柄の部分がプラスチック製であってもそれ以外の部分が金属製等であるものは含めることができない。
② 厚みのあるもの（厚さ3mm以上）
ア まな板・擬木等の厚みのあるもの、ラケット・ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。
イ 手で曲げることができないもの。アクリル板・衣装ケース・犬小屋・クーラーボックス等の大きいプラスチック製品を30cm未満に切断したもので、手で曲げることができない硬質なものを含めることができない。
③ 一辺の長さが30cm以上のもの
ア 切断等を行ない、30cmを越えないようにすれば可。
イ カセットテープ等の内部がひも状のものは設備に巻き付き故障の要因となるため30cm未満に切断しても含めることができない。
④ 繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの
・ リサイクルが困難であるため、含めることができない。 （例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバック、ポーチ）
⑤ 汚れが付着しているもの（汚れが落ちないもの）
⑥ 電池、電気で動くもの
・ おもちゃ・ハンディファン等の外部がプラスチック製であっても電池、電気等で動くものは含めることができない。
⑦ ゴム製のもの
⑧ 化学繊維のもの
・ ナイロン袋、ポリ袋、ネット袋等で化学繊維のものは含めることができない。

### (3) 分別収集の開始

分別収集の開始にあたっては、現在、製品プラの分別方法に相違があるため、笠岡市、浅口市、里庄町においては可燃ごみから資源ごみへ、井原市、矢掛町においては不燃ごみから資源ごみへと分別することになります。

開始時期については、井笠広域里庄清掃工場の試験運転が開始される令和7年（2025年）12月とし、供用開始までの4か月において、分別状況を確認し、その徹底を啓発するものとします。

#### ◆ 図表 6-1-4 分別収集のスケジュール案

	令和7年度（2025年度）												令和8年度（2026年度）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
製品プラ分別準備	← 住民・収集委託業者説明等（市町） →																							
分別開始													● 分別開始 →											

## 1-3 収集・運搬計画

### (1) 収集・運搬の方法

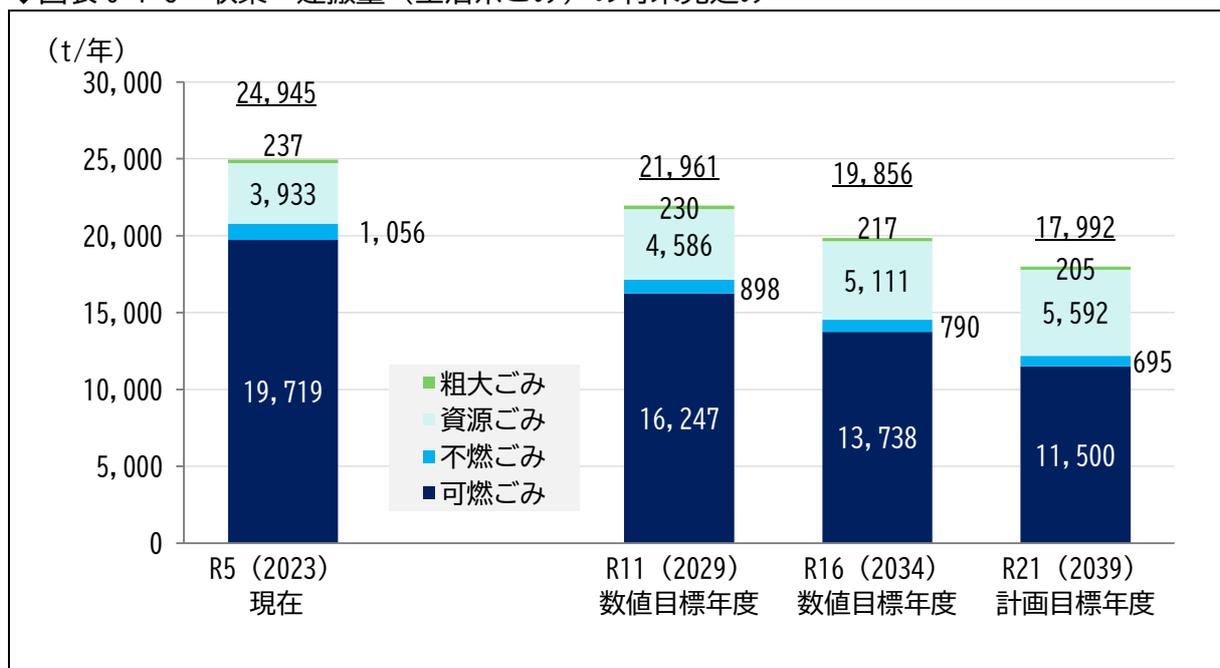
生活系ごみは各構成市町が収集・運搬を行っています。収集方法は、ステーション方式を基本として、直営または委託により定期収集を行っています。また、粗大ごみについては戸別収集を行っています。

一方、事業系ごみについては、事業者自らの責任において適正に処理を行うことが原則となっており、西部ブロックに所在する事務所等から排出されたものに限られます。

### (2) 収集・運搬量（生活系ごみ）

収集・運搬量の将来見込みは、図表 6-1-5 のとおりです。ごみ発生・排出削減を進めることにより、資源ごみの割合が増加しており、数値目標年度の令和 11 年度（2029 年度）において合計 21,961 トン、令和 16 年度（2034 年度）において合計 19,856 トン、計画目標年度の令和 21 年度（2039 年度）において合計 17,992 トンを見込みます。

◆図表 6-1-5 収集・運搬量（生活系ごみ）の将来見込み



## 1-4 中間処理計画

### (1) 中間処理の方法

西部ブロックにおけるごみの中間処理は、4つの事務組合（倉敷西部清掃施設組合を含む）で行っています。

可燃ごみについては、現在、3つの事務組合において処理を行っていますが、井笠広域里庄清掃工場の供用開始により、令和8年（2026年）4月から共同処理を行うこととなります。このことにより、西部ブロックにおける広域化・集約化が図られることとなります。

不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみについては、本組合の井笠広域資源化センター粗大ごみ処理施設（以下「粗大ごみ処理施設」という。）及びリサイクルプラザ（一部、民間処理施設を活用）において処理を行っています。

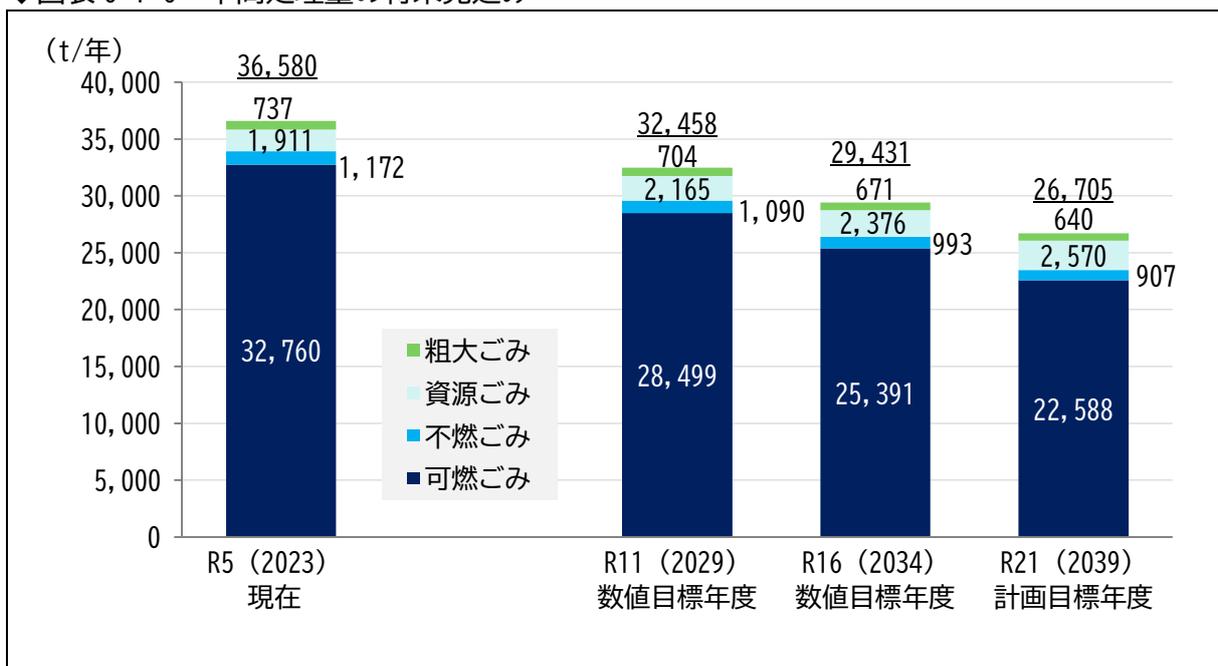
なお、資源ごみのうち、古紙類、布類、缶類、びん類（生きビン）、ペットボトル等については、中間処理を行わず直接再資源化業者に引き渡すものが大半です。

### (2) 中間処理量

中間処理量の将来見込みは、図表 6-1-6 のとおりです。ごみ発生・排出削減を進め、数値目標年度の令和11年度（2029年度）において合計32,458トン、令和16年度（2034年度）において合計29,431トン、計画目標年度の令和21年度（2039年度）において合計26,705トンを見込みます。

なお、令和7年（2025年）12月から製品プラの分別回収を開始することから、資源ごみの増加を見込んでいます。

◆図表 6-1-6 中間処理量の将来見込み



### (3) 中間処理に係る施策

#### 1) 可燃ごみ処理

西部ブロックの可燃ごみ（可燃性粗大ごみを含む）、不燃ごみ等の可燃性処理残渣は、令和8年度（2026年度）より供用開始予定の井笠広域里庄清掃工場において共同処理を行います。

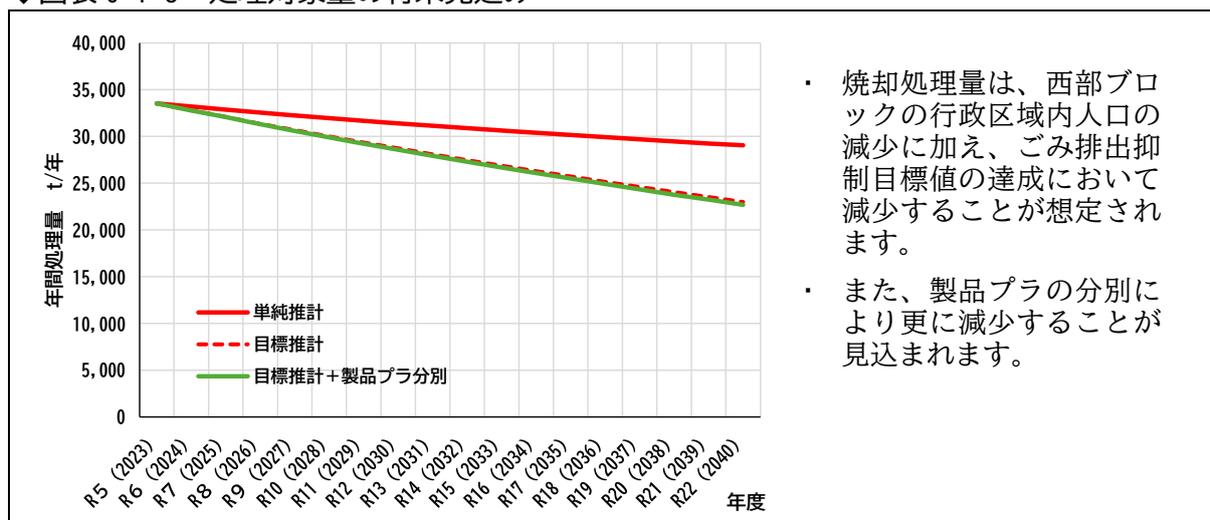
井笠広域里庄清掃工場は、1日当たり130トンの処理能力を有し、「エネルギー回収型廃棄物処理施設」として熱を有効利用できる環境にやさしい施設となっています。

また、DBO（Design-Build-Operate）方式を採用し、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行う計画です。

◆図表 6-1-7 井笠広域里庄清掃工場の概要

設置主体	岡山県西部衛生施設組合	<p>予定施設</p> 
施設名称	井笠広域里庄清掃工場	
建設地	岡山県浅口郡里庄町大字新庄地内	
施設規模	130 t/日（65 t/24h×2 炉）	
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、破碎残渣、災害ごみ	
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）	
その他	蒸気タービン発電機 高温水による熱供給（広域連携拠点施設）	
供用開始	令和8年（2026年）4月（予定）	
運営・維持管理	20年間（予定）	

◆図表 6-1-8 処理対象量の将来見込み



注) DBO とは

公共施設等の設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のうち、設計、建設、運営を一括して民間に委ね、施設の所有、資金調達は公共が行う方式。

## 2) 資源ごみ処理

### 〔現状〕

資源ごみのうち、古紙類、缶類、金属類、ペットボトル、びん類（生きビン）、使用済小型家電については継続して各構成市町において直接資源化を行います。

一方、びん類（生きビン以外）、容器プラ、布類、水銀使用廃製品については引き続き、本組合において処理等を行っていきます。

処理施設であるリサイクルプラザでは、びん類、容器プラについて手選別処理等を行い、布類について一時保管を行っていきます。

◆図表 6-1-9 リサイクルプラザの概要

設置主体	岡山県西部衛生施設組合	
施設名称	井笠広域資源化センターリサイクルプラザ	
供用開始年月	平成12年(2000年)9月	
建設地	岡山県笠岡市平成町105番地	
処理対象物	容器プラ 5.6t/5h	
施設規模	びん類 9.0t/5h (布類 保管のみ)	
処理方式	手選別、一時保管	
運営・維持管理	組合直営	

びん類  
手選別



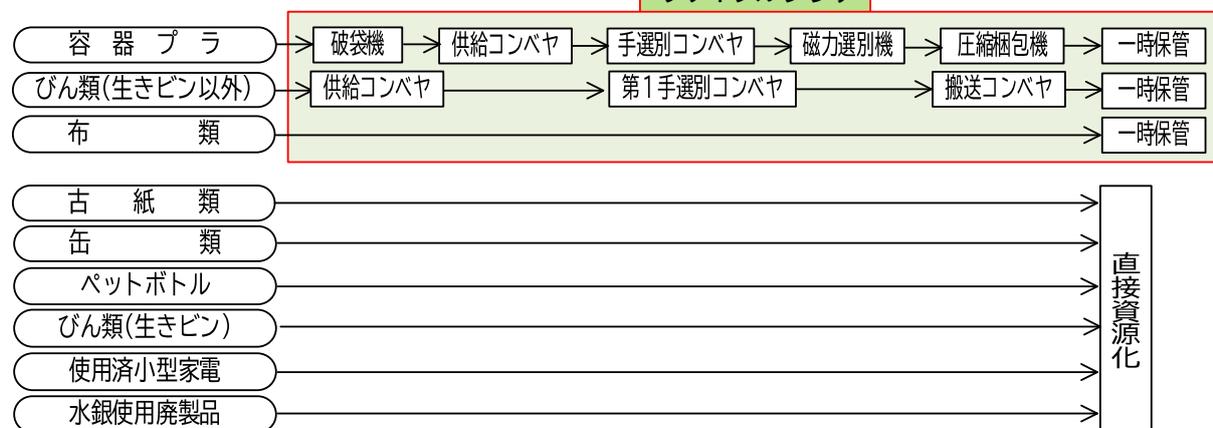
容器プラ  
手選別



圧縮梱包機



### リサイクルプラザ



〔容器プラ・製品プラ（プラスチック資源循環への対応）〕

プラスチック資源循環促進法に基づいた再商品化ルート

プラスチック資源循環促進法では、製品プラも含めたプラスチック資源循環を進めるため、再商品化における新たな制度（ルート）を設けています。

①指定法人ルート

容器プラは容器包装リサイクル法に基づき、選別処理、圧縮梱包等を行い、指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「リサイクル協会」という。）に引き渡して再商品化を行っています。（この方法を「指定法人ルート」という。）プラスチック資源循環促進法では、製品プラについてもこの指定法人ルートによる再商品化が行えるとしています。

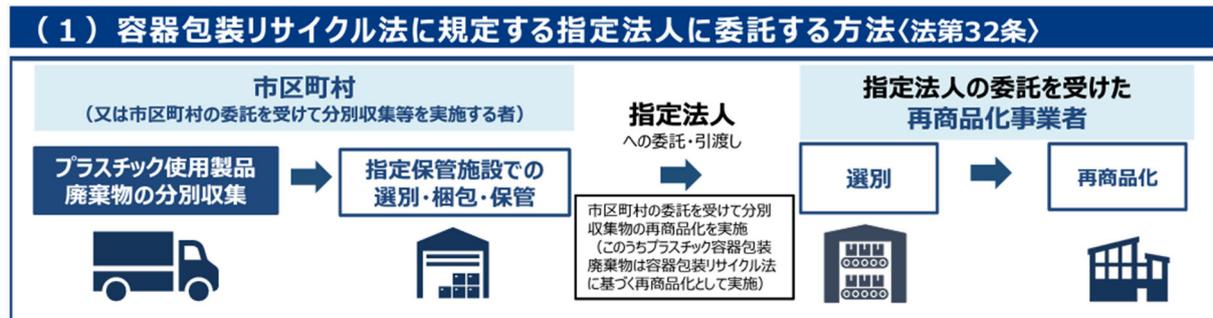
②大臣認定ルート

市町村が作成し、国の認定を受けた認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法がす。（この方法を「大臣認定ルート」という。）特徴として、容器プラの再資源化費用の市町村負担が指定法人ルートと変わらないこと、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物についての選別・梱包・保管を再商品化と一体化・合理化することで、処理の効率化と費用負担の軽減が期待できることが挙げられます。

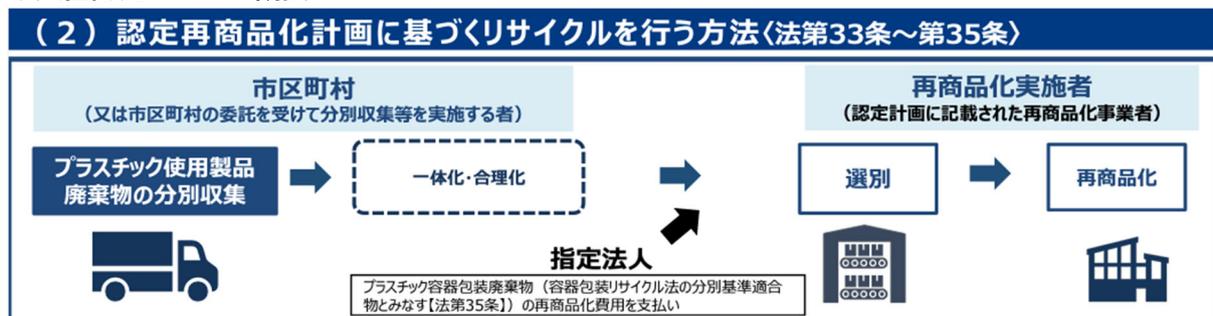
なお、どちらのルートでも、製品の再商品化費用は、市町村の負担です。

◆図表 6-1-10 プラスチック使用製品廃棄物の再商品化方法

◆指定法人ルートの概要



◆大臣認定ルートの概要



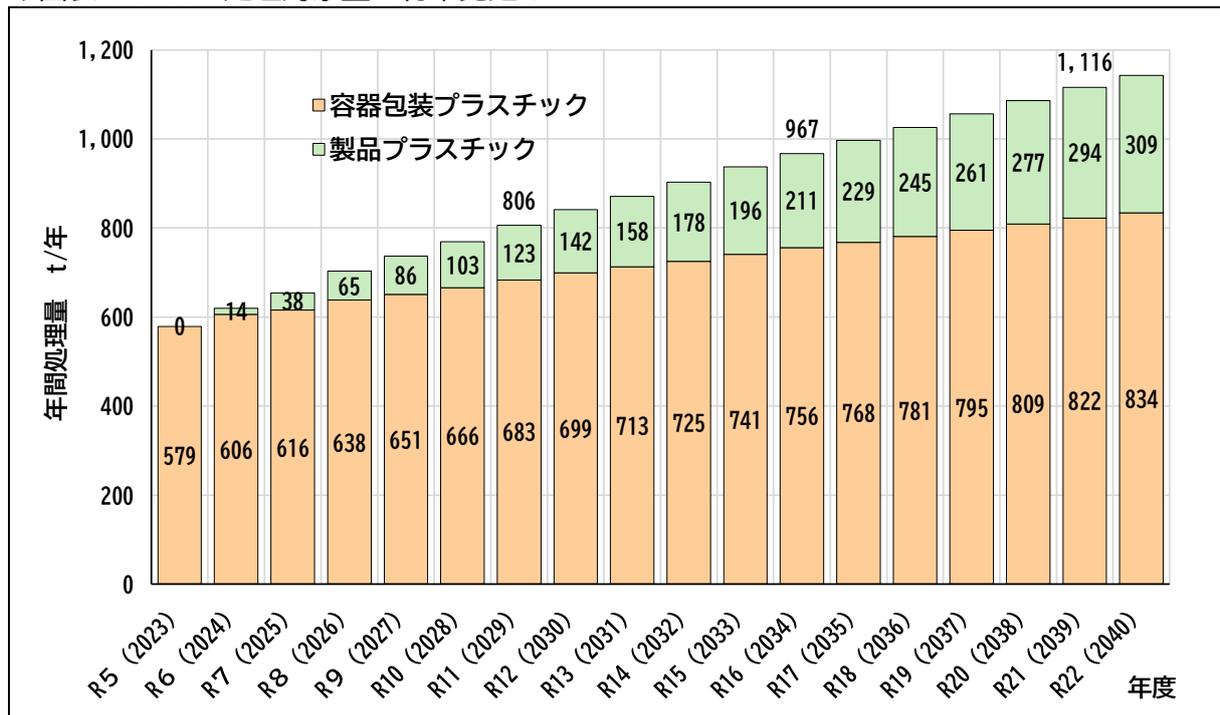
（資料：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」経済産業省）

## 将来の処理量

令和7年（2025年）12月より製品プラのうち、基準適合品を分別収集し、容器プラと併せて再商品化を行う予定です。

この分別変更による製品プラ収集量は、令和11年度（2029年度）に123トン、令和16年度（2034年度）に211トン、令和21年度（2039年度）に294トンであり、容器プラと併せて令和11年度（2029年度）に806トン、令和16年度（2034年度）に967トン、令和21年度（2039年度）に1,116トンと見込みます。

◆図表 6-1-11 処理対象量の将来見込み



## リサイクルプラザにおける処理

リサイクルプラザの容器プラの公称処理能力は 5.6t/5h で、計画年間処理量は 1,400t/年、手選別コンベヤの処理能力は 1.12t/h（見かけ比重 0.04t/m<sup>3</sup>の場合）です。これに対し、処理実績は年間 800t/年程度、手選別コンベヤにおいて 1.571t/h、見かけ比重は 0.016t/m<sup>3</sup>程度と算定されます。見かけ比重が小さいため、コンベヤ上で嵩張る状態にあり、処理する容量を計画値より増やして処理しています。

製品プラを含めた処理を行う場合、将来の見込み量 1,143t/年に対し、コンベヤ上の搬送厚を現状どおり（0.2m）とした場合、稼働時間は3時間、製品プラ中の異物除去を行うため、搬送厚を 0.1m（設計値程度）とした場合、同様に6時間程度を要すると算定されます。

このように、リサイクルプラザにおいて容器プラ、製品プラを処理するためには、稼働時間の延長あるいは施設能力の増強が必要となると想定されます。

◆図表 6-1-12 リサイクルプラザの処理実績並びに製品プラ処理検討

	公称	実績	実績の算定式	将来		
処理能力	t/5h	5.6	3.54	時間あたり処理量1.571×稼働時間2.252	4.97	4.97
時間あたり	t/h	1.12	1.571	年間処理量814÷年間稼働時間518	1.613	0.806
稼働時間	h/日	5	2.252	年間稼働時間518÷年間稼働日数230	3.08	6.17
処理						
年間処理量	t/年	1,400	814	実績値	1,143	1,143
年間稼働日数	日/年	250	230	実績値	230	230
年間稼働時間	h/年	1,250	518	実績値	518	518
見かけ比重	t/m <sup>3</sup>	0.040	0.016	処理量1.571÷搬送容量100.8	0.016	0.016
搬送容量	m <sup>3</sup> /h	28.00	100.8	1.680×60min	100.8	50.4
	m <sup>3</sup> /min	0.467	1.680	コンベヤ速度×幅×搬送厚	1.680	0.840
コンベヤ能力						
速度	m/min	5	6	実績値	6	6
幅	m	1.4	1.4		1.4	1.4
搬送厚	m	0.07	0.20	実績値	0.20	0.10

## 第1ステップ

製品プラ再商品化の第1ステップとして、分別収集した容器プラと製品プラをリサイクルプラザにおいて、選別処理、圧縮梱包処理を行い、指定法人ルートにより再商品化します。

リサイクルプラザによる処理は、処理対象量、異物除去量の増加に対応するため、処理時間の延長を基本とします。

## 第2ステップ

リサイクルプラザは、平成12年（2000年）9月の供用から24年程度を経過しており、すでに経済的な寿命を迎えているとされますが、各設備は、補修等により適正処理を維持しています。

こうした状況において、リサイクルプラザは、令和3年（2021年）3月に策定した「岡山県西部衛生施設組合インフラ長寿命化個別施設計画」（以下「インフラ長寿命化計画」という。）において、補修等を継続していくことで長寿命化を図り、令和30年度（2048年度）頃まで供用していく方針としています。

製品プラ再商品化の第2ステップとして、第1ステップでの処理実績を踏まえた対応が必要となります。具体的な検討は、図表6-1-13に示すとおり第1ステップによる製品プラの処理状況等を踏まえ、①時間延長での対応（処理体制の強化）、②新施設の整備（リサイクルプラザでの処理が困難と判断される場合）、③他自治体において採用されている大臣認定ルートによる再資源化（再商品化）等、総合的な比較検討を行っていくものとします。

◆図表6-1-13 プラスチック資源循環への対応検討スケジュール案

	令和7年度（2025年度）												令和8年度（2026年度）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
新工場（里庄清掃工場）	集約処理に係る分別等の統一（市町）											分別不徹底等対応												
	←											→												
												施設供用開始												
第1ステップ実施																								
製品プラ分別準備	← 住民・収集委託業者説明等（市町）																							
分別開始												分別開始												
製品プラ再商品化準備	← 処理体制等準備（時間延長等）																							
再商品化開始												プラザ処理・再商品化開始												
第2ステップ検討																								
実績把握	← 大臣認定ルート等の情報収集											実績整理・問題点把握												
基礎情報	←																							
対策等検討												←												
												<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">           比較検討            ①現プラザ処理体制強化            ②新施設整備            ③大臣認定ルート 等         </div>												

### 〔びん類（生きビン以外）・布類〕

びん類（生きビン以外）は、リサイクルプラザでの選別処理、布類の一時保管を行っています。本施設は、インフラ長寿命化計画において、補修等により対応していくことを示しており、この方針に基づき、設備の運営・維持管理を行っていくものとします。

なお、当該設備は、容器プラの処理設備と一体となっているため、第2ステップの結果を踏まえて対応していくものとします。

### 3) 不燃ごみ・粗大ごみ処理

#### 〔現状〕

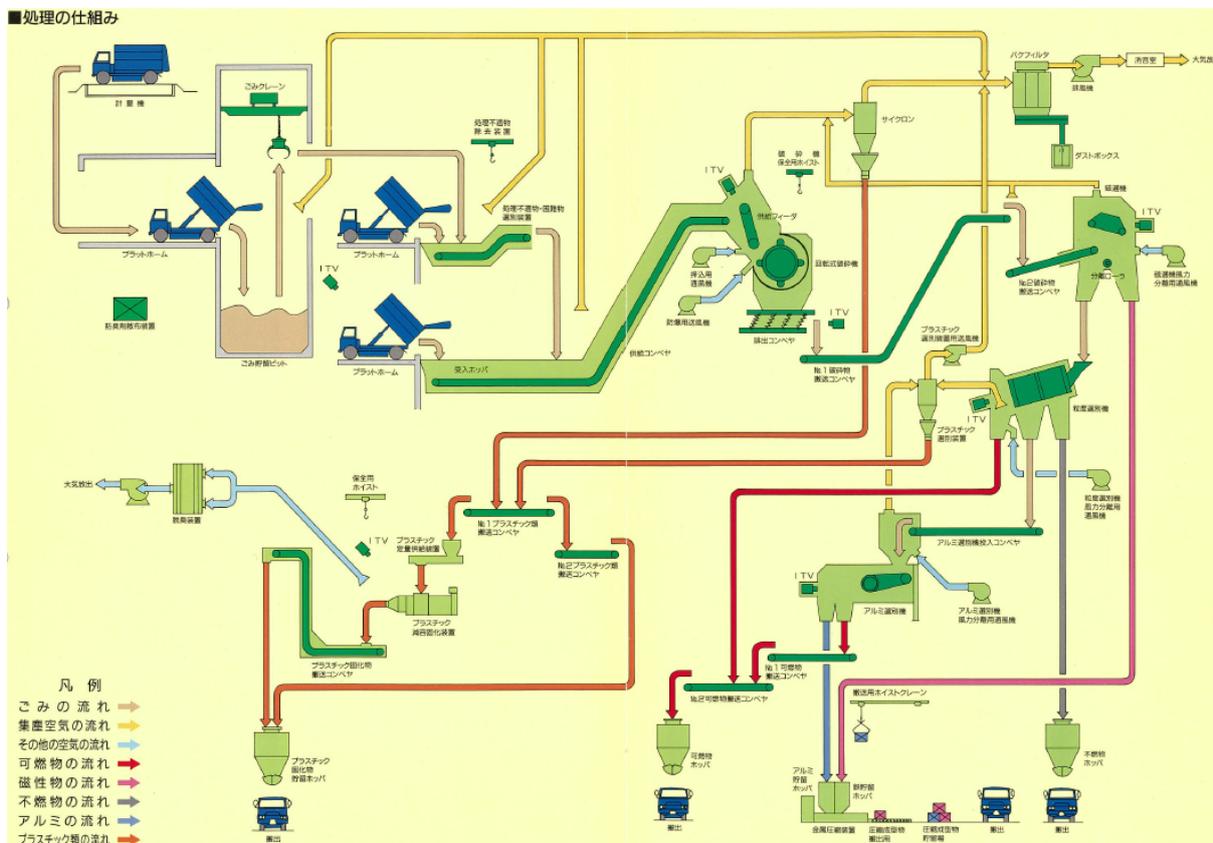
西部ブロックの不燃ごみ・粗大ごみは粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理し、埋立物は減容化後、本組合の井笠広域一般廃棄物埋立処分場で埋立処分しています。

回収した鉄・アルミ類は資源化、可燃性残渣は、岡山県井原地区清掃施設組合の井原クリーンセンター及び岡山県西部環境整備施設組合の里庄清掃工場で焼却処理しています。なお、井笠広域里庄清掃工場供用後は、当該施設にて焼却処理する予定です。

◆図表 6-1-14 粗大ごみ処理施設の概要

設置主体	岡山県西部衛生施設組合	<b>処理施設</b> 
施設名称	井笠広域資源化センター粗大ごみ処理施設	
供用開始年月	平成7年(1995年)4月	
建設地	岡山県笠岡市平成町105番地	
施設規模	40t/日(5時間稼働)	
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ	
処理方式	併用方式(破碎・選別)	
運営・維持管理	組合直営	

#### ■処理の仕組み



〔将来の処理量〕

西部ブロックの不燃ごみ・粗大ごみは本組合の粗大ごみ処理施設において処理していくものとします。

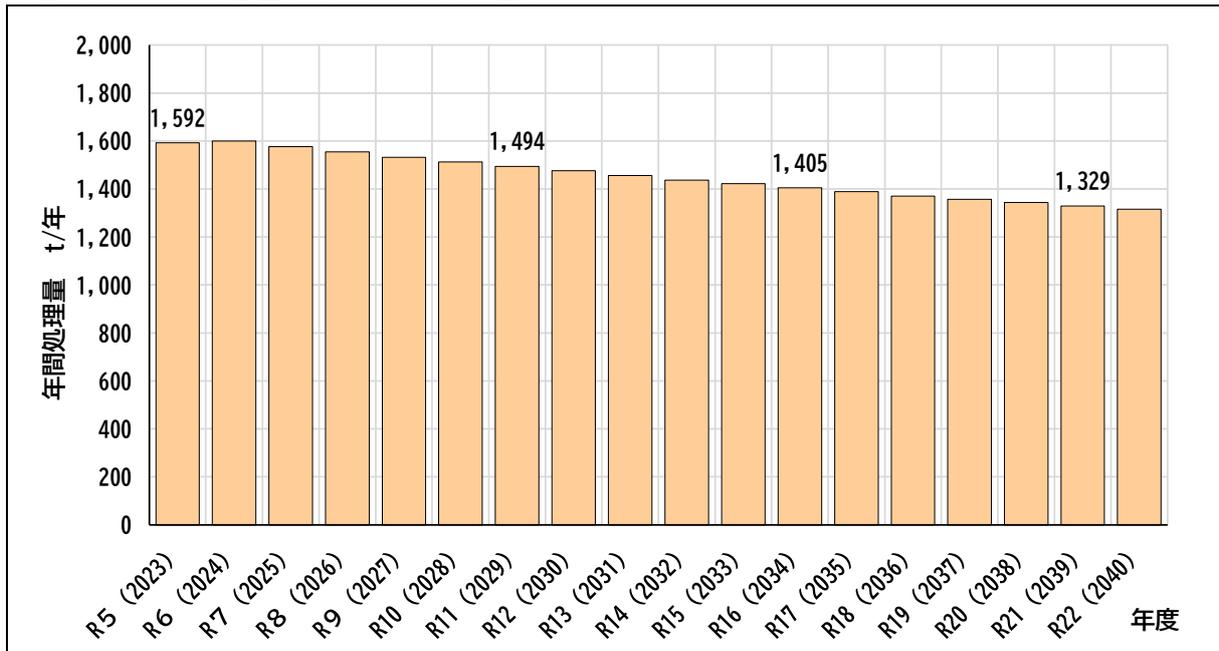
粗大ごみ処理施設は、平成7年（1995年）4月の供用から29年程度を経過しており、令和9年度（2027年度）頃に経済的な寿命を迎えるとされます。当施設はリサイクルプラザと同様に、各設備は補修等により適正処理を維持しています。

粗大ごみ処理施設の処理対象量は、図表 6-1-15 に示すとおり、令和5年度（2023年度）において1,600t/年程度であり、将来は減少すると見込んでいます。

そのため、現状の処理能力を維持できれば、現状と同じ稼働日数で1日当たり1.6時間程度の稼働となります。

こうした状況において、粗大ごみ処理施設は、インフラ長寿命化計画に示すとおり補修等を継続していくことで長寿命化を図り、令和30年度（2048年度）頃まで供用していく方針とします。

◆図表 6-1-15 処理対象量の将来見込み



	公称	実績	実績の算定式	将来
処理能力	t/5h	40.0	時間あたり処理量3.153×稼働時間1.92	5.00
時間あたり	t/h	8	年間処理量1,592÷年間稼働時間504.9	3.153
稼働時間	h/日	5	年間稼働時間504.9÷年間稼働日数263	1.59
処理				
年間処理量	t/年	10,000	実績値	1,315
年間稼働日数	日/年	250	実績値	263
年間稼働時間	h/年	1,250	実績値	418.17

## 1-5 最終処分計画

### (1) 最終処分の方法

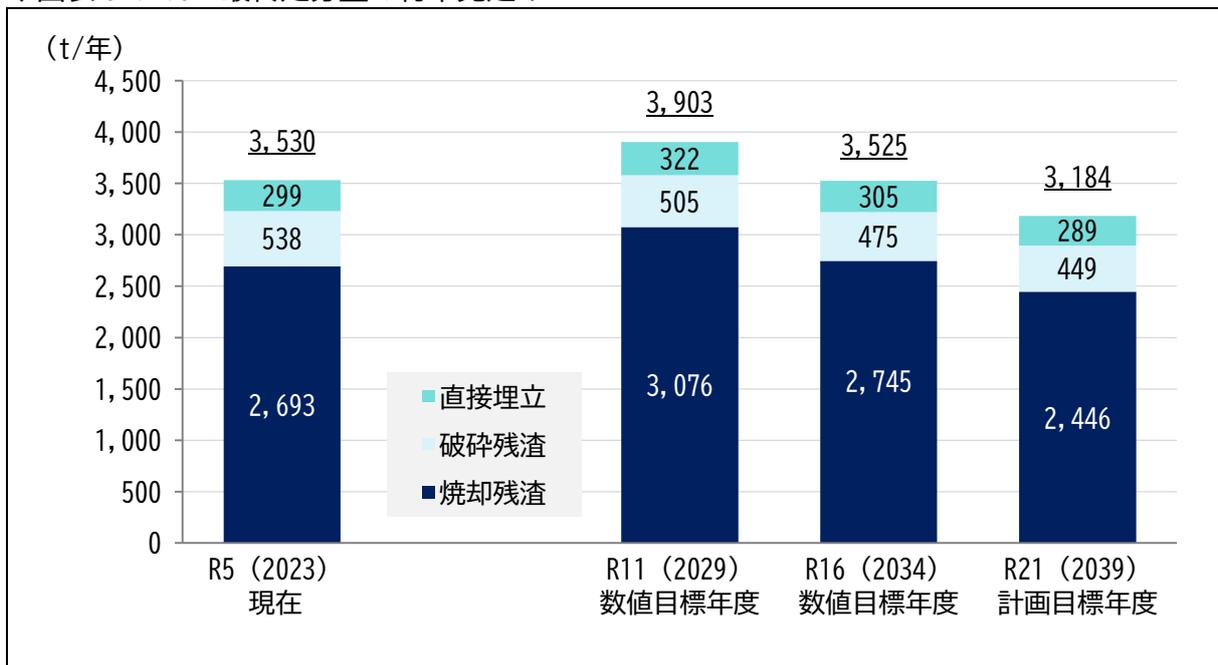
西部ブロックにおけるごみの最終処分は、井笠広域一般廃棄物埋立処分場で埋立処分するものとします。なお、本施設は、令和4年度（2022年度）から埋立処分を開始した施設で、15年間の埋立容量を見込んでおり、埋立期間は令和18年度（2036年度）を目途としています。

### (2) 最終処分量

最終処分量の将来見込みは、図表 6-1-16 のとおりです。ごみ発生・排出削減を進め、数値目標年度の令和11年度（2029年度）において合計3,903トン、令和16年度（2034年度）において合計3,525トン、計画目標年度の令和21年度（2039年度）において合計3,184トンを見込んでいます。

なお、令和8年度（2026年度）に供用を開始する井笠広域里庄清掃工場において、湿式の排ガス処理設備が導入されることから、現在よりも焼却残渣の重量が増加することを見込んでいます。

◆図表 6-1-16 最終処分量の将来見込み



### (3) 最終処分に係る施策

#### 〔現状〕

井笠広域一般廃棄物埋立処分場では、焼却灰、焼却残渣、不燃ごみ等の破碎・選別処理後の不燃物残渣を埋立処分しています。なお、災害廃棄物も埋立対象物です。

埋立対象物のうち、焼却灰、焼却残渣は2つの焼却施設（いずれも流動床式）から排出されています（焼却灰が集じん機捕集灰（固形化）、焼却残渣が炉下から排出される不燃物です）。なお、井笠広域里庄清掃工場はストーカ式焼却施設であり、炉下から排出される主灰（炉下灰）と集じん機捕集灰（固形化）が埋立対象となります。

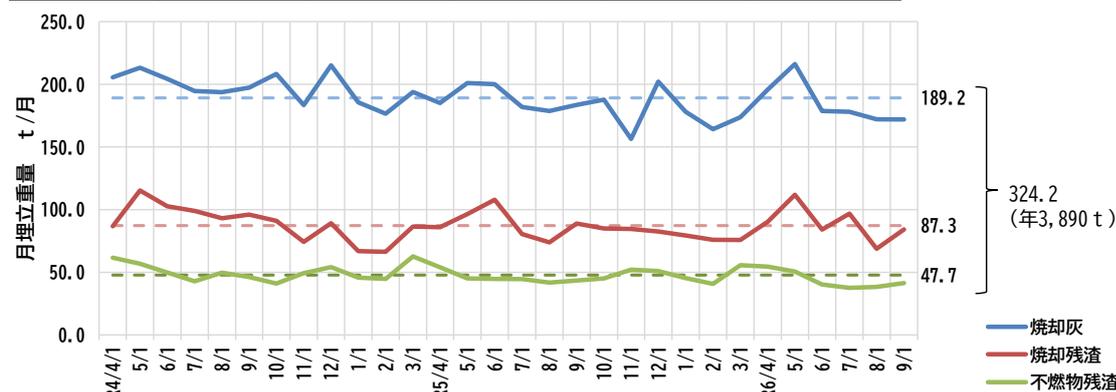
供用開始後の埋立処分量は累計で 9,725t（令和6年（2024年）9月末）です。令和6年（2024年）4月1日時点での残余容量は96,781m<sup>3</sup>（最終覆土量6,200m<sup>3</sup>を含む）で、全体容量から差し引いた埋立容量7,819m<sup>3</sup>、体積換算係数（覆土を含む）は0.96m<sup>3</sup>/tと算定されます。

◆図表 6-1-17 最終処分場の概要

設置主体	岡山県西部衛生施設組合	  浸出水調整槽 多雨時対策として、大型の浸出水調整槽を設置
施設名称	井笠広域一般廃棄物埋立処分場	
供用開始年月	令和4年（2022年）4月	
建設地	岡山県井原市高屋町 5096 番地	
埋立面積	約 12,800m <sup>2</sup>	
施設規模	約 104,600m <sup>3</sup> （最終覆土 0.5m 厚含む）	
処理対象物	焼却残渣、不燃物残渣	
埋立構造	準好気性埋立	
埋立方式	サンドイッチ式	
浸出水処理施設	35m <sup>3</sup> /日、浸出水調整槽 3,000m <sup>3</sup> カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿処理 ＋活性炭処理＋脱塩処理	
運営・維持管理	組合直営	

#### 〔埋立実績〕

	埋立量(累計) t	残余容量 m <sup>3</sup>	全体容量 m <sup>3</sup>	埋立容量 m <sup>3</sup>	体積換算係数 m <sup>3</sup> /t
R5.4.1	4,367	101,189	104,600	3,411	0.78
R6.4.1	8,154	96,781	104,600	7,819	0.96
R6.9.1	9,725				



### 〔残余容量の試算〕

井笠広域里庄清掃工場が供用開始する時点での埋立量、残余容量を試算すると、これまでの埋立実績（月平均埋立量 324.2t/月）を前提とした場合、累積埋立量は 15,600t 程度、残余容量は概ね 89,700m<sup>3</sup>程度となります。この容量には最終覆土量（6,200m<sup>3</sup>）と中間覆土量（埋立厚 3m ごとに 0.5m 厚）を含むため、これを除くと 67,800m<sup>3</sup>程度となります。また、計画処分容量には災害廃棄物（8,000m<sup>3</sup>）も含まれており、災害廃棄物を除くと 59,800m<sup>3</sup>となります。

◆図表 6-1-18 令和 8 年（2026 年）3 月末時点での埋立量等の試算

	埋立量(累計) t	残余容量 m <sup>3</sup>	全体容量 m <sup>3</sup>	埋立容量 m <sup>3</sup>	体積換算係数 m <sup>3</sup> /t
R8.3.1	15,560	89,662	104,600	14,938	0.96

※実残余容量（廃棄物を埋立処分できる容量）

残余容量	最終覆土量	中間覆土量	災害廃棄物量	実残余容量
m <sup>3</sup>				
89,700	6,200	15,700	8,000	59,800

### 〔将来〕

井笠広域一般廃棄物埋立処分場は、埋立開始後 3 年目となっており、埋立量は計画値よりやや少ない傾向にあります。

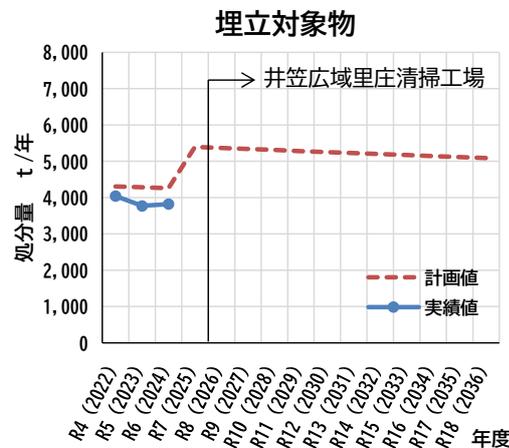
令和 8 年 4 月からは井笠広域里庄清掃工場が供用開始することで、現在、倉敷西部清掃施設組合で処理されている浅口金光地域の焼却残渣処分量が増加する見込みです。井笠広域里庄清掃工場供用開始後の計画処分量から今後の埋立期間を試算した結果、可能埋立期間は井笠広域里庄清掃工場供用後 12 年間（令和 19 年度（2037 年度）まで）（井笠広域一般廃棄物埋立処分場供用開始から 16 年間）と試算されます。

最終処分場はごみ処理の最終段階を受け持つ施設であり、ごみ処理施設としての重要性は高いです。しかし、その整備は、現施設での例にも示されるように、用地確保から施設建設まで 10 年程度にも及ぶ長期間となることが想定されます。

井笠広域一般廃棄物埋立処分場は、供用期間 15 年間としており、使い切りである施設の性格上、次期処分場については計画的に調査・検討を進めるものとします。

次期処分場については、現在の井笠広域一般廃棄物埋立処分場において明らかとなる課題の抽出とその対処について検討していくことが求められます。具体的には、豪雨災害が増加している今日において、予期しにくい自然降雨への対応や、埋立物の性状等からみた浸出水処理について検討していくものとします。

◆図表 6-1-19 埋立対象物量と可能埋立期間の試算



注) 令和 6 年度（2024 年度）実績値は 9 月までの実績を 2 倍した値

実残余容量	計画年間処分容量	可能埋立期間
m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> /年	年
59,800	4,755	13

注) 計画年間処分容量は、現処分場計画時の平均値

◆図表 6-1-20 処分場調査・整備スケジュール案

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
・次期処分場調査・整備												
整備に係る課題調査（抽出）（1年） 埋立対象物・豪雨対策等 処分場形式・用地選定指針	←→											
整備方針（1年）		←→										
候補地選定・用地買収等（3年）			←→									
調査・設計（3年）					←→							
施設建設（3年）								←→				
・新処分場供用開始												●→

○整備に係る課題調査（抽出）と整備方針

課題等	説明	対処方法等
自然降雨への対応	埋立初期に、計画降水量を超える降雨があった場合、浸出水処理や埋立作業の困難性が高くなる。	浸出水処理能力の増大 被覆型処分場の採用 区画埋立の採用 等
埋立物性状	焼却残渣のうち、集じん機捕集灰は塩分等が多く含まれており、浸出水処理に高度処理（脱塩処理）が不可欠となり、コスト増となる。	海面放流が可能な建設場所 被覆型処分場の採用 処理水の下水道投入 等
・ ・ ・	（現有処分場、他事例等での課題を調査・整理）	



整備方針の検討 ⇒ 用地選定指針

○次期処分場としての優位性（整備方針の検討・用地選定指針）

<p>被覆型処分場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 予期できぬ豪雨においても被覆設備で排除するため、影響されない。</li> <li>➡ 浸出水量を低減することができ、下流側利水への影響を低減</li> </ul> <p style="text-align: center;">費用と効果の検証</p>	
<p>下水道投入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 処理水を下水道投入することで下流側利水に影響しない。</li> </ul> <p style="text-align: center;">有効な候補地の選定</p>	
<p>区画埋立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 埋立地を区画化し、埋立初期の浸出水量を低減することで浸出水処理の負担軽減</li> </ul> <p style="text-align: center;">有効な候補地の選定</p>	

## 1-6 その他の計画

### (1)食品ロスの削減

西部ブロックでは、構成市町においてごみ排出抑制施策を展開してごみ排出抑制に取り組んでいます。

具体的には、令和元年（2019年）10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく基本方針に基づき、笠岡市においては、令和4年度（2022年度）に策定した「笠岡市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）」に、里庄町においては、令和6年度（2024年度）に策定した「里庄町一般廃棄物処理基本計画（後期計画）」にそれぞれ「食品ロス削減推進計画」が盛り込まれており、井原市、浅口市、矢掛町においても一般廃棄物処理基本計画における施策として食品ロス削減に関する取り組みを掲げています。

本計画では、西部ブロックにおける排出抑制の対象として「食品ロス削減」を示し、目標値の目安を示すこととしました。（第4章（3）広域化基本計画の目標設定参照）

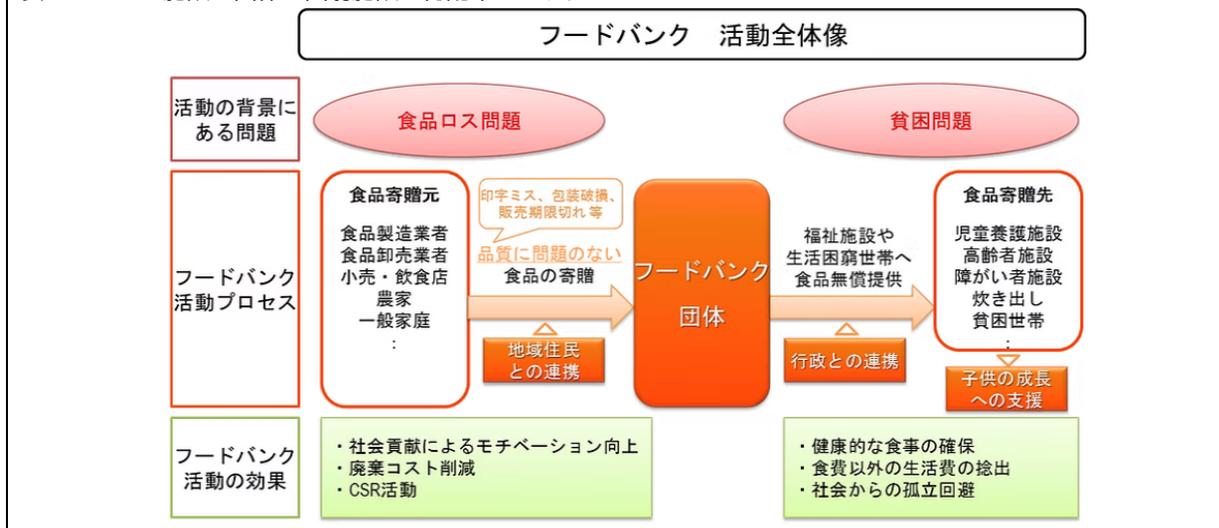
なお、構成市町における施策等については、図表 6-1-21 に示すとおりですが、こうした取り組みに対し、普及啓発、情報発信等については本組合においてもリサイクルプラザの啓発施設等を活用して行っていくものとします。

◆図表 6-1-21 各構成市町における取り組み

	笠岡市	井原市	浅口市	矢掛町	里庄町
冷蔵庫チェックシート	○				
生ごみ処理容器購入補助	○	○	○	○	○
フードバンク（フードドライブ）	○	○	○	○	○
全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加	○			○	○

#### ※フードバンクとは

フードバンクとは、包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の要因で、食品として問題がないにもかかわらず、市場へ流通することができない食品を困窮世帯等に無償で提供する活動です。食品を企業等から寄贈してもらい、必要としている施設や団体・困窮施設へ再配布します。



（資料：一般社団法人全国フードバンク推進協議会 HP）

## (2) 災害廃棄物対策

災害時に発生するごみは、大量かつ多種・多様にわたることが多く、大別してごみ・し尿などの生活ごみと、建物の倒壊などに伴う災害廃棄物が発生します。

各構成市町では、災害発生時の被害を最小限に軽減するための計画として「地域防災計画」を策定しているほか、実際に発生した廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うための基本的な考え方と具体的な対応方針を定めた「災害廃棄物処理計画」を策定しています。

大規模かつ広域的な災害が発生した場合、本組合の各施設で日常の生活ごみを処理しつつ、余力で災害ごみを処理する程度では、すべての災害廃棄物を処理するまでに数十年の歳月が必要となります。

また、こうした大規模災害発生時には、環境衛生上、速やかな回収、処理を必要としますが、収集ルートへの分断、処理施設の稼働停止等も想定されことから、周辺自治体、県や国との連携、協力体制について、平時から整備を進めておく必要があります。

◆図表 6-1-22 災害廃棄物発生量と津波堆積物発生量の見込み（想定規模最大）

	策定期期	南海トラフ巨大地震を想定した 災害廃棄物発生量	南海トラフ巨大地震を想定した 津波堆積物発生量（想定最大規模）
笠岡市	平成30年度 (2018年度)	333,525 トン	412,843 トン
井原市	令和元年度 (2019年度)	39,161 トン	—
浅口市	令和2年度 (2020年度)	86,729 トン	58,142 トン
矢掛町	令和元年度 (2019年度)	21,140 トン	—
里庄町	令和元年度 (2019年度)	10,023 トン	—
合計		490,578 トン	470,985 トン

## (3) 在宅医療廃棄物対策

近年では、高齢化社会の進行を背景に、自らあるいは家族が自宅で医療行為を行うケースが増えており、一般家庭でも医療廃棄物が発生しごみとして排出されています。

これらの在宅医療廃棄物には、注射針など鋭利なものや感染性を持つものなど危険なごみが含まれている可能性があります。

各構成市町では、受け取った医療機関へ返すもの、各構成市町の収集に出せるものについてルールを定めており、医師や医療機関との連携を図りつつ、適正な処理を推進します。



(資料：「在宅医療廃棄物の出し方」(チラシ) 抜粋 笠岡市 HP)





## 第7章

# 施策推進体制



## 1 施策推進体制

西部ブロックには、現在、4つの事務組合（岡山県西部衛生施設組合・岡山県西部環境整備施設組合・岡山県井原地区清掃施設組合・倉敷西部清掃施設組合）があります。

倉敷西部清掃施設組合が運営していた倉敷西部清掃工場は、令和6年（2024年）11月末に閉鎖されました。浅口市金光地域の可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、令和6年（2024年）12月1日から倉敷西部クリーンセンターへ搬入されており、倉敷西部清掃施設組合は、令和6年度（2024年度）に解散することとなります。

令和8年（2026年）4月に、本組合が整備している井笠広域里庄清掃工場が供用開始して以降は、可燃ごみ処理に関する事務は、本組合の所掌となります。そのため、他の2組合は、現在稼働している焼却施設の解体等が終了し、必要な事務が無くなる時点において解散することとなります。

その他の不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみについては現状どおり本組合の事務として施設整備、運営・維持管理について行っていくものとします。

また、本計画の進捗管理、改定等は、本組合が行うものとします。

◆図表 7-1-1 西部ブロックにおける事務組合の現在と将来

